

川口市 障害者福祉計画

平成30(2018)年度～平成35(2023)年度

第5期 川口市障害者自立支援福祉計画

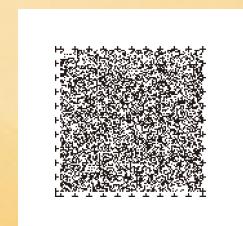
第1期 川口市障害児福祉計画

(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)

ともに生き、
みんなが元気に輝くまち

平成30年3月

川 口 市



はじめに

本市では、「ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち」を基本理念に、平成25年度から5年間の計画期間とする「川口市障害者福祉計画」を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進して参りました。また、平成27年度からの3年間を計画期間とする「第4期川口市障害者自立支援福祉計画」では、障害福祉サービスの充実に向けた取組みを行って参りました。

この両計画は、平成30年3月をもって終了することから、新たな「川口市障害者福祉計画」の策定にあたっては、計画期間を平成30年度からの6カ年計画とすることで、3カ年計画である「第5期川口市障害者自立支援福祉計画」及び障害児サービスの見込量を定める「第1期川口市障害児福祉計画」との整合を図り、一体的な計画にすることといたしました。

近年の障害者を取り巻く環境は、大きく変化しており、障害者に関わるさまざまな制度改革も行われて参りました。平成28年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に関する支援の拡充が図られ、平成28年の「児童福祉法」の改正では、障害のある児童の支援の充実が図られています。

新しい計画では、これまでの障害者福祉計画を踏まえつつ、基本理念を「ともに生き、みんなが元気に輝くまち」とし、地域共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も地域の中でともに安心して暮らしていくよう、施策の方向を定めるとともに、障害福祉サービスの見込量とその確保方策を定めました。

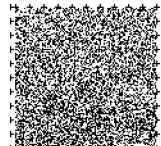
これらの計画の策定にあたりましては、障害者等へのアンケート調査のほか、障害者関係団体との意見交換会や知的障害者本人へのヒアリング調査により、障害者の現状や将来の不安など様々な課題を整理し、障害者施策推進のための参考といたしました。

アンケート調査にあたり、ご協力いただきました障害者や障害者団体などの皆さま、並びに貴重なご意見・ご提言をいただきました川口市障害者福祉計画等策定委員会の委員の皆さんに心からお礼を申し上げるとともに、この計画の推進につきましても、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成30年3月

川口市長 奥ノ木信夫



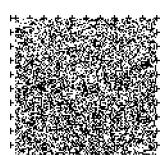
目 次

【総論】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景と趣旨	1
2 障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	5
5 計画の策定方法	6
6 計画対象者の範囲	8
第2章 障害者の現状と主要課題	9
1 障害者の現状	9
2 障害者の生活状況	22
3 障害者施策推進のための主要課題	35

【川口市障害者福祉計画】

第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 基本施策	41
〈施策の体系〉	46
〈推進事業〉	48
第4章 重点施策「将来にわたる安心施策」	53
1 障害者と家族の高齢化への対応	54
2 障害者の地域生活支援	55
3 障害者の雇用・就労支援	56
4 災害時の障害者への支援体制の整備	57
第5章 障害者施策の総合的展開	58
基本施策1 地域共生社会の実現	59
基本施策2 障害児とその家庭への支援	66
基本施策3 地域における障害者の自立支援	71
基本施策4 障害者の社会活動の支援	80
基本施策5 保健・医療体制の充実	85
基本施策6 障害者にとって安全・安心のまちづくり	88



【第5期川口市障害者自立支援福祉計画】

【第1期川口市障害児福祉計画】

第6章 サービス必要量の見込み	93
1 平成32（2020）年度の目標値	93
2 目標達成のためのサービス体系	97
3 サービス必要量の見込みと確保方策	99

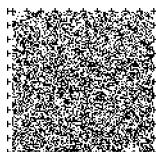
【計画の推進体制】

第7章 計画の推進のために	113
1 各主体の役割	113
2 計画を円滑に推進するための取組み	115

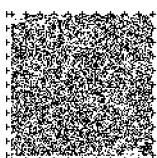
資料編	117
1 川口市障害者福祉計画等策定委員会	117
2 川口市障害者福祉計画等策定委員会専門部会	121
3 用語解説	125

「障害」という言葉については、法律用語では漢字表記ですが、昨今各地域において「障がい」あるいは「しょうがい」といった表記もみられます。

本市では、漢字表記で「障害」とすることとしています。



総 論



第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

(国・県の動向)

平成15年4月、身体障害¹者及び知的障害²者を対象とした支援費制度³が導入され、措置制度から契約制度へ転換し、利用者がサービスを選択・決定できるようになりました。その後、平成17年4月に発達障害⁴者支援法⁵が、平成18年4月には障害者自立支援法⁶が施行され、障害者の地域生活の支援体制も大きく変わりました。

平成18年12月には国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約⁷）」が採択され、平成20年5月に発効しました。その上で、障害のとらえ方として、身体的特徴としての機能障害⁸（Impairment）が障害者の生きにくさや社会参加を阻んでいるという考え方から脱却し、障害を身体的特徴と環境との相互作用であるととらえ、その環境のあり方の変更を目指しました。日本では、障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備をはじめとする障害者制度改革が進められ、平成23年8月に障害者基本法⁹が改正され、地域社会における共生、障害のとらえ方や差別の定義を明確化する等の新たな視点が盛り込まれました。平成24年6月の「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の成立を受け、平成25年4月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法¹⁰）」として改正され、制度の狭間にいた難病¹¹等が障害に加わりました。

¹ 身体障害者福祉法に規定された、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能、またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの。

² 先天性または出生時ないし、出生後早期に脳髄に何らかの障害を受けているため、知能が未発達の状態に留まり、そのため学習、社会生活への適応が著しく困難な状態をいう。

³ 従来の措置制度に代わり、平成15年4月から障害のある人自らがサービスを選択し、事業者・施設と対等な立場に立った契約によりサービスを利用する制度で、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とする。

⁴ 発達障害者支援法第2条において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と規定されている。

⁵ 個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるよう発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにすることを目的とした法律で、平成17年4月に施行、平成28年に改正された。

⁶ 身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類ごとに分かれていた障害者の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ充分なサービス提供を行うことにより、障害者がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律で、平成18年に施行された。平成25年4月からは障害者総合支援法に移行している。

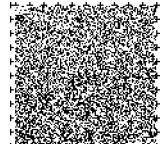
⁷ 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。平成18年12月に国連総会において採択され、平成20年5月に発効、日本は平成26年1月に批准した。

⁸ 著しい変異や喪失などといった、心身機能または身体構造上の問題のこと。

⁹ 身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律（平成5年施行）で、平成23年8月に大幅に改定された。

¹⁰ 正式な名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成24年6月に制定された。従来の障害者自立支援法を一部改正した法律である。障害者及び障害児等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等を総合的に行うこと、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

¹¹ 原因が不明で、治療方法も未確立で、かつ後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとって経済的・精神的な負担が大きくなる。「難病の患者に対する医療等に関する法律」等により、平成27年1月から新たな医療費助成制度が始まり、現在は330疾病が指定難病に指定されている。



また、平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法¹²⁾」、平成25年4月には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法¹³⁾」が施行されました。

平成25年6月には、障害者に対する差別禁止、合理的配慮¹⁴⁾の提供を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（平成28年4月施行）し、平成26年1月に障害者権利条約を日本も批准しました。

平成28年6月には「障害者総合支援法」と「児童福祉法¹⁵⁾」が改正され、障害者が望む地域生活を支援するため、自立生活援助や就労定着支援といったサービス、高齢障害者の介護保険サービス利用時の負担軽減の仕組みなどが設けられました。また、障害児支援のニーズの多様化に対応するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。さらには、国では『地域共生社会』（高齢者や障害者に限らず、地域のあらゆる住民が役割を持ち、ともに支え合いながら、自分らしく暮らすことのできる地域社会）という概念を示し、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供できる「共生型サービス」を創設するなど、その実現に向けた取組みを推進しています。

このように、近年における障害者施策は、障害者の自立と社会、経済、文化などのあらゆる分野への参加を促進することを目的として実施されてきました。県においても、国の制度改革の流れを見据えながら、障害者支援計画を策定し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会（共生社会）の実現をめざし、施策を実施しています。

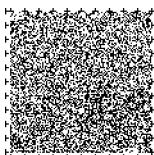
これからは、障害者基本法や障害者総合支援法を踏まえ、市町村が実施主体となり地域福祉の実現をめざし、障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、障害者が自ら選択する生活を営むための支援の充実、平等な社会参加を基本とした施策を総合的に展開することが求められています。

¹² 障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律で、平成24年10月に施行された。

¹³ 障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図ることで、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした法律。平成25年4月に施行された。

¹⁴ 障害者権利条約第2条で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。実質的な機会均等を確保するために必要で適切な変更及び調整がないことを、障害者権利条約では「差別」であるとしている。

¹⁵ 児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。平成28年6月の改正により、障害児福祉計画の策定が義務付けられた。



(市の動向)

本市では、平成25年3月に「ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち」を基本理念とした川口市障害者福祉計画を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を進めてきました。また、平成27年3月には、障害者総合支援法に基づく、第4期川口市障害者自立支援福祉計画を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業の実施に取り組んできました。平成29年6月には議員提案により、手話は言語であるという基本理念をもとに川口市手話言語条例が制定され、手話を使うことが尊重され、意思疎通が図りやすい環境づくりを進めています。

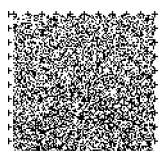
障害者施策は、福祉サービスにとどまらず、保健・医療、教育、雇用、住まい、防犯・防災、まちづくりなど広範囲にわたるだけでなく、高齢者福祉や子ども家庭福祉に比べて、ライフステージをまたがる支援を必要とする分野です。また、発達障害や高次脳機能障害¹⁶、難病などといった人たちへの支援、障害があるがゆえに差別や不利益を被るような人権問題への対応など、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためのきめ細かな取組みも求められます。

(策定の趣旨)

この計画は、障害者福祉を取り巻く環境の変化やニーズに対応し、地域に暮らすすべての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざして、障害者基本法、障害者総合支援法に基づき、現行の川口市障害者福祉計画（平成25年度～平成29年度）及び第4期川口市障害者自立支援福祉計画（平成27年度～平成29年度）を見直し策定するものです。さらに、児童福祉法の改正に基づき、新たに策定することとなった障害児福祉計画を包含するものとして策定します。

また、本市は平成30年4月から中核市に移行します。障害保健福祉行政の権限の一部が移譲されることから、中核市にふさわしい取組みを推進してまいります。

¹⁶ 病気や事故による脳の損傷により、注意力や集中力の低下、感情の抑制や簡単な動作がうまくできない、よく知っている道で迷うなどの症状が現れる障害。



2 障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画

現在、本市には、障害者に関する行政計画として、川口市障害者福祉計画と川口市障害者自立支援福祉計画があります。今回、児童福祉法の改正により新たに策定することとなった川口市障害児福祉計画とあわせると、3計画となります。

◆川口市障害者福祉計画

川口市障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画であり、本市における障害者に関する総合的な施策について基本計画を定めるものです。

【施策の内容】

障害者の権利擁護、社会参加、保健・医療・福祉、療育¹⁷、教育、移動手段・生活環境、市民への意識啓発などさまざまな施策を定める。また、障害者自立支援福祉計画に位置づけられている障害福祉サービスのあり方も含まれます。

◆川口市障害者自立支援福祉計画

川口市障害者自立支援福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画であり、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等を身近な地域において計画的に提供するための実施計画として定めるものです。

【施策の内容】

生活・就労・居住等の支援を目的とする指定障害福祉サービスと地域生活支援事業の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保の方策等を定めます。

◆川口市障害児福祉計画

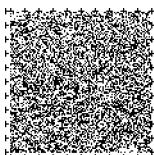
川口市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく法定計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保、その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

【施策の内容】

障害福祉サービスと同様に障害児支援のニーズ等の把握・分析を踏まえ、障害児通所支援等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保の方策等を定めます。

¹⁷心身に障害のある児童（障害児）に対し、適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら教育すること。

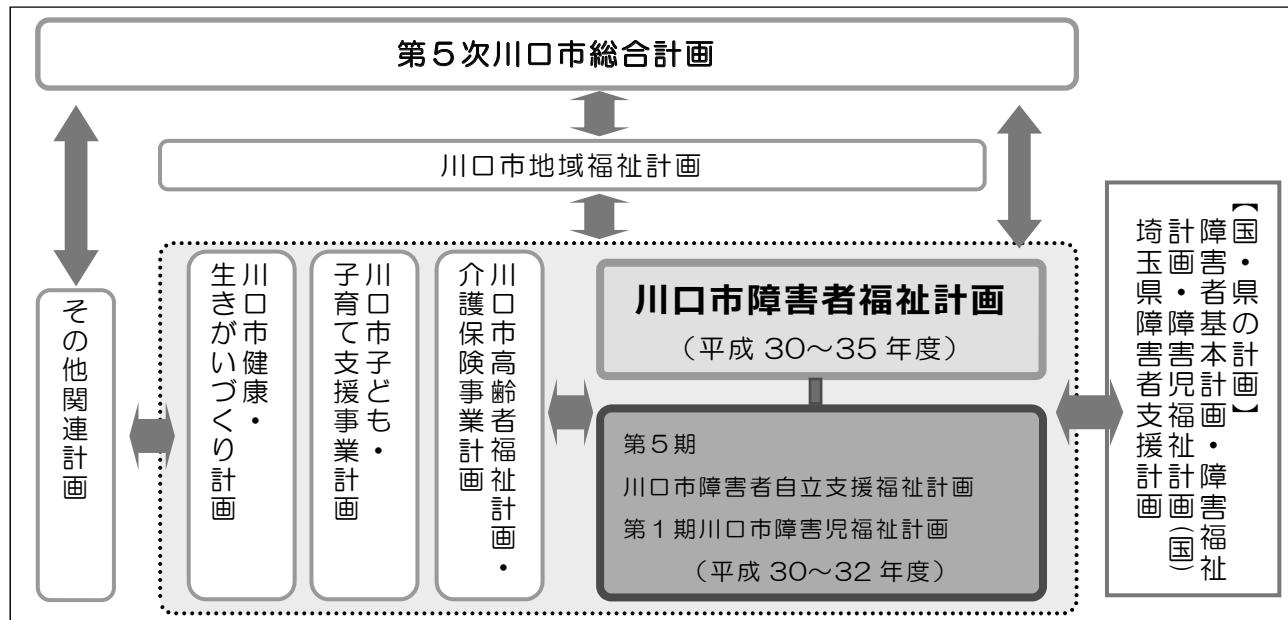
乳幼児期から学童期にかけては、基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、人間の成長過程でも最も重要な時期であり、その早い段階で障害を早期発見し、早期療育を行うことが、軽減・治癒の効果が高いとされている。



3 計画の位置づけ

「障害者福祉計画」、「障害者自立支援福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの計画は、本市の上位計画である総合計画や地域福祉計画、関連する保健、福祉、子育て、住宅、まちづくり、防災等の計画と連携して推進されるものです。

■ 関連する諸計画との関係



4 計画の期間

障害者福祉計画の期間は、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6カ年です。

なお、障害者自立支援福祉計画及び障害児福祉計画については、3年ごとに定める法定計画であることから、平成32（2020）年度に見直しを行います。

■ 計画の期間

区分	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
総合計画												
障害者福祉計画												
障害者自立支援福祉計画												
障害児福祉計画												

※ 平成30年度～平成35年度までの6カ年を「第5期」と呼びます。

※ 平成32年度～平成35年度までの4年を「第1期～第4期」と呼びます。

5 計画の策定方法

(1) 川口市障害者福祉計画等策定委員会での審議

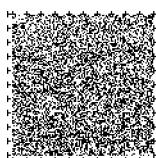
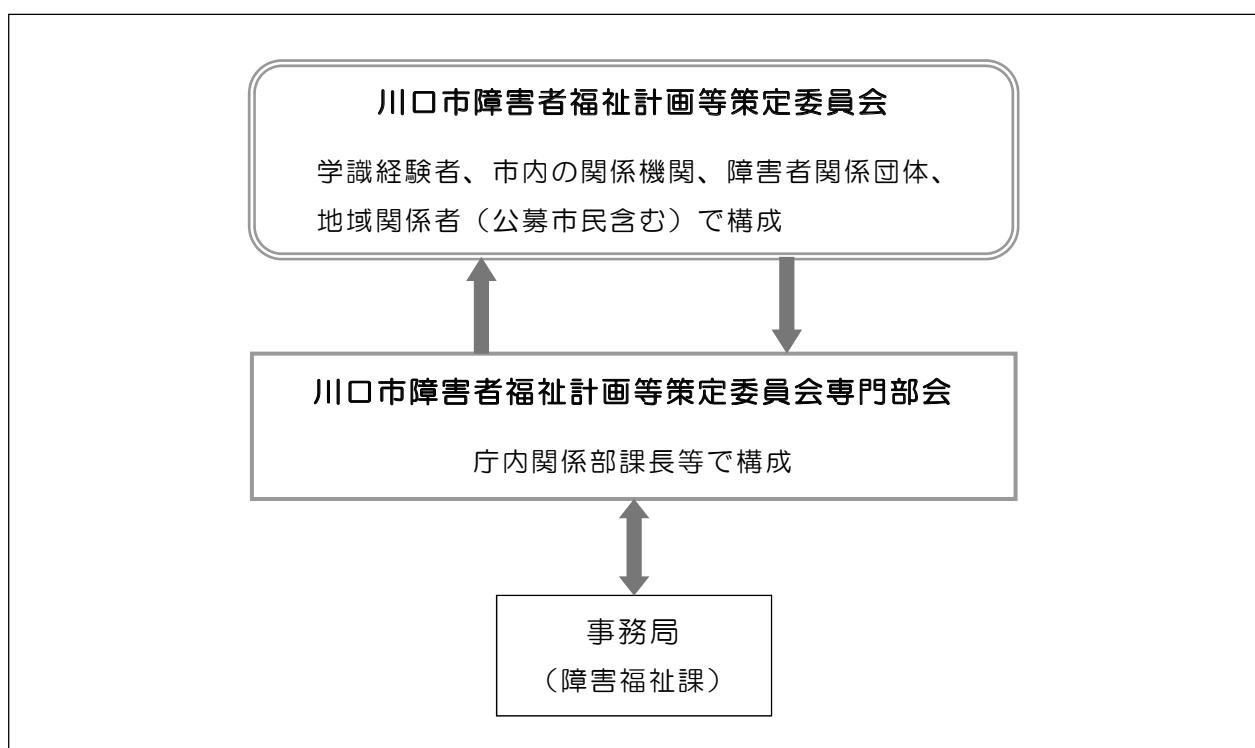
計画の策定にあたっては、川口市障害者福祉計画等策定委員会において協議・検討を行いました。

策定委員会は、学識経験者や市内の関係機関、障害者関係団体、地域関係者の代表で構成され、公募市民も委員として参加しています。策定委員会での検討を通じて、広く市民等の意見を反映する体制を確保しました。

(2) 庁内検討体制

庁内に、関係部課長等で構成する川口市障害者福祉計画等策定委員会専門部会を設置し、計画内容について検討を行いました。

■計画策定の体制



(3) 市民等の意見の反映等

① 障害者、障害児、障害者関係団体、サービス提供事業所等の意見把握

計画の策定にあたっては、障害者ご本人や障害児の保護者、一般市民、市内で活動する障害者関係団体、サービス提供事業所等へのアンケート調査を実施し、意見・要望等を把握しました。

また、障害者関係団体を対象にした意見交換会、知的障害者ご本人へのヒアリング調査も実施しました。

■アンケート調査の概要

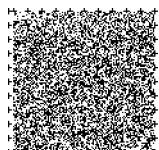
区分	調査対象者	回収率（回収数）
①市民	18歳以上の川口市民のうち、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害 ¹⁸ 者保健福祉手帳を持っている人、自立支援医療（精神通院医療）を利用している人の中から無作為に抽出した1,550人	56.2% (871人)
②子ども	障害者手帳を持っている18歳未満の市民の中から無作為に抽出した250人の保護者	67.6% (169人)
③施設利用	18歳以上の川口市民のうち、身体障害者手帳または療育手帳を持っている人で施設に入所している人の中から無作為に抽出した100人	64.0% (64人)
④一般市民	18歳以上の川口市民の中から無作為に抽出した300人	52.0% (156人)
⑤関係団体	障害者福祉団体（10団体）	80.0% (8団体)
⑥事業所	障害福祉サービス提供事業所（75事業所）	81.3% (61事業所)
	2,285人・事業所	58.2% (1,329人・事業所)

■意見交換会、ヒアリング調査の概要

区分	概要
意見交換会	<p>[第1回] 目的：障害者（介助者を含む）の生活実態と課題を把握する。 實施対象：各障害別障害者団体関係者及び障害者21名 實施時期：平成29年9月25日～9月26日</p> <p>[第2回] 目的：計画（案）に対する意見・要望を把握する。 實施対象：障害者団体関係者及び障害者18名 實施時期：平成30年1月18日（木）</p>
知的障害者ヒアリング	<p>目的：知的障害者の生活実態と課題を把握する。 實施対象：市内のグループホームに入居、就労支援事業所で就労している知的障害者19名 實施時期：平成29年9月28日～10月6日</p>

¹⁸ 統合失調症、うつ病などの気分障害、薬物・アルコールなどの依存症、パニック障害、不安障害、てんかん、認知症のため、精神や行動における特定の症状を呈することによって、機能的な障害を伴っている状態をいう。

また、精神障害のため生活のしづらさを抱えている方を精神障害者という。なお、精神障害者には発達障害や高次脳機能障害も含まれる。



② パブリック・コメント

計画の策定にあたっては、計画案について広く市民から意見を募集し計画に反映させるため、パブリック・コメントを実施しました。

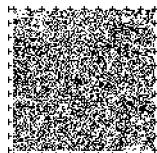
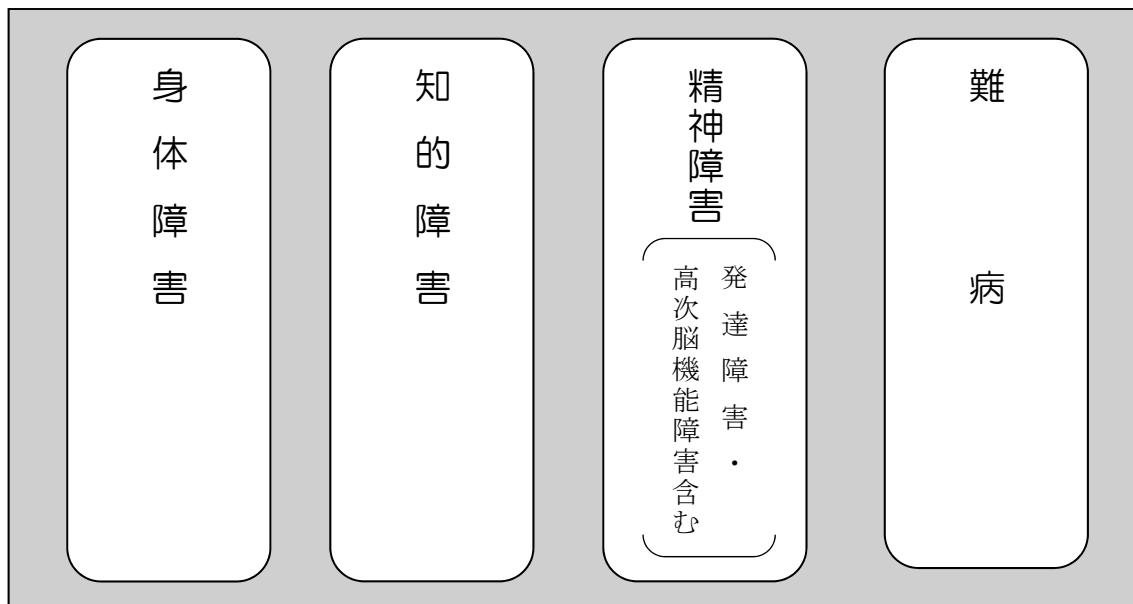
■意見募集の概要

区分	実施概要
意見募集期間	平成30年1月4日（木）～2月2日（金）
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報かわぐち」（平成30年1月号）において、パブリック・コメントの実施を広報 ・ホームページに計画（案）を掲載 ・障害福祉課及び市政情報コーナーで計画（案）を閲覧
意見の提出方法	書面の持参、郵送、FAX、電子メール

6 計画対象者の範囲

計画では、障害者基本法第2条第1項に基づき、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）並びに難病も対象とします。

■計画対象者の範囲



第2章 障害者の現状と主要課題

1 障害者の現状

(1) 障害者数

平成29年3月31日現在、本市における障害者手帳所持者数は23,985人であり、このうち、身体障害者が16,908人(障害者数の70.5%)、知的障害者が3,487人(同14.5%)、精神障害者が3,590人(同15.0%)となっています。

平成24年度以降の推移をみると、いずれの障害者数も増加していますが、特に精神障害者の急増が顕著です。また、平成28年度の本市の人口に占める障害者数の割合は4.04%であり、障害者数はこの5年間に16.4%増加していることから、今後も障害者数が増えしていくことが予想されます。

なお、平成29年3月31日現在の障害者自立支援医療(精神通院)受給者数は7,579人と、この5年間に26.7%増加しています。

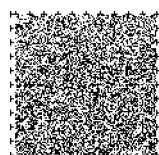
■人口及び障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増加率
人口	579,308	581,170	585,503	590,209	593,485	2.4%
身体障害者	15,263	15,842	16,312	16,701	16,908	10.8%
知的障害者	2,901	3,074	3,227	3,353	3,487	20.2%
精神障害者	2,435	2,680	3,034	3,322	3,590	47.4%
障害者合計	20,599	21,596	22,573	23,376	23,985	16.4%
障害者の割合	3.56%	3.72%	3.86%	3.96%	4.04%	0.48ポイント
(参考)						
自立支援医療	5,984	6,369	6,817	7,196	7,579	26.7%

(注) 1 人口は住民基本台帳人口(各年度4月1日現在)

2 身体障害者、知的障害者及び精神障害者は各手帳所持者数、自立支援医療は障害者自立支援医療(精神通院)受給者数(各年度3月31日現在)※市で保有しているデータに基づき作成

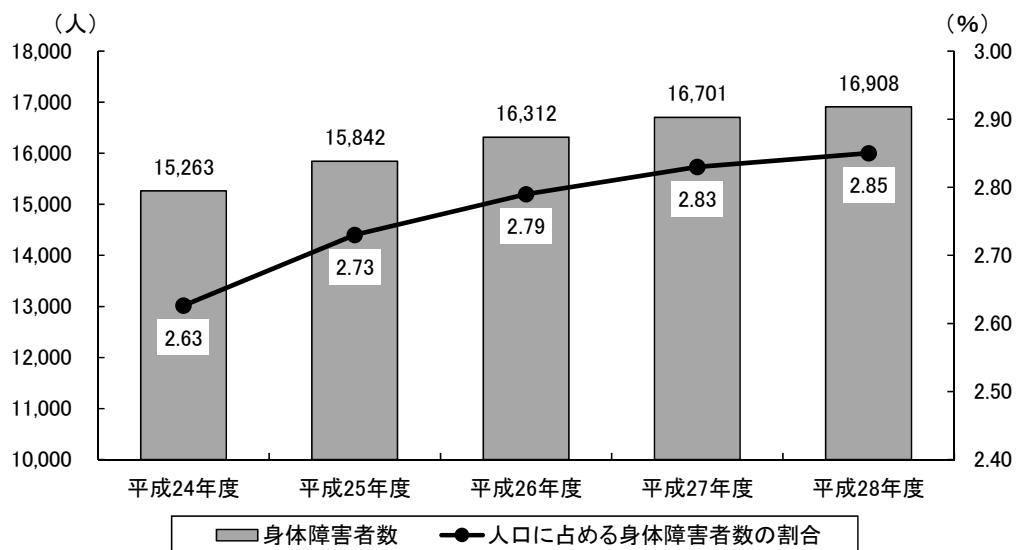


(2) 身体障害者の状況

① 総 数

身体障害者数は年々増加しており、平成29年3月31日現在で16,908人となっています。また、人口に占める身体障害者数の割合も、平成24年度の2.63%から平成28年度には2.85%へ上昇しています。

■身体障害者数の推移



(注) 各年度3月31日現在

② 障害種別

障害種別にみると、平成29年3月31日現在で肢体不自由が最も多く8,699人(全体の51.4%)、次いで内部障害¹⁹が5,578人(同33.0%)となっています。

■障害種別身体障害者数の推移

(単位：人)

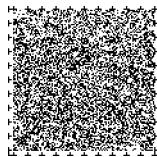
区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	1,027	1,056	1,056	1,096	1,130
	6.7%	6.7%	6.5%	6.6%	6.7%
聴覚・平衡機能障害	995	1,022	1,056	1,127	1,165
	6.5%	6.5%	6.5%	6.7%	6.9%
音声・言語そしゃく機能障害	202	203	206	201	201
	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%
肢体不自由	8,234	8,543	8,692	8,719	8,699
	53.9%	53.9%	53.3%	52.2%	51.4%
内部障害	4,701	4,907	5,181	5,430	5,578
	30.8%	31.0%	31.8%	32.5%	33.0%
免疫機能障害 ²⁰	104	111	121	128	135
	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%
合計	15,263	15,842	16,312	16,701	16,908

(注) 1 各年度3月31日現在

2 下段は構成比

¹⁹ 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓など体の内部の機能障害をいう。

²⁰ ヒト免疫不全ウィルス(HIV)による免疫の機能の障害をいう。



③ 障害の等級別

障害の等級別にみると、平成29年3月31日現在で1・2級（重度）の人が8,515人（全体の50.4%）、3・4級（中度）の人が6,649人（同39.3%）、5・6級（軽度）の人が1,744人（同10.3%）となっており、平成24年度に比べていずれの等級も増加しています。

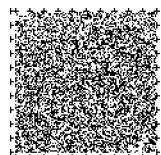
■等級別身体障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	5,472	5,676	5,862	5,994	6,086
	35.9%	35.8%	35.9%	35.9%	36.0%
2級	2,315	2,353	2,393	2,409	2,429
	15.2%	14.9%	14.7%	14.4%	14.4%
3級	2,492	2,610	2,662	2,653	2,623
	16.3%	16.5%	16.3%	15.9%	15.5%
4級	3,483	3,656	3,798	3,961	4,026
	22.8%	23.1%	23.3%	23.7%	23.8%
5級	814	852	888	926	951
	5.3%	5.4%	5.4%	5.5%	5.6%
6級	687	695	709	758	793
	4.5%	4.4%	4.3%	4.5%	4.7%
合計	15,263	15,842	16,312	16,701	16,908

(注) 1 各年度3月31日現在

2 下段は構成比

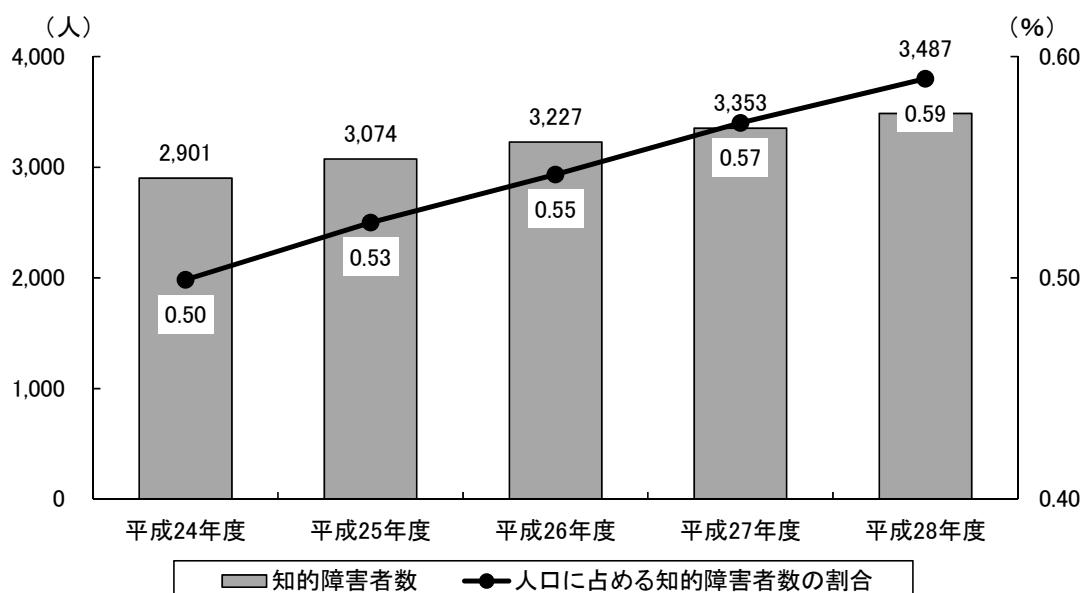


(3) 知的障害者の状況

① 総 数

知的障害者数は年々増加しており、平成 29 年 3 月 31 日現在で 3,487 人となっています。また、人口に占める知的障害者数の割合も、平成 24 年度の 0.50% から平成 28 年度には 0.59% へ上昇しています。

■知的障害者数の推移



(注) 各年度 3 月 31 日現在

② 障害の程度別

障害の程度別にみると、平成 29 年 3 月 31 日現在で最重度は 684 人（全体の 19.6%）、重度は 767 人（同 22.0%）、中度は 1,038 人（同 29.8%）、軽度は 998 人（同 28.6%）となっており、平成 24 年度に比べて特に軽度が増加しています。

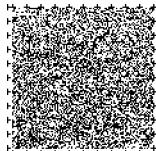
■程度別知的障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
最重度	619 21.3%	647 21.0%	666 20.6%	672 20.0%	684 19.6%
重度	698 24.1%	706 23.0%	738 22.9%	752 22.4%	767 22.0%
中度	871 30.0%	920 29.9%	952 29.5%	988 29.5%	1,038 29.8%
軽度	713 24.6%	801 26.1%	871 27.0%	941 28.1%	998 28.6%
合計	2,901	3,074	3,227	3,353	3,487

(注) 1 各年度 3 月 31 日現在

2 下段は構成比

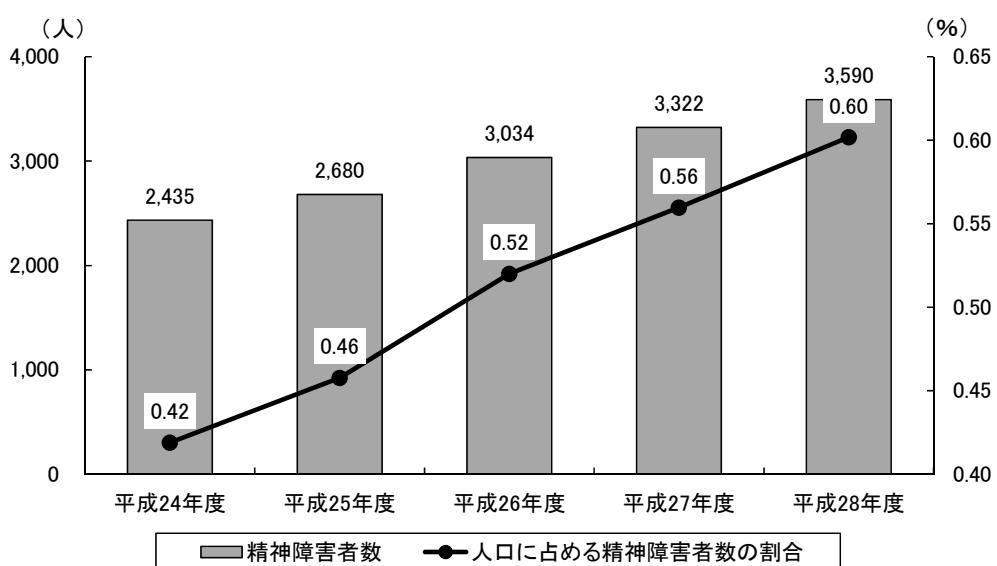


(4) 精神障害者の状況

① 総 数

精神障害者数は年々増加しており、平成29年3月31日現在で3,590人となっています。また、人口に占める精神障害者数の割合も、平成24年度の0.42%から平成28年度には0.60%へ上昇しています。

■精神障害者数の推移



(注) 各年度3月31日現在

② 障害の等級別

障害の等級別にみると、平成29年3月31日現在で1級が333人(全体の9.3%)、2級が2,165人(同60.3%)、3級が1,092人(同30.4%)となっており、平成24年度に比べていずれの等級も増加しています。

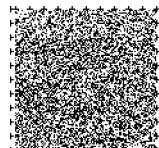
■等級別精神障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	207	238	281	301	333
	8.5%	8.9%	9.3%	9.1%	9.3%
2級	1,547	1,674	1,903	2,042	2,165
	63.5%	62.5%	62.7%	61.5%	60.3%
3級	681	768	850	979	1,092
	28.0%	28.7%	28.0%	29.5%	30.4%
合計	2,435	2,680	3,034	3,322	3,590

(注) 1 各年度3月31日現在

2 下段は構成比

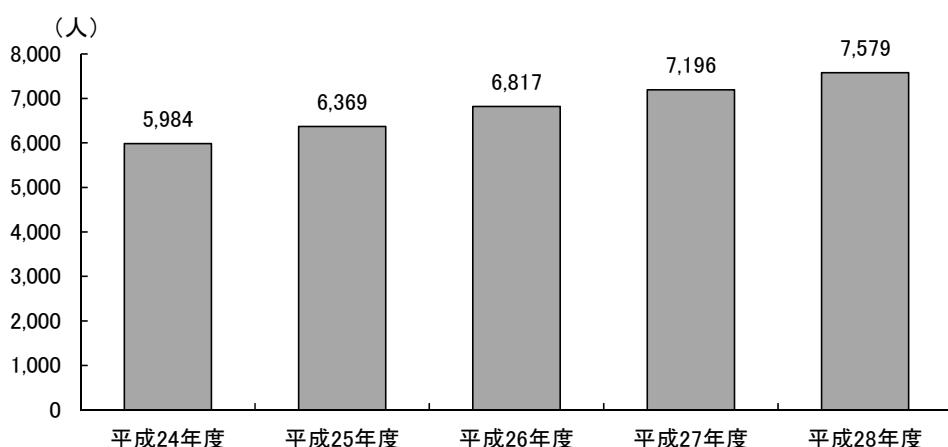


③ 障害者自立支援医療（精神通院）受給者

障害者自立支援医療（精神通院）受給者数は年々増加しており、平成29年3月31日現在で7,579人となっています。

疾病分類別にみると、「気分障害」「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が30～40%台で推移しています。

■障害者自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



(注) 各年度3月31日現在

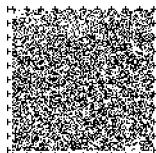
■障害者自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類

(単位：人、%)

区分	平成24年度 構成比	平成25年度 構成比	平成26年度 構成比	平成27年度 構成比	平成28年度 構成比
O1 気分障害	2,399 40.1%	2,581 40.5%	2,778 40.8%	3,006 41.8%	3,143 41.5%
O2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,016 33.7%	2,118 33.3%	2,196 32.2%	2,261 31.4%	2,311 30.5%
O3 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	424 7.1%	469 7.4%	520 7.6%	534 7.4%	589 7.8%
O4 てんかん	404 6.8%	393 6.2%	401 5.9%	436 6.1%	436 5.8%
O5 症状性を含む器質性精神障害	222 3.7%	246 3.9%	268 3.9%	296 4.1%	315 4.2%
O6 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	133 2.2%	148 2.3%	161 2.4%	154 2.1%	173 2.3%
O7 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	86 1.4%	79 1.2%	93 1.4%	122 1.7%	145 1.9%
O8 分類不明	95 1.6%	111 1.7%	139 2.0%	92 1.3%	131 1.7%
O9 心理的発達の障害	90 1.5%	110 1.7%	133 2.0%	165 2.3%	199 2.6%
O10 精神遅滞	59 1.0%	55 0.9%	66 1.0%	64 0.9%	76 1.0%
O11 成人の人格及び行動の障害	28 0.5%	31 0.5%	34 0.5%	34 0.5%	30 0.4%
O12 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	28 0.5%	28 0.4%	28 0.4%	32 0.4%	31 0.4%
合計	5,984 100.0%	6,369 100.0%	6,817 100.0%	7,196 100.0%	7,579 100.0%

(注) 各年度3月31日現在

資料提供：川口市障害福祉課



(5) 障害児の就学状況

① 障害児の就学状況

市内の小・中学校特別支援学級²¹及び通級指導教室²²に通う児童生徒数は年々増加しており、平成29年4月1日現在で特別支援学級に通う小学生が324人、中学生が184人、通級指導教室に通う小中学生が277人となっています。

■市内の特別支援学級・通級指導教室児童生徒数の推移

(単位：人)

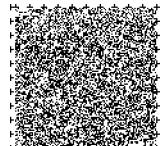
区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		構成比								
特別支援学級（小学生）	230	100.0%	240	100.0%	248	100.0%	283	100.0%	324	100.0%
知的障害	119	51.7%	124	51.7%	125	50.4%	141	49.8%	171	52.8%
情緒障害	111	48.3%	116	48.3%	123	49.6%	142	50.2%	153	47.2%
特別支援学級（中学生）	150	100.0%	141	100.0%	142	100.0%	148	100.0%	184	100.0%
知的障害	80	53.3%	81	57.4%	79	55.6%	82	55.4%	93	50.5%
情緒障害	70	46.7%	60	42.6%	63	44.4%	66	44.6%	91	49.5%
通級指導教室（小中学生）	185	100.0%	196	100.0%	227	100.0%	267	100.0%	277	100.0%
難聴・言語障害	119	64.3%	122	62.2%	137	60.4%	159	59.6%	181	65.3%
発達障害・情緒障害	66	35.7%	74	37.8%	90	39.6%	108	40.4%	96	34.7%

(注) 各年度4月1日現在

資料提供：川口市指導課

²¹ 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級。

²² 言語障害、難聴、学習障害（LD）、注意欠如多動性障害（ADHD）等の児童生徒に対して、一人一人の児童生徒の障害に応じた特別の指導を行う教室。児童生徒は、各教科の指導は主として通常の学級で受け、必要な時間を通級指導教室に通う。



平成29年5月1日現在、県内の特別支援学級に通う児童生徒数は7,928人、特別支援学校²³に通う幼児児童生徒数は7,595人、通級指導教室で教育を受けている児童生徒数は3,642人となっており、このうち、義務教育段階の児童生徒数は15,629人で、県内学齢児童生徒数（552,020人）の2.8%あたります。

■県における特別支援教育の状況

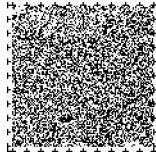
(単位：人)

区分		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
特別支援学級	小学校	3,836	24.4%	4,008	24.3%	4,314	25.1%	4,878	26.9%	5,424	28.3%
	中学校	2,048	13.0%	2,141	13.0%	2,320	13.5%	2,412	13.3%	2,504	13.1%
	小計	5,884	37.5%	6,149	37.3%	6,634	38.7%	7,290	40.2%	7,928	41.4%
通級指導教室		3,006	19.1%	3,250	19.7%	3,341	19.5%	3,449	19.0%	3,642	19.0%
特別支援学校	幼稚部	54	0.3%	62	0.4%	58	0.3%	56	0.3%	54	0.3%
	小学部	2,087	13.3%	2,176	13.2%	2,276	13.3%	2,411	13.3%	2,490	13.0%
	中学部	1,420	9.0%	1,505	9.1%	1,516	8.8%	1,525	8.4%	1,569	8.2%
	高等部	3,198	20.4%	3,279	19.9%	3,283	19.1%	3,339	18.4%	3,438	17.9%
	高等部専攻科	54	0.3%	43	0.3%	46	0.3%	44	0.2%	44	0.2%
	小計	6,813	43.4%	7,065	42.9%	7,179	41.9%	7,375	40.7%	7,595	39.6%
合計		15,703	100.0%	16,464	100.0%	17,154	100.0%	18,114	100.0%	19,165	100.0%

(注) 各年度5月1日現在

資料：埼玉の特別支援教育（平成29年度）

²³ 障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られること」を目的とした学校。なお、旧盲学校、旧聾学校、旧養護学校は、平成19年4月1日から「特別支援学校」となっている。



■県における学校種別・障害別特別支援教育の状況

(単位：人)

区分		平成25年度 構成比		平成26年度 構成比		平成27年度 構成比		平成28年度 構成比		平成29年度 構成比	
特別支援 学級 小・中学校	知的障害	3,646	62.0%	3,707	60.3%	3,818	57.6%	4,044	55.5%	4,230	53.4%
	肢体不自由	34	0.6%	39	0.6%	40	0.6%	44	0.6%	41	0.5%
	身体虚弱	21	0.4%	20	0.3%	20	0.3%	18	0.2%	26	0.3%
	弱視	13	0.2%	11	0.2%	15	0.2%	17	0.2%	17	0.2%
	難聴	2	0.0%	2	0.0%	2	0.0%	2	0.0%	3	0.0%
	言語障害	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	4	0.1%
	自閉症・情緒障害	2,168	36.8%	2,370	38.5%	2,738	41.3%	3,164	43.4%	3,607	45.5%
	合計	5,884	100.0%	6,149	100.0%	6,634	100.0%	7,290	100.0%	7,928	100.0%
特別支援 学校 小・中学部	視覚障害	42	1.2%	42	1.1%	47	1.2%	48	1.3%	54	1.3%
	聴覚障害	174	5.0%	177	4.8%	179	4.7%	172	4.5%	167	4.1%
	病弱	107	3.1%	105	2.9%	94	2.5%	115	3.0%	94	2.3%
	肢体不自由	868	24.7%	880	23.9%	900	23.7%	832	22.0%	893	22.0%
	知的障害	2,316	66.0%	2,477	67.3%	2,572	67.8%	2,615	69.1%	2,851	70.2%
	合計	3,507	100.0%	3,681	100.0%	3,792	100.0%	3,782	100.0%	4,059	100.0%

(注) 各年度5月1日現在

資料：埼玉の特別支援教育（平成29年度）

② 特別支援学校卒業生の進路

県内の特別支援学校高等部卒業生の進路状況は、平成24年度以降「就職」「授産所・施設等」が全体の9割前後を占めており、多くの卒業生は高等学校に準じた教育で終わっています。

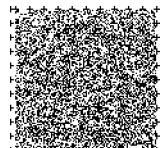
■県内特別支援学校（県公立・国立）高等部卒業生の進路状況の推移

(単位：人)

区分	進学	就職	職業訓練校	リハビリセンター	授産所・施設等	在家庭	家事手伝い	その他	合計
平成24年度	17	270	10	9	574	8	4	14	906
平成25年度	17	291	10	2	626	25	3	7	981
平成26年度	24	326	15	7	664	32	1	12	1,081
平成27年度	11	330	9	2	658	17	2	13	1,042
平成28年度	24	341	5	6	606	30	0	7	1,019

(注) 各年度3月31日現在

資料：埼玉の特別支援教育（平成29年度）



(6) 障害福祉サービスの利用状況

① 障害支援区分認定の状況

平成29年3月31日現在の障害支援区分認定の状況をみると、「区分6」が最も多く42.1%、次に「区分5」が18.5%と続いています。

障害種別にみると、知的障害者が最も多く515人、次に身体障害者が215人、精神障害者が97人、難病患者が2人となっています。

身体障害者、知的障害者ではともに「区分6」、精神障害者では「区分2」がそれぞれ最も多くなっています。

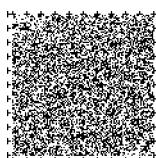
■障害支援区分認定の状況

(単位：人)

区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	0 —	1 0.5%	14 6.5%	44 20.5%	28 13.0%	39 18.1%	89 41.4%	215 100.0%
知的障害者	0 —	0 —	13 2.5%	47 9.1%	86 16.7%	111 21.6%	258 50.1%	515 100.0%
精神障害者	0 —	2 2.1%	55 56.7%	27 27.8%	8 8.2%	3 3.1%	2 2.1%	97 100.0%
難病患者	0 —	0 —	0 —	1 50.0%	1 50.0%	0 —	0 —	2 100.0%
合 計	0 —	3 0.4%	82 9.9%	119 14.4%	123 14.8%	153 18.5%	349 42.1%	829 100.0%

(注) 平成29年3月31日現在

資料提供：川口市障害福祉課



② 障害福祉サービスの利用状況

第4期計画における障害福祉サービスの計画値と実績値は以下のとおりです。

平成29年度をみると、訪問系サービス、居住系サービスは概ね計画どおりの進捗となっています。日中活動系サービスでは、「自立訓練（生活訓練）」「短期入所（医療型）」で進捗率が50%を下回っています。また障害児サービスでは、「児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」について実績値が計画値を大幅に上回っています。

■障害福祉サービスの利用状況

サービス種別		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
(1) 訪問系サービス										
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	11,239	11,984	106.6%	11,576	11,451	98.9%	11,923	11,520	96.6%
	人数	479	515	107.5%	508	534	105.1%	538	555	103.2%
重度訪問介護	時間	6,136	5,500	89.6%	7,302	6,202	84.9%	8,689	6,939	79.9%
	人数	12	12	100.0%	13	14	107.7%	14	16	114.3%
同行援護	時間	1,106	1,042	94.2%	1,206	996	82.6%	1,315	1,184	90.0%
	人数	57	63	110.5%	58	69	119.0%	59	77	130.5%
行動援護	時間	1,744	1,829	104.9%	1,831	2,023	110.5%	1,923	2,247	116.8%
	人数	61	63	103.3%	70	76	108.6%	81	79	97.5%
重度障害者 ²⁴ 等包括支援	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
(2) 日中活動系サービス										
生活介護	人日分	16,632	14,569	87.6%	17,798	15,078	84.7%	19,052	15,733	82.6%
	人数	756	717	94.8%	809	778	96.2%	866	794	91.7%
自立訓練 ²⁵	人日分	440	209	47.5%	440	143	32.5%	440	128	29.1%
	人数	20	13	65.0%	20	11	55.0%	20	12	60.0%
自立訓練 (生活訓練)	人日分	572	399	69.8%	704	338	48.0%	858	322	37.5%
	人数	26	23	88.5%	32	20	62.5%	39	17	43.6%
宿泊型自立訓練	人日分	558	421	75.4%	682	369	54.1%	837	400	47.8%
	人数	18	17	94.4%	22	13	59.1%	27	14	51.9%
就労移行支援	人日分	2,882	2,395	83.1%	3,564	2,454	68.9%	4,422	2,720	61.5%
	人数	131	143	109.2%	162	144	88.9%	201	152	75.6%
就労移行支援 (養成施設)	人日分	22	0	-	22	0	-	22	0	-
	人数	1	0	-	1	0	-	1	0	-
就労継続支援 (A型)	人日分	1,452	954	65.7%	2,024	1,856	91.7%	2,838	2,644	93.2%
	人数	66	45	68.2%	92	95	103.3%	129	133	103.1%
就労継続支援 (B型)	人日分	12,518	11,039	88.2%	12,892	10,684	82.9%	13,288	10,909	82.1%
	人数	569	599	105.3%	586	622	106.1%	604	616	102.0%
療養介護	人日分	1,426	1,405	98.5%	1,426	1,486	104.2%	1,426	1,518	107.2%
	人数	46	46	100.0%	46	48	104.3%	46	49	160.5%
短期入所 (福祉型)	人日分	489	598	122.3%	553	789	142.7%	625	844	135.0%
	人数	70	94	134.3%	84	145	172.6%	101	150	148.5%
短期入所 (医療型)	人日分	38	24	63.2%	56	27	48.2%	82	38	46.3%
	人数	11	4	36.4%	16	6	37.5%	23	7	30.4%

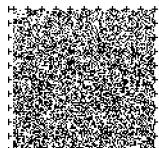
(注) 1 計画値は第4期川口市障害者自立支援福祉計画。

2 実績値は、各年10月利用分。

3 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}

²⁴ 重度身体障害者とは、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の障害を有する人、3級の障害を2つ以上重複している人を指す。重度知的障害者とは、知的障害者判定機関により知的障害者の程度が重いと判断された人を指す。

²⁵ 医療的なりハビリテーションを終了した者を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用し実施するもの。



■障害福祉サービスの利用状況（続き）

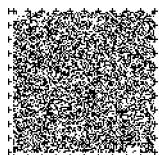
サービス種別	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	
(3) 居住系サービス										
共同生活援助(グループホーム)	人数	219	208	95.0%	243	235	96.7%	270	256	94.8%
施設入所支援	人数	335	332	99.1%	335	328	97.9%	335	319	95.2%
(4) 指定相談支援										
計画相談支援	人数	1,572	1,401	89.1%	1,635	1,574	96.3%	1,700	1,692	99.5%
地域移行 ²⁶ 支援	人数	12	1	8.3%	12	2	16.7	12	1	8.3%
地域定着支援	人数	6	0	-	6	0	-	6	0	-
(5) 障害児サービス										
児童発達支援 旗艦後等ティ	人日分	6,917	8,429	121.9%	7,215	10,410	144.3%	7,526	12,760	169.5%
サービス 保育所等訪問支援	人數	532	644	121.1%	555	834	150.3%	579	1,064	183.8%
医療型児童発達支援	人日分	12	49	408.3%	12	50	416.7%	12	40	333.3%
	人數	1	6	600.0%	1	6	600.0%	1	4	400.0%
障害児相談支援	人數	313	120	38.3%	326	188	57.7%	340	283	83.2%

（注）1 計画値は第4期川口市障害者自立支援福祉計画。

2 実績値は、各年10月利用分。

3 計画相談支援、地域移行支援及び障害児相談支援は各年10月時点での支給決定者数としている。

4 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}



²⁶ 住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すことではなく、障害者が自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

③ 地域生活支援事業の実施状況

第4期計画における地域生活支援事業の計画値と実績値は以下のとおりです。

平成29年度をみると「手話通訳者派遣事業」「要約筆記者事業」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」で実績値が計画値を大幅に上回っています。

■ 地域生活支援事業の実施状況

		平成27年度			平成28年度			平成29年度			
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績見込値	進捗率	
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-	
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-	
(3) 相談支援事業											
障害者相談支援事業	(実施件数)	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%	
基幹相談支援センター	(実施件数)	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%	
基幹相談支援センター等機能強化事業	(実施件数)	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%	
住宅入居等支援事業	(実施件数)	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
(4) 成年後見制度 ²⁷ 利用支援事業	(延利用者数)	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3	3	100.0%	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ²⁸	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-	
(6) 意思疎通支援事業											
手話通訳者派遣事業	(延利用者数)	1,200	1,453	121.1%	1,200	1,456	121.3%	1,200	1,708	142.3%	
要約筆記者事業	(実利用者数)	10	38	380.0%	10	50	500.0%	10	50	500.0%	
手話通訳者設置事業	(実置き数)	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
(7) 日常生活用具給付等事業											
介護・訓練支援用具	(給付件数)	39	31	79.5%	51	18	35.3%	67	20	29.9%	
自立生活支援用具	(給付件数)	87	68	78.2%	95	75	78.9%	104	83	79.8%	
在宅療養等支援用具	(給付件数)	49	58	118.4%	49	65	132.7%	49	72	146.9%	
情報・意思疎通支援用具	(給付件数)	55	72	130.9%	55	78	141.8%	55	84	152.7%	
排泄管理支援用具	(給付件数)	8,384	9,733	116.1%	8,571	9,987	116.5%	8,762	10,248	117.0%	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	(給付件数)	6	7	116.7%	6	13	216.7%	6	17	283.3%	
(8) 手話奉仕員養成研修事業	人数	10	2	20.0%	10	2	20.0%	10	2	20.0%	
(9) 移動支援事業	(実利用者数)	395	402	101.8%	395	432	109.4%	395	464	117.5%	
	(延利用者数)	55,082	48,353	87.8%	55,082	49,278	89.5%	55,082	50,221	91.2%	
(10) 地域活動支援センター											
地域活動支援センター	(実施件数)	10	9	90.0%	11	11	100.0%	12	11	91.7%	
	(延利用者数)	25,500	21,151	82.9%	27,750	21,927	79.0%	30,000	22,000	73.3%	
(11) その他事業(任意)											
日常生活支援											
	日中一時支援	(実施件数)	36	18	50.0%	65	17	26.2%	118	21	17.8%
		(実利用者数)	94	108	114.9%	142	101	71.2%	215	121	56.3%
社会参加支援											
広報紙点訳・録音	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-	
	自動車運転免許助成	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	-	

(注) 1 計画値は第4期川口市障害者自立支援福祉計画。年間の見込量

²⁷ 民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

²⁸ 障害者総合支援法に位置づけられた地域生活支援事業の一つで、成年後見制度に基づく法人後見活動を支援するため、同事業を実施する団体を対象として研修や組織構築の支援、専門職による支援などを行う。

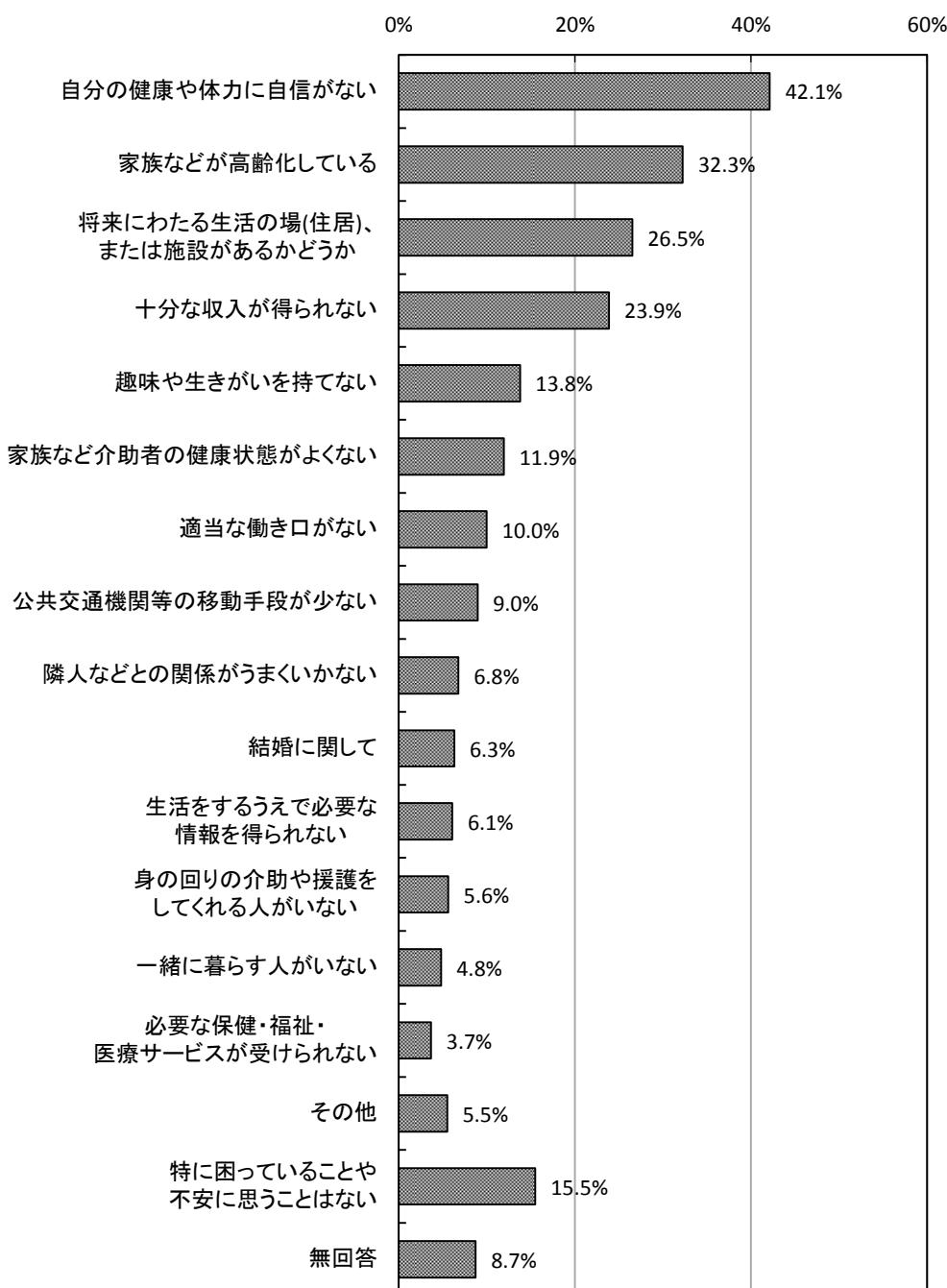
2 障害者の生活状況

(1) 日常生活

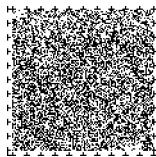
① 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」が42.1%で最も多く、次いで「家族などが高齢化している」が32.3%、「将来にわたる生活の場(住居)、または施設があるかどうか」が26.5%となっています。

■現在の生活で困っていることや不安に思っていること（市民：複数回答）



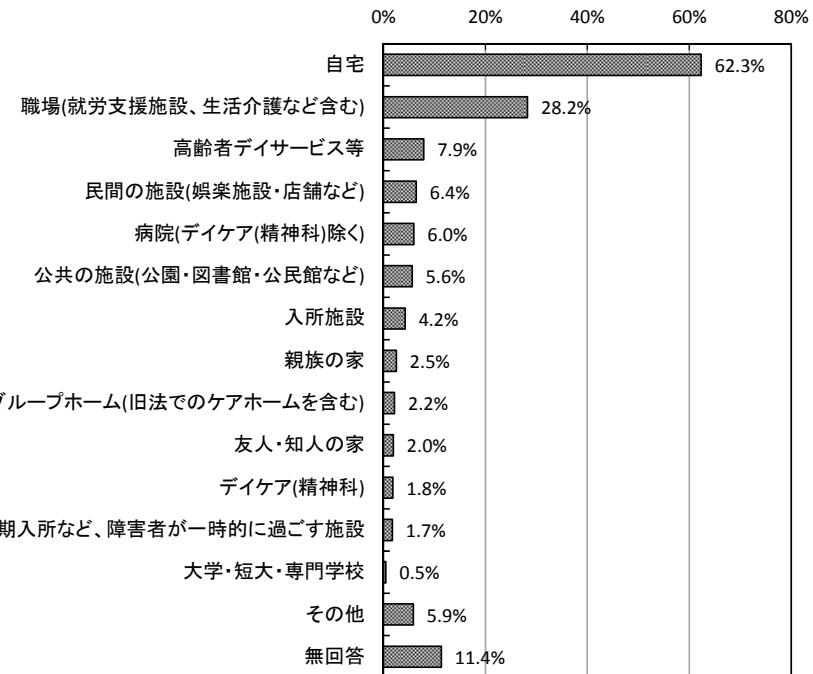
資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）



② 日中過ごしている場所

平日の日中(朝から夕方)を過ごす場所については、「自宅」が62.3%で最も多く、次いで「職場(就労支援施設、生活介護など含む)」が28.2%、「高齢者デイサービス等」が7.9%となっています。

■日中過ごしている場所（市民：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）

(2) 就労状況

① 就労状況

就労（福祉的就労²⁹を含む）している人は、身体障害者が22.0%、知的障害者が54.2%、精神障害者が31.2%となっています。

■就労状況（市民：複数回答）

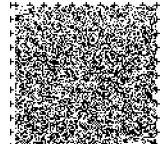
		合計	働いていない	働いている	学校等に通っている	その他	無回答
全 体		871 (100.0)	462 (53.0)	268 (30.8)	8 (0.9)	14 (1.6)	119 (13.7)
障害種別	身体障害者	445 (100.0)	272 (61.1)	98 (22.0)	0 (-)	4 (0.9)	71 (16.0)
	知的障害者	179 (100.0)	39 (21.8)	97 (54.2)	5 (2.8)	11 (6.1)	27 (15.1)
	精神障害者	260 (100.0)	151 (58.1)	81 (31.2)	2 (0.8)	2 (0.8)	24 (9.2)
	上記の手帳や自立支援医療はない	5 (100.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	無回答	23 (100.0)	14 (60.9)	4 (17.4)	1 (4.3)	1 (4.3)	3 (13.0)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）

²⁹ 生産活動に参加することを目的として行う就労であり、労働法規が適用されないものを使う。ここでは賃金ではなく工賃が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。



② 就労形態

就労形態は、「臨時、パート、嘱託等(雇用期間が決まっていない)」が26.1%で最も多く、次いで「会社などの正規の社員・職員(役員を含む)」が23.5%、「就労継続支援B型」が16.4%となっています。

障害種別にみると、身体障害者は「自営業」、知的障害者は「就労継続支援B型」、精神障害者は「臨時、パート、嘱託等(雇用期間が決まっていない)」が全体に比べ多く、障害の種別によって就労形態が異なっています。

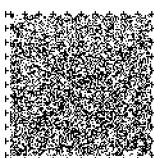
■就労形態（市民）

	回答者数	臨時、 パート、 嘱託等(雇 用期間が 決まって いない)	会社など の正規の 社員・職 員(役員を 含む)	就労継続 支援B型	契約社員 等(雇用期 間が決 まってい る)	自営業	生活介護	就労継続 支援A型	家業の手 伝い	内職	有償ボラ ンティア	その他	無回答
全 体	268 (100.0)	70 (26.1)	63 (23.5)	44 (16.4)	35 (13.1)	29 (10.8)	16 (6.0)	4 (1.5)	3 (1.1)	3 (1.1)	0 (-)	5 (1.9)	9 (3.4)
障 害 種 別	身体障害者 (100.0)	98 (24.5)	24 (29.6)	29 (6.1)	6 (11.2)	11 (21.4)	21 (3.1)	3 (1.0)	1 (1.0)	1 (-)	0 (-)	3 (3.1)	2 (2.0)
	知的障害者 (100.0)	97 (16.5)	16 (14.4)	14 (36.1)	35 (14.4)	14 (-)	0 (15.5)	15 (2.1)	2 (-)	0 (1.0)	1 (-)	0 (1.0)	3 (3.1)
	精神障害者 (100.0)	81 (39.5)	32 (24.7)	20 (6.2)	5 (16.0)	13 (7.4)	6 (-)	0 (2.5)	2 (1.2)	1 (3.7)	3 (-)	0 (1.2)	3 (3.7)
	上記の手帳や自立 支援医療はない (100.0)	2 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (50.0)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (50.0)
	無回答 (100.0)	4 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (-)	0 (25.0)	1 (-)	0 (-)	0 (25.0)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）



③ 障害者の就労に必要なこと

障害者の就労に必要なこととして、「事業主や職場の仲間の理解があること」が54.1%で最も多くなっていますが、「障害のある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること」「生活できる給料がもらえること」「企業などが積極的に障害のある方を雇うこと」も多くなっています。

障害種別にみると、知的障害者は「事業主や職場の仲間の理解があること」、「就労後の相談、支援が適切に行われるような定着支援が充実していること」、精神障害者は「生活できる給料がもらえること」、「働きながら安心して通院できること」などが全体に比べ多く、障害の種別によって求めることが異なっています。

■ 障害者の就労に必要なこと（市民：複数回答）

	回答者数	事業主や職場の仲間の理解があること	障害のある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること	生活できる給料がもらえること	企業などが積極的に障害のある方を雇うこと	働きながら安心して通院できること	就労条件（個別の状況に応じた対応など）が整っていること	通勤（交通）手段が確保されていること	働く場の紹介（あつせん）や相談が充実していること	就労後の相談、支援が適切に行われるような定着支援が充実していること	仕事をするための訓練・研修の機会が充実していること
全 体	871 (100.0)	471 (54.1)	430 (49.4)	399 (45.8)	394 (45.2)	371 (42.6)	344 (39.5)	260 (29.9)	245 (28.1)	242 (27.8)	232 (26.6)
障害種別	身体障害者	445 (100.0)	214 (48.1)	197 (44.3)	161 (36.2)	182 (40.9)	179 (40.2)	146 (32.8)	120 (27.0)	100 (22.5)	90 (20.2)
	知的障害者	179 (100.0)	117 (65.4)	106 (59.2)	98 (54.7)	84 (46.9)	52 (29.1)	81 (45.3)	66 (36.9)	45 (25.1)	72 (40.2)
	精神障害者	260 (100.0)	154 (59.2)	141 (54.2)	152 (58.5)	139 (53.5)	151 (58.1)	130 (50.0)	84 (32.3)	107 (41.2)	92 (35.4)
	上記の手帳や自立支援医療はない	5 (100.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	4 (80.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (-)
	無回答	23 (100.0)	6 (26.1)	7 (30.4)	6 (26.1)	6 (26.1)	8 (34.8)	3 (13.0)	3 (13.0)	4 (17.4)	3 (13.0)

	健康管理が充実していること	作業所など働く場が整備されていること	公営住宅やアパート、グループホームなどの住居が整備されていること	自営業を希望する障害のある方への支援が充実していること	その他	特に必要ない	無回答
全 体	192 (22.0)	187 (21.5)	168 (19.3)	106 (12.2)	22 (2.5)	37 (4.2)	132 (15.2)
障害種別	身体障害者	82 (18.4)	79 (17.8)	61 (13.7)	60 (13.5)	10 (2.2)	20 (4.5)
	知的障害者	51 (28.5)	62 (34.6)	59 (33.0)	13 (7.3)	6 (3.4)	7 (3.9)
	精神障害者	68 (26.2)	58 (22.3)	58 (22.3)	38 (14.6)	7 (2.7)	10 (3.8)
	上記の手帳や自立支援医療はない	1 (20.0)	0 (-)	1 (20.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	無回答	5 (21.7)	5 (21.7)	2 (8.7)	1 (4.3)	1 (-)	10 (43.5)

上段は人數、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）

(3) 障害者の人権

① 虐待の状況

「虐待されたことがある」と回答した人は精神障害者に多く、家族から受けたとの回答が多くなっています。

■虐待の有無（市民）

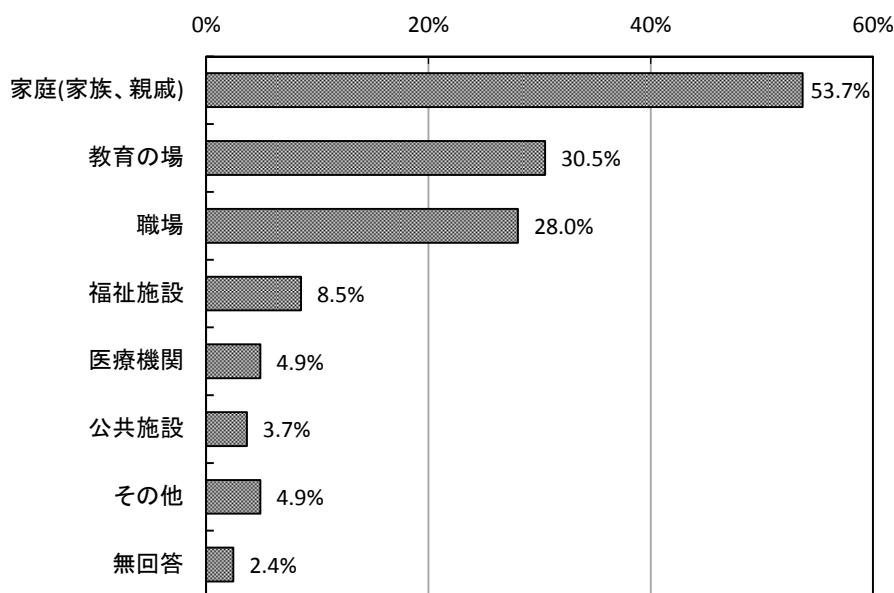
		合計	ある	ない	わからない	無回答
全 体		871 (100.0)	82 (9.4)	650 (74.6)	55 (6.3)	84 (9.6)
障害種別	身体障害者	445 (100.0)	13 (2.9)	374 (84.0)	18 (4.0)	40 (9.0)
	知的障害者	179 (100.0)	19 (10.6)	119 (66.5)	22 (12.3)	19 (10.6)
	精神障害者	260 (100.0)	53 (20.4)	165 (63.5)	18 (6.9)	24 (9.2)
	上記の手帳や自立支援医療はない	5 (100.0)	1 (20.0)	3 (60.0)	0 (-)	1 (20.0)
	無回答	23 (100.0)	2 (8.7)	16 (69.6)	1 (4.3)	4 (17.4)

上段は人数、下段は構成比

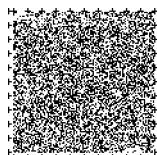
全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）

■虐待を受けた場面（市民：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）



② 差別や偏見、疎外感の感じ方

差別や偏見、疎外感を“感じることがある”（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）と回答した人は、知的障害者及び精神障害者に多くそれぞれ5割近くを占めています。一方、一般市民は差別や偏見、疎外感を“感じたことがない”（「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことはない」の合計）と回答した人が6割近くを占めています。

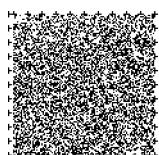
■差別や偏見、疎外感の感じ方（市民・一般市民）

		合 計	よく感じ る	ときどき 感じる	ほとんじ 感じたこ とはない	まったく 感じたこ とはない	無回答
市民全体		871 (100.0)	80 (9.2)	211 (24.2)	319 (36.6)	145 (16.6)	116 (13.3)
障 害 種 別	身体障害者	445 (100.0)	24 (5.4)	75 (16.9)	190 (42.7)	98 (22.0)	58 (13.0)
	知的障害者	179 (100.0)	20 (11.2)	65 (36.3)	44 (24.6)	17 (9.5)	33 (18.4)
	精神障害者	260 (100.0)	41 (15.8)	85 (32.7)	85 (32.7)	30 (11.5)	19 (7.3)
	上記の手帳や自立支援医療はない	5 (100.0)	0 (-)	1 (20.0)	2 (40.0)	0 (-)	2 (40.0)
	無回答	23 (100.0)	1 (4.3)	4 (17.4)	8 (34.8)	2 (8.7)	8 (34.8)
一般市民全体		156 (100.0)	5 (3.2)	49 (31.4)	81 (51.9)	11 (7.1)	10 (6.4)

上段は人数、下段は構成比

市民全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）



差別や偏見、疎外感を“感じことがある”と回答した人の差別や偏見、疎外感を感じる場面は、身体障害者・知的障害者では「外での人の視線」が最も多く、精神障害者では「仕事」となっています。

■差別や偏見、疎外感を感じる場面（市民・一般市民：複数回答）

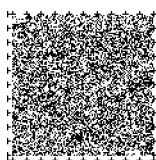
		回答者数	外での人の視線(じろじろ見られる等)	仕事	ご近所とのつきあい	収入面	電車など、交通機関の利用等	病院の医師や看護師等の応対・態度	お店などの応対	学校などの教育の場で	コミュニケーションや情報の収集	行政職員の応対・態度
市民全体		291 (100.0)	139 (47.8)	93 (32.0)	73 (25.1)	65 (22.3)	65 (22.3)	55 (18.9)	55 (18.9)	47 (16.2)	38 (13.1)	31 (10.7)
障害種別	身体障害者	99 (100.0)	49 (49.5)	18 (18.2)	22 (22.2)	17 (17.2)	31 (31.3)	14 (14.1)	20 (20.2)	11 (11.1)	8 (8.1)	8 (8.1)
	知的障害者	85 (100.0)	60 (70.6)	26 (30.6)	18 (21.2)	12 (14.1)	22 (25.9)	14 (16.5)	19 (22.4)	20 (23.5)	11 (12.9)	5 (5.9)
	精神障害者	126 (100.0)	47 (37.3)	55 (43.7)	37 (29.4)	43 (34.1)	25 (19.8)	31 (24.6)	20 (15.9)	20 (15.9)	20 (15.9)	19 (15.1)
	上記の手帳や自立支援医療はない	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (-)	1 (100.0)	0 (-)	1 (100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (-)
	無回答	5 (100.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	0 (-)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	1 (20.0)
	一般市民全体	54 (100.0)	34 (63.0)	22 (40.7)	8 (14.8)	11 (20.4)	29 (53.7)	3 (5.6)	17 (31.5)	11 (20.4)	6 (11.1)	3 (5.6)

		地区の行事・集まり	公共施設の利用等	結婚	学習機会やスポーツ・趣味の活動	出産	その他	無回答
市民全体		29 (10.0)	25 (8.6)	21 (7.2)	19 (6.5)	7 (2.4)	15 (5.2)	12 (4.1)
障害種別	身体障害者	10 (10.1)	11 (11.1)	3 (3.0)	3 (3.0)	2 (2.0)	2 (2.0)	5 (5.1)
	知的障害者	12 (14.1)	9 (10.6)	4 (4.7)	8 (9.4)	1 (1.2)	2 (2.4)	3 (3.5)
	精神障害者	8 (6.3)	7 (5.6)	16 (12.7)	14 (11.1)	5 (4.0)	11 (8.7)	4 (3.2)
	上記の手帳や自立支援医療はない	0 (-)	1 (100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	無回答	1 (20.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (20.0)	0 (-)
	一般市民全体	5 (9.3)	10 (18.5)	6 (11.1)	3 (5.6)	1 (1.9)	1 (1.9)	0 (-)

上段は人数、下段は構成比

市民全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）



(4) 介助者の状況

主な介助者は、身体障害者は「配偶者（夫・妻）」、知的障害者は「父親・母親」と回答した人が多くなっています。

主な介助者の年齢は、65～74歳の介助者は「65～74歳」が5割、75歳以上の介助者は「75歳以上」が5割となっており、老老介護の実態が伺えます。

■主な介助者（市民）

	合計	介助は必要ではない	配偶者（夫・妻）	父親・母親	子ども・子どもの配偶者	兄弟	祖父・祖母・親戚	隣人・知人	ホームヘルパー	ボランティア	施設の職員	その他	必要だが誰もいない	無回答
全 体	871 (100.0)	221 (25.4)	188 (21.6)	160 (18.4)	77 (8.8)	32 (3.7)	4 (0.5)	9 (1.0)	11 (1.3)	1 (0.1)	34 (3.9)	13 (1.5)	28 (3.2)	93 (10.7)
障害種別	身体障害者 (100.0)	445 (20.7)	92 (32.1)	143 (9.2)	41 (13.5)	60 (2.2)	10 (0.2)	4 (0.9)	9 (2.0)	1 (0.2)	19 (4.3)	9 (2.0)	12 (2.7)	44 (9.9)
	知的障害者 (100.0)	179 (14.5)	26 (0.6)	1 (59.8)	107 (1.1)	2 (4.5)	8 (1.1)	2 (-)	0 (0.6)	1 (-)	10 (5.6)	1 (0.6)	1 (0.6)	20 (11.2)
	精神障害者 (100.0)	260 (41.5)	108 (15.4)	40 (11.9)	31 (5.0)	13 (5.4)	14 (0.4)	1 (1.9)	5 (0.4)	1 (-)	4 (1.5)	3 (1.2)	13 (5.0)	27 (10.4)
	上記の手帳や自立支援医療はない (100.0)	5 (20.0)	1 (-)	0 (20.0)	1 (-)	0 (20.0)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (20.0)	0 (-)	0 (-)	1 (20.0)
	無回答 (100.0)	23 (4.3)	1 (21.7)	5 (17.4)	4 (8.7)	2 (13.0)	3 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (4.3)	0 (-)	2 (8.7)	5 (21.7)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）

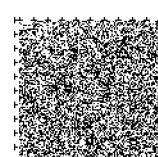
■主な介助者の年齢（市民）

	合計	10歳代	20～30歳代	40～50歳代	60～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
全 体	461 (100.0)	2 (0.4)	17 (3.7)	132 (28.6)	43 (9.3)	87 (18.9)	90 (19.5)	90 (19.5)
年齢	18～39歳 (100.0)	112 (0.9)	1 (9.8)	11 (45.5)	51 (10.7)	12 (16.1)	18 (-)	0 (17.0)
	40～64歳 (100.0)	140 (0.7)	1 (2.1)	3 (35.0)	49 (12.9)	18 (12.1)	17 (13.6)	33 (23.6)
	65～74歳 (100.0)	75 (-)	0 (4.0)	3 (8.0)	6 (8.0)	6 (50.7)	38 (4.0)	3 (25.3)
	75歳以上 (100.0)	132 (-)	0 (-)	0 (18.9)	25 (5.3)	7 (5.3)	13 (9.8)	68 (51.5)
	無回答 (100.0)	2 (-)	0 (-)	0 (50.0)	1 (-)	0 (50.0)	1 (-)	0 (-)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）



(5) 障害者の暮らしやすいまちづくり

① 川口市の住みやすさ

障害者にとって川口市は、いずれの障害種別においても「住みやすい」と「まあ住みやすい」を合わせた“住みやすい”が、「住みにくい」と「やや住みにくい」を合わせた“住みにくい”を上回っています。一方、一般市民は「どちらともいえない」が6割となっています。

今後の居住意向も“住み続けたい”(いつまでも住み続けたい+当面は住み続けたい)が7割半ばとなっています。

■川口市の住みやすさ（市民・一般市民）

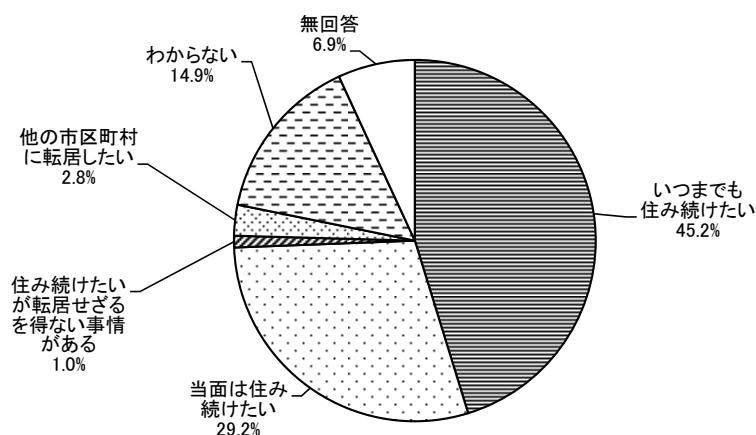
		合計	住みやすい	まあ住みやすい	やや住みにくい	住みにくい	どちらともいえない	無回答
市民全体	871 (100.0)	102 (11.7)	227 (26.1)	77 (8.8)	51 (5.9)	333 (38.2)	81 (9.3)	
障害種別	身体障害者	445 (100.0)	49 (11.0)	118 (26.5)	38 (8.5)	24 (5.4)	171 (38.4)	45 (10.1)
	知的障害者	179 (100.0)	28 (15.6)	49 (27.4)	18 (10.1)	11 (6.1)	59 (33.0)	14 (7.8)
	精神障害者	260 (100.0)	26 (10.0)	58 (22.3)	24 (9.2)	20 (7.7)	114 (43.8)	18 (6.9)
	上記の手帳や自立支援医療はない	5 (100.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	0 (-)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (-)
	無回答	23 (100.0)	4 (17.4)	7 (30.4)	0 (-)	1 (4.3)	4 (17.4)	7 (30.4)
一般市民全体		156 (100.0)	5 (3.2)	22 (14.1)	20 (12.8)	7 (4.5)	98 (62.8)	4 (2.6)

上段は人数、下段は構成比

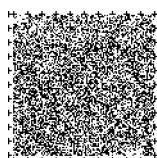
市民全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）

■今後の居住意向（市民）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）



② 障害者の暮らしやすいまちづくりに必要なこと

障害があっても住み良いまちづくりのために必要なことは、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が52.5%で最も多く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が41.4%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が29.6%となっています。一方、一般市民は「住宅での生活がしやすく介助が受けやすいような保健・医療福祉のサービスの充実」、「利用しやすい公共施設の整備・改善」、「利用しやすい道路・建物などの整備・改善」、「職業訓練の充実や働く場所の確保」などが市民に比べ多くなっています。

■障害者の暮らしやすいまちづくりに必要なこと（市民・一般市民：複数回答）

	回答者数	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	サービス利用の手続きの簡素化	行政からの福祉に関する情報提供の充実	住宅での生活がしやすく介助が受けやすいような保健・医療福祉のサービスの充実	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実	災害とのときの避難誘導体制の整備	利用しやすい公共交通施設の整備・改善	医師や専門職員による訪問指導の充実	利用しやすい道路・建物などの整備・改善	入所施設の整備	
市民全体	871 (100.0)	457 (52.5)	361 (41.4)	258 (29.6)	223 (25.6)	152 (17.5)	135 (15.5)	123 (14.1)	117 (13.4)	110 (12.6)	106 (12.2)	101 (11.6)	100 (11.5)	
障害種別	身体障害者	445 (100.0)	211 (47.4)	185 (41.6)	123 (27.6)	124 (27.9)	68 (15.3)	43 (9.7)	47 (10.6)	72 (16.2)	61 (13.7)	62 (13.9)	68 (15.3)	46 (10.3)
	知的障害者	179 (100.0)	101 (56.4)	77 (43.0)	51 (28.5)	34 (19.0)	41 (22.9)	37 (22.9)	24 (20.7)	20 (13.4)	16 (11.2)	11 (8.9)	11 (6.1)	45 (25.1)
	精神障害者	260 (100.0)	157 (60.4)	110 (42.3)	90 (34.6)	68 (26.2)	52 (20.0)	58 (22.3)	37 (14.2)	29 (11.2)	35 (13.5)	29 (11.2)	24 (9.2)	18 (6.9)
	上記の手帳や自立支援医療はない	5 (100.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (20.0)	0 (-)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (-)	1 (20.0)
	無回答	23 (100.0)	10 (43.5)	6 (26.1)	4 (17.4)	6 (26.1)	1 (4.3)	2 (8.7)	5 (21.7)	3 (13.0)	0 (-)	2 (8.7)	2 (8.7)	1 (4.3)
	一般市民全体	156 (100.0)	79 (50.6)	50 (32.1)	40 (25.6)	65 (41.7)	36 (23.1)	32 (20.5)	21 (13.5)	14 (9.0)	42 (26.9)	26 (16.7)	49 (31.4)	20 (12.8)

	リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	公営住宅の優先入居など生活の場の確保	障害の有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実	障害のある仲間が集まる場の確保	短期入所施設の整備	グループホームの整備	職業訓練の充実や働く場所の確保	いろいろなボランティア団体の育成	保育・教育内容の充実	幼少期から一緒に学ぶ教育の機会の提供	その他	無回答	
市民全体	100 (11.5)	92 (10.6)	91 (10.4)	82 (9.4)	68 (7.8)	65 (7.5)	57 (6.5)	53 (6.1)	21 (2.4)	- (-)	24 (2.8)	103 (11.8)	
障害種別	身体障害者	66 (14.8)	38 (8.5)	46 (10.3)	23 (5.2)	35 (7.9)	14 (3.1)	19 (4.3)	24 (5.4)	9 (2.0)	- (-)	13 (2.9)	60 (13.5)
	知的障害者	10 (5.6)	17 (9.5)	17 (9.5)	30 (16.8)	32 (17.9)	46 (25.7)	9 (5.0)	16 (8.9)	2 (1.1)	- (-)	6 (3.4)	11 (6.1)
	精神障害者	27 (10.4)	40 (15.4)	29 (11.2)	31 (11.9)	12 (4.6)	10 (3.8)	30 (11.5)	15 (5.8)	9 (3.5)	- (-)	3 (1.2)	27 (10.4)
	上記の手帳や自立支援医療はない	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (20.0)	0 (-)	0 (-)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)
	無回答	1 (4.3)	0 (-)	4 (17.4)	2 (8.7)	1 (4.3)	2 (8.7)	1 (4.3)	0 (-)	1 (4.3)	- (-)	1 (4.3)	7 (30.4)
	一般市民全体	26 (16.7)	13 (8.3)	24 (15.4)	11 (7.1)	20 (12.8)	13 (8.3)	34 (21.8)	14 (9.0)	9 (5.8)	39 (25.0)	0 (-)	8 (5.1)

上段は人數、下段は構成比

市民全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

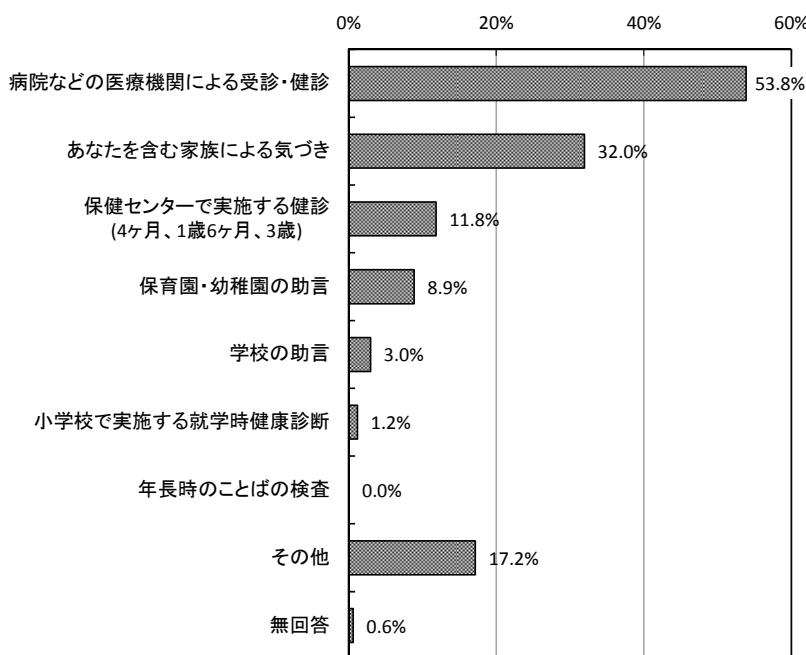
資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）

(6) 障害児支援

① 障害や発達課題などに気づいたきっかけ

障害や発達課題などに気づいたきっかけについては、「病院などの医療機関による受診・健診」が53.8%で最も多く、次いで「あなたを含む家族による気づき」が32.0%、「保健センターで実施する健診(4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳)」が11.8%となっています。

■障害や発達課題などに気づいたきっかけ（子ども：複数回答）

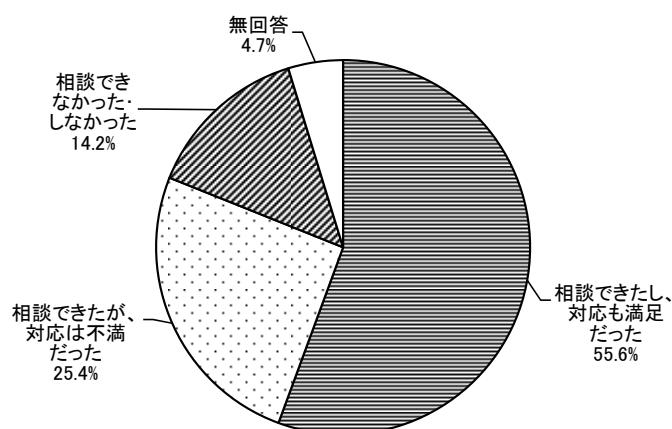


資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）

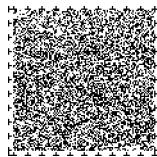
② 障害や発達課題などに気づいた際の市役所や専門機関等への相談状況

障害や発達課題などに気づいた際の市役所や専門機関等への相談状況、「相談できたし、対応も満足だった」が55.6%で最も多く、次いで「相談できたが、対応は不満だった」が25.4%、「相談できなかつた・しなかつた」が14.2%となっています。

■障害や発達課題などに気づいた際の市役所や専門機関等への相談状況（子ども）



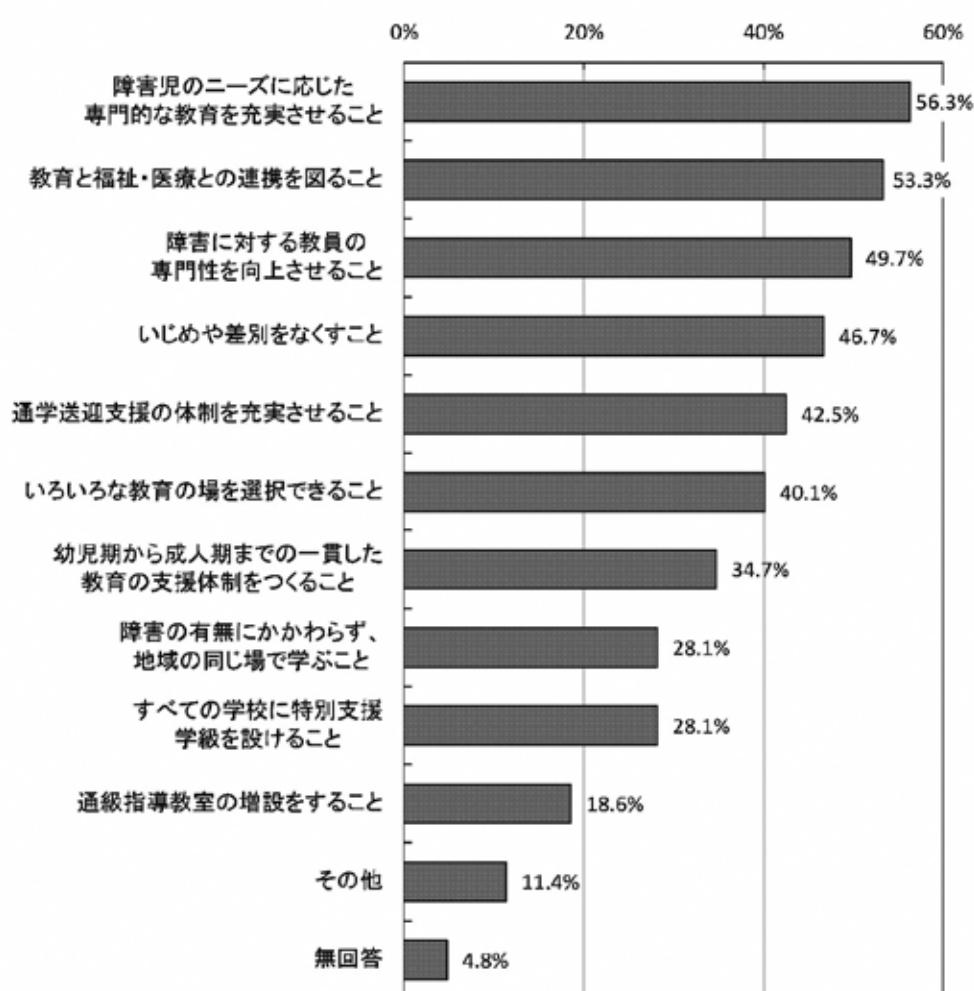
資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）



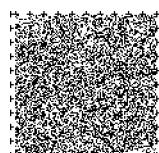
③ これからの障害児の学校教育で特に大切と思うこと

これからの障害児の学校教育で特に大切と思うことは、「障害児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること」が56.3%で最も多く、次いで「教育と福祉・医療との連携を図ること」が53.3%、「障害に対する教員の専門性を向上させること」が49.7%となっています。

■これからの障害児の学校教育で特に大切と思うこと（子ども：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）



(7) 災害時の対応

① 災害時に心配なこと

災害時に心配なことは、「薬の手配がむずかしい」が44.9%で最も多く、次いで「避難所生活がむずかしい」が42.3%、「自力で避難がむずかしい」が36.2%となっています。

障害種別にみると、知的障害者は「避難所生活がむずかしい」、「自力で避難がむずかしい」、「どこに行けば良いかわからない」、「必要な物資を手に入れられない」、「情報を入手しにくい」、精神障害者は「薬の手配がむずかしい」などが全体に比べ多くなっています。

■災害時に心配なこと（市民：複数回答）

	回答者数	薬の手配 がむずか しい	避難所生 活がむず かしい	自力で避 難がむず かしい	どこに行 けば良い かわから ない	必要な医 療が受け られない	必要な物 資を手に 入れられ ない	情報を入 手しにく い	その他	特に思い つかない	無回答
全 体	871 (100.0)	391 (44.9)	368 (42.3)	315 (36.2)	284 (32.6)	253 (29.0)	247 (28.4)	179 (20.6)	22 (2.5)	103 (11.8)	61 (7.0)
障 害 種 別	身体障害者 (100.0)	445 (42.5)	189 (42.9)	191 (43.1)	125 (28.1)	141 (31.7)	119 (26.7)	82 (18.4)	9 (2.0)	46 (10.3)	38 (8.5)
	知的障害者 (100.0)	179 (33.0)	59 (55.3)	99 (52.5)	94 (46.9)	84 (21.8)	39 (45.3)	81 (30.7)	55 (6.1)	21 (11.7)	5 (2.8)
	精神障害者 (100.0)	260 (62.7)	163 (36.5)	95 (16.9)	44 (33.1)	86 (34.6)	90 (23.8)	62 (17.3)	45 (1.9)	5 (14.6)	38 (4.2)
	上記の手帳や自立 支援医療はない (100.0)	5 (-)	0 (40.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (20.0)	0 (-)
	無回答 (100.0)	23 (21.7)	5 (21.7)	5 (26.1)	6 (26.1)	6 (26.1)	0 (-)	3 (13.0)	5 (21.7)	0 (-)	1 (4.3)
											7 (30.4)

上段は人数、下段は構成比

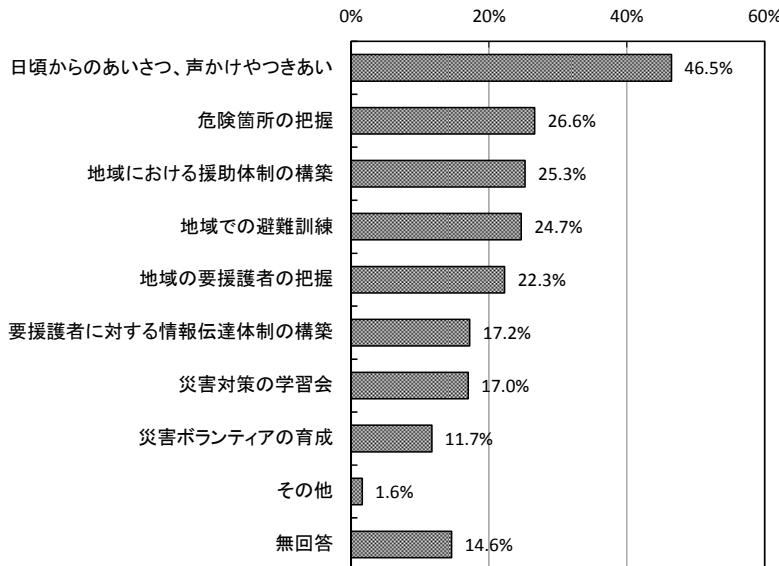
全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）

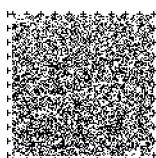
② 地域における災害時の備えとして重要なこと

地域における災害時の備えとして重要なことには、「日頃からのあいさつ、声かけやつきあい」が46.5%で最も多く、次いで「危険箇所の把握」が26.6%、「地域における援助体制の構築」が25.3%となっています。

■地域における災害時の備えとして重要なこと（市民：複数回答）



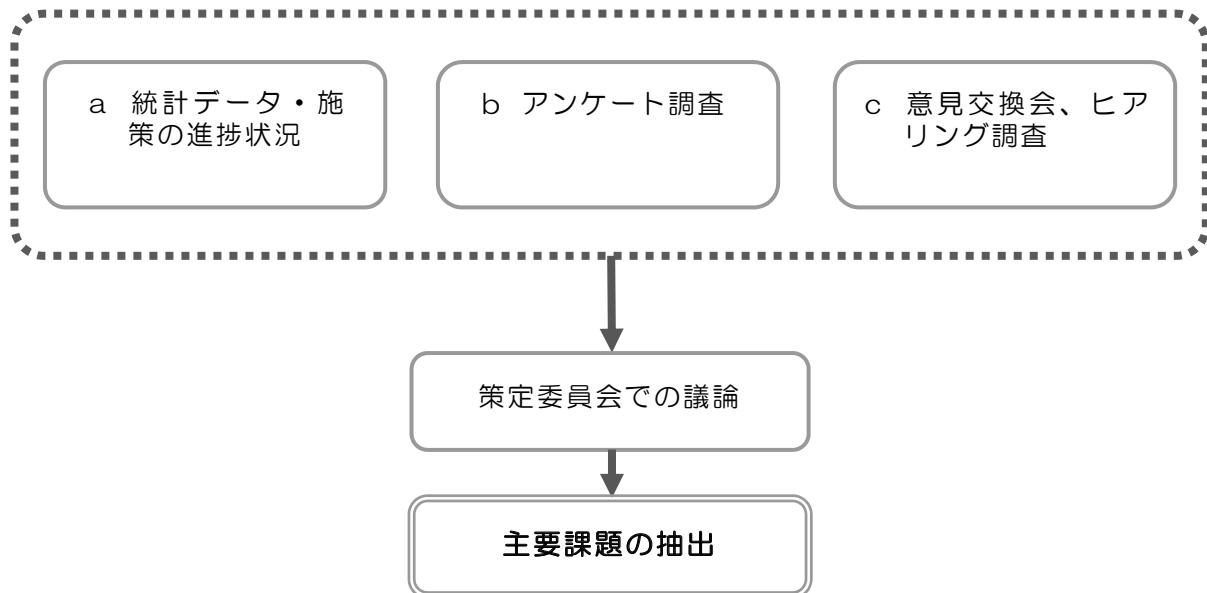
資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年1月）



3 障害者施策推進のための主要課題

以下の手順に基づき、障害者施策推進のための主要課題を導き出しました。

■主要課題抽出の流れ



主要課題

(1) 障害者の人権擁護

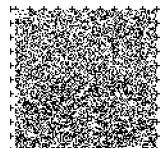
障害があるがゆえに差別や虐待を受けるような人権問題が残されています。

障害があっても基本的人権が保障され、不便、不都合、不利益を受けることなく、当たり前の市民生活を送ることができるよう、その人にとって必要な支援を受けながら生活できる体制を整備することが必要です。介護者だけではなく、障害者自身への福祉サービスや成年後見制度についての周知を図っていくことが求められます。

(2) 合理的配慮の推進

障害に対する社会の理解不足から、障害者が偏見や差別、不当な扱いを受けるケースがみられます。また、内部障害や発達障害、高次脳機能障害など目にみえない障害に対する周囲の人々の配慮のあり方などについては、まだ十分な情報が行き届いていない現状があります。

障害があっても当たり前に社会生活を送れるよう、地域共生社会の実現に向けた取組みが求められています。また、小中学校で障害についての教育を行うなど、市民をはじめ保健・医療・福祉関係者、教育関係者等の障害に対する理解を促進することが必要です。



(3) 障害児への療育・教育の充実

子どもの健全な発達と親が安心して働くよう、身近な地域での障害児への支援や医療的ケアが必要な重症心身障害児への支援が必要です。保健、医療、障害福祉等の関係機関が連携を図る協議の場が求められています。

また障害児の発達課題などのニーズに合わせた環境整備や学校生活のサポート、教員や他の児童・生徒への障害の理解促進が求められています

(4) 相談支援及び情報提供体制の充実

障害があることにより、生活のしづらさや困りごとについて助けを求めたり、必要な情報を入手したりすることが難しく、問題を解決することができないという状況があります。また、子どもの障害や発達課題には早期に気づきを得て相談し、療育につなげていくことが重要です。情報の入手先も家族や市役所・事業所職員、広報、インターネットなど多種多様です。

当事者の立場に立って相談支援を行うケアマネジメント³⁰手法を活用し、身近な場所でその人にあった対応を行うとともに、相談しやすい事業所づくりや、多様な情報提供体制の充実が求められています。

(5) 障害特性に応じた支援

障害者の日常生活における困りごとや不安感、施策に対するニーズは、障害特性及び年齢によりさまざまであると考えます。

障害があっても日常生活に支障をきたさないよう、個々の障害特性の違いを踏まえて、適切な対応方法を考えていく必要があります。

(6) 事業所及び職員の質の向上

障害者が高齢化により認知症になったり、介護や医療を必要になったり、また介護する家族等が同様の状態になるなど、複合的な問題を抱えるケースが増加してきています。サービスの質の向上を図る研修等が十分にできていないことや、強度行動障害³¹、医療的ケア³²等の高度なサービスを提供することができる事業所が半数に満たないこと、グループホーム入居時に職員の対応を重視すること等を踏まえ、サービスの質の向上に向けた支援策に取り組むことが必要です。

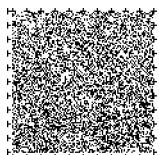
(7) サービス提供方法の改善

これまでさまざまなサービスの充実が図られてきましたが、既存のサービスを利用のしやすさという観点からみると、必ずしも十分とはいえない状況にあります。例えば移動支援について、アンケート調査では「利用していない」が7割を超えていましたが、病院への通院や日常生活の買い物等で利用したいとの回答や、意見交換会で充実を望む声が挙がっていることから、その提供方法に課題があるのではないかと推察されます。

³⁰ 生活ニーズに基づいたケアプランに沿って、さまざまなサービスを一体的・総合的に提供できるよう調整すること。

³¹ 直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指す。

³² 法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。



障害者の高齢化・重度化が進む中で、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるようにするために、利用手続きの簡素化をはじめ既存サービスを使い勝手のよいものに見直し、改善することも必要です。

(8) 介助者への支援

多くの障害者は、日常生活を送るうえで家族等のサポートが不可欠です。一方、障害者の家族等は、日頃の介護や自身の高齢化、将来に対する不安など身体的・精神的に大きな負担を強いられることが多く、休息の機会も十分に確保しにくい状況にあります。

家族等の介護負担の軽減に向けて、利用しやすいショートステイなど家族等を支援する取組みが必要です。

(9) 制度の狭間への対応

日常生活を支援するサービスについて、制度化されていても利用対象者が限られているものや提供主体が不足しているサービス、ニーズがあっても制度化されていないサービスなどがあり、障害者は必要なサービスを利用できない状況があります。

障害者のニーズにきめ細かく対応するため、既存のサービスの課題を整理し、不足しているサービスの供給体制の確保に向けた取組みを進めが必要です。

(10) 障害者のライフステージを見据えた支援の充実

障害者のライフステージの移行に伴い、支援の根拠となる法律や制度、対応する関係機関が代わることにより、支援ニーズに対して適宜適切に対応できていない状況があります。

障害者一人ひとりのライフステージや障害の生じた時期に合わせ、サービス提供を切れ目なく、効果的に行うために関係機関相互の連携が必要です。

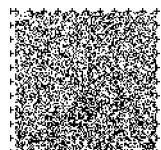
(11) 他部門・多職種連携の推進

障害者にとって必要な支援の内容はそれぞれに異なり、その人にあった支援体制をその都度構築していく必要があります。

直接サービスを提供する職員はもとより、支援を必要としている障害者一人ひとりに関わる支援者が、本人に関する情報や関係機関の情報を共有することが必要であると同時に、当該支援者を専門的な知識や技術によりサポートする体制の整備に向けて、保健・医療・福祉だけでなく、労働・教育などの他部門・他職種の連携を進めていく必要があります。

(12) 障害者及び親（介助者）の高齢化を見据えた支援

毎年、障害者数は増加傾向にあるとともに、障害者本人だけではなく、その介助者である親も高齢化するとともに介護を必要とする人も出てきています。老老介護、そして親亡き後を見据えた支援が求められています。



(13) 安心して暮らすことのできる生活の場（住まい）の確保

障害者が地域で安心して暮らしていくためには住まいが必要ですが、障害者が望む住まいの場の整備は十分とは言えません。平成30年1月時点では、グループホーム88名、入所施設では91名の利用を希望する待機者がいる状況にあります。費用やサービスの内容・質を含めて、今後も継続的に施設を整備していく必要があります。また、自宅で暮らす場合は、適切なサービスを受けることができるよう事業者が支援を行うとともに、地域で支えていくための仕組みが求められます。

(14) 地域移行の推進

障害者（特に精神障害者）が地域で安心して暮らしていくよう、地域共生社会の実現に向けた取組みが求められています。

日常生活を送るためには、いつでも安心して相談できる相談事業所の整備や日常生活の訓練、公営住宅やグループホームなどの整備が必要です。また、家族や地域住民が、障害を理解し、その生活を支えていくことが求められます。

(15) 就労支援の充実

障害者の働く場や就労支援の仕組みは整備されてきていますが、臨時やパート、福祉的就労が多く、収入も少ない現状となっています。障害者が働くためには、事業主や職場の仲間の理解、就労条件の改善など事業所における取組みが必要です。

障害者が可能な限り一般就労し定着できるよう、障害特性に応じたきめ細かな就労支援を進めることができます。また、福祉的な就労については、従事する障害者の生きがいの向上だけではなく、障害や疾病の状態、適正に応じて働く時間や仕事の内容を柔軟に対応させ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮していくことが必要です。

(16) 医療体制の充実

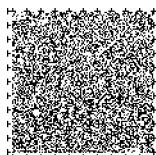
障害があることにより、必要な治療や医療的ケアを受けにくい状況があったり、救急搬送されない状況もみられます。

生活のしづらさを現在の状態以上に悪化させないようにするためにには、必要なときに医療機関を受診でき、日々の健康管理を適切に行えるような体制の整備が必要です。

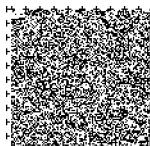
(17) 災害時要援護者対策の充実

障害者の中には災害時に自ら助けを求めることが困難な人も多く、また、避難時における誘導、避難先での医療的ケアや必要な薬・装具、プライバシー等の確保など、障害特性に応じた特別な配慮が必要です。

災害時における避難の支援や避難後の必要な支援について、取組みを進めていく必要があります。



川口市障害者福祉計画



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

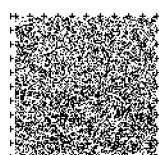
本市では、「ともに生き、みんなが元気に輝くまち」を基本理念として掲げ、総合的かつ計画的に障害者施策を推進していきます。

この基本理念のもと、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が役割を持ち、ともに支えあいながら、自分らしく暮らすことができる社会を市民とともにつくりていきます。

ともに生き、みんなが元気に輝くまち

＜基本的な考え方＞

- すべての市民は、障害の有無に関わらず一人ひとりの尊厳が尊重されるとともに、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有しています。障害のある人もない人も地域の中で社会を構成する一員として社会・経済・教育・文化・その他のあらゆる活動に参加する機会が与えられることが必要です。
- 本市の障害者施策は、障害のある人もない人も一緒に地域の中で健康で安心して暮らせることが正常な状況であるとする考え方（ノーマライゼーション）と、障害は身体的特徴である機能障害と社会のさまざまなバリアとの相互作用であり、バリアのない社会をめざして、合理的配慮をしないことは差別になると決めている障害者権利条約の理念のもとに推進します。
- 本計画では、さらにすべての人々が排除・差別されることなく、互いに認めあい、地域全体で包み込み・支えあうという意味の「ソーシャル・インクルージョン」、そして子ども・高齢者・障害者などすべての人々が役割を持ち、自分らしく暮らすことができる社会という「地域共生社会」の視点も踏まえ、障害者が地域の一員としてみんなで支えあう社会の実現をめざします。



2 基本目標

「ともに生き、みんなが元気に輝くまち」の実現に向けて、めざす目標を次のように定めます。

基本目標 1 市民だれもが自分らしく生きることのできる環境づくり

自分らしい生活を自らの意思で主体的に選択し、地域の中で自立した生活を送ることができる環境を整備することが必要です。

⇒川口市は、障害者の社会活動を促進し、一人ひとりが自分らしく生きていくことのできる地域社会の形成をめざします。

基本目標 2 みんなで支えあい、共生できる地域づくり

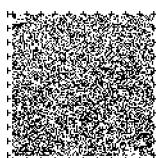
障害者が地域で安定した生活を送るためには、障害者を取り巻く地域の人々が相互に交流を図り、ともに支えていく地域共生社会の実現が必要です。そのためには、地域における人のつながりを大切にし、ともに助けあう関係をつくることが必要です。

⇒川口市は、すべての人々が相互に理解し、地域で支えあうことのできる地域共生社会の形成をめざします。

基本目標 3 すべての人々にとってバリアのない社会づくり

障害者が生活環境、社会のしくみ、人々の意識等のバリアによって、社会への参加が妨げられることのない社会が求められています。誰もが利用しやすい環境づくりの視点に立ち、社会のさまざまなバリアをなくすとともに新たなバリアをつくらないことが必要です。

⇒川口市は、障害者にとって快適な暮らしを支援するため、すべての人々にとって安全・安心・快適で利用しやすい社会づくりをめざします。



3 基本施策

(1) 6つの基本施策

基本理念を実現するために、次の6つを基本施策に据え、総合的に施策を展開します。

基本施策1 地域共生社会の実現

- 障害のある人で意思を伝達することや情報を取入れることが困難な人が安心して日常生活を送れるよう、障害者の虐待防止と権利擁護体制を確立するとともに、障害の特性に配慮した情報の提供、コミュニケーション支援など、合理的配慮の提供に向けた取組みを推進します。
- 障害についての正しい知識を広め、障害者に対する理解をより一層深めるため、さまざまな機会を通じて広報・啓発活動や福祉教育を推進します。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、市民のボランティア活動や地域福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

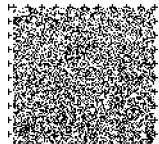
基本施策2 障害児とその家庭への支援

- 障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実します。また、障害児の早期からの療育体制を充実し、障害の特性を踏まえた個別のニーズに対応できるよう療育相談機能の充実を図ります。
- 保育所、放課後児童クラブ³³における障害児の受入れを拡充するとともに、保育・発達相談、専門家による巡回指導、研修等を通じて保育内容の充実を図ります。
- 障害の特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育と就学相談の充実を図ります。

基本施策3 地域における障害者の自立支援

- 障害者とその家族が身近なところで相談が受けられ、ライフステージに応じた必要なサービスや支援につなげられるよう、障害者相談支援事業所の相談員一人ひとりの資質向上に努め、ケアマネジメントを活用した相談支援の充実を図ります。
- 障害者の自立を促進するための基盤として、サービスを必要なときに利用できるよう、計画的に基盤整備を推進するとともに、サービスの質の向上に努めます。
- 施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行にあたって、地域生活への準備等の支援を行うとともに、安定した地域生活を定着させるための支援を充実します。
- 障害者の自立と社会活動を促進するため、生活支援のための手当の給付や貸付制度の周知に努めます。

³³保護者が就労等により屋間家庭にいない場合などに、指導員の下、小学校3年生までの児童に生活の場を提供するもの。「学童保育」とも呼ばれている。



基本施策4 障害者の社会活動の支援

- 関係機関との連携を図りながら、一般就労はもとより福祉的就労も含め、障害者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実を図ります。
- 障害者の社会参加を促進するため、障害者のスポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ります。
- 障害者が安全で快適に移動し、あらゆる社会活動に参加することができるよう、円滑に利用できる交通環境の整備と障害の特性に応じた移動手段の確保に努めます。

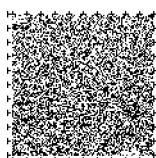
基本施策5 保健・医療体制の充実

- 生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れるよう、心の病の早期発見や生活習慣病の予防など相談や指導体制の充実を図ります。
- 障害の原因となる妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するため、周産期³⁴医療体制の充実を進めるとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減に努めます。また、医療費が過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減に努めます。

基本施策6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

- 障害者はもとより、誰もが快適な生活が送れるよう、障害の特性に配慮した道路や公共交通施設・都市施設を整備・改善し、バリアフリーのまちづくりを推進します。
- 障害者が安心して生活を送ることができるよう、障害の特性に配慮した防災・防犯対策の充実と交通事故や消費者被害の防止に努めます。

³⁴ 妊娠22週から出生後7日未満までの期間。合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。



(2) ライフステージに応じた支援

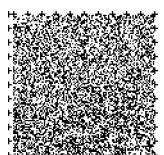
6つの基本施策の展開にあたっては、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。

乳幼児期（おおむね妊娠・出産から5歳まで）

- 母子保健や各種乳幼児健康診査を充実するとともに、埼玉県南児童相談所、医療機関等の関係機関と連携し、障害の早期発見・早期療育体制の充実を図ります。
- 保育所や幼稚園における交流保育を進めるとともに、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための児童発達支援などの充実を図ります。
- 子育てに疲れたとき一時的に子育てを休むことができるよう、短期入所事業・日中一時支援事業などのサービスの充実を図ります。

就学期（おおむね6歳から17歳まで）

- 障害児の特性や能力に応じて教育の機会を保障するとともに、特別支援教育をはじめ障害児一人ひとりの個性や障害の状況に即した教育の充実を図り、障害児の豊かな人間性と望ましい人間関係の形成、相談活動を通して障害児への援助・指導に努めます。
- 障害について専門的知識を有する指導員を確保しながら、放課後児童クラブの受入れ枠を拡充し、放課後児童の健全育成に努めます。
- 発達障害のある児童生徒の発達及び円滑な社会生活を促進するため、障害を早期に発見し、専門的な知識を有する職員による支援を行います。
- 学校における就学相談の充実を図るとともに、中学校卒業後の進路について、障害児とその保護者が安心して相談できる場の確保に努めます。
- 福祉サービスを必要とする子どもに対しては、必要なときに必要なサービスを受けられるよう、居宅介護や放課後等デイサービス、短期入所などのサービスの充実を図ります。
- 特別支援学校高等部等の卒業後にその人に合った進路として、働く場、訓練の場、日中活動の場が選択できるよう、保健・医療・福祉・労働の各分野の関係機関との連携を図ります。



成年期・壮年期（おおむね 18 歳～64 歳まで）

- 日常生活を送るために必要なライフケースキル³⁵やソーシャルスキル³⁶の訓練ができる場を充実します。
- 障害者がその適性と能力に応じて就労することにより、自立と社会参加を促進します。また、一般企業での就労が困難な障害者のための福祉的就労の場の充実を図ります。
- 障害者が地域で生活を送れるよう、身近なところで相談支援が受けられる体制づくりを推進するとともに、各種福祉サービスの充実を図ります。
- 障害者の社会参加を促進するため、障害者が参加できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動、生涯学習の機会を提供し、より質の高い生活の向上に努めます。

高齢期（おおむね 65 歳以上）

- 障害の重度化を予防するため、リハビリテーション³⁷医療の充実を促進するとともに、健康づくりを支援します。
- 高齢障害者の社会参加を促進するため、障害者やボランティア等が参加して余暇を楽しむ機会を提供します。
- 生活機能の維持回復や機能低下の防止を図るため、身近なところで相談が受けられる体制づくりを推進します。また、生活上の介護が必要な人には、介護保険サービスや障害福祉サービスの利用を促進し、障害の特性に合わせた支援に努めます。

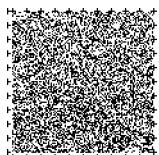
生涯を通じて

- 障害者が地域で安心して生活を送れるよう、地域におけるNPOの活動やボランティア活動を支援するとともに、地域での人と人とのつながりを大切にしながら、障害者に対して、自然に援助や支援の手がさしのべられる、心の通う福祉のまちづくりを進めます。
- 日常生活用具や補装具の支給、自立支援医療などの支援策を推進するとともに、短期入所事業などの介助者のための支援策を充実し、介護疲れやストレスの解消に努めます。
- 障害者の社会参加を促進するため、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関が連携して各種施策・事業を進めるとともに、障害者が地域において安心して医療サービスを受けられる環境づくりを推進します。
- グループホームの整備を推進するとともに、重度の障害があっても住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、市営住宅の整備や既存住宅改造の助成等を通して住宅のバリアフリーを促進します。

³⁵ 移動や買い物、福祉サービスの利用方法など生きていく術（すべ）のこと。

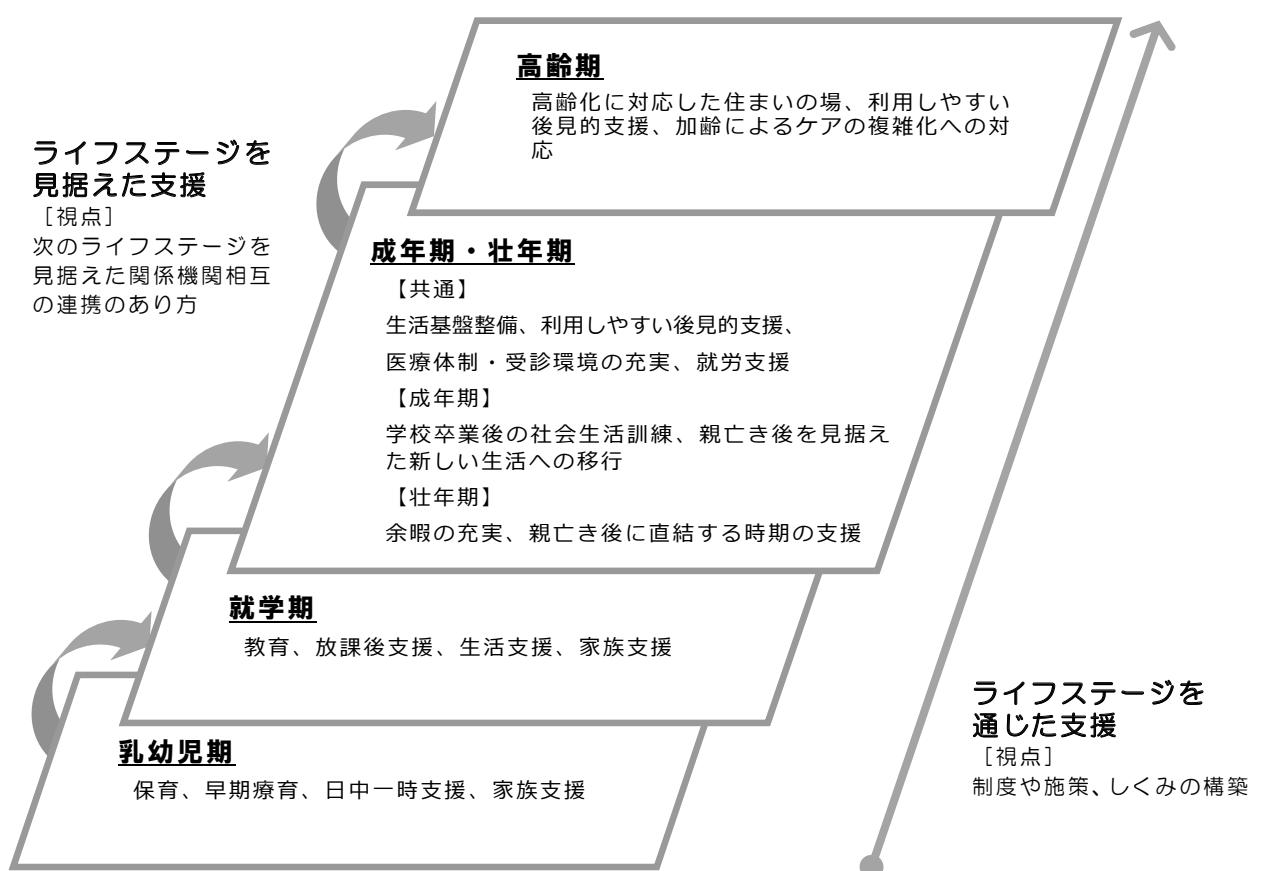
³⁶ 社会生活を送る上で人との関係を確立し、円滑な人間関係を維持するスキル。

³⁷ 障害者の主体性及び社会的・経済的・精神的な自立をめざしていくという考え方。

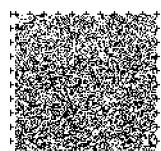


- 誰もが一緒に使えるよう、ユニバーサルデザイン³⁸のまちづくりを推進するとともに、移動手段の確保やコミュニケーション支援を充実し、あらゆる社会活動への参加を促進します。
- 地域の安全を守るため、関係機関が連携して支援の必要な人に配慮したきめ細かな防災・防犯対策を推進するとともに、消費者被害の未然防止に努めます。
- 身寄りのない重度の知的障害者及び精神障害者の判断能力が十分でない場合、不利益を被らないように、身の回りに配慮しながら本人の権利を守り、生活を支援する成年後見制度の利用を促進していきます。

■ライフステージに応じた支援



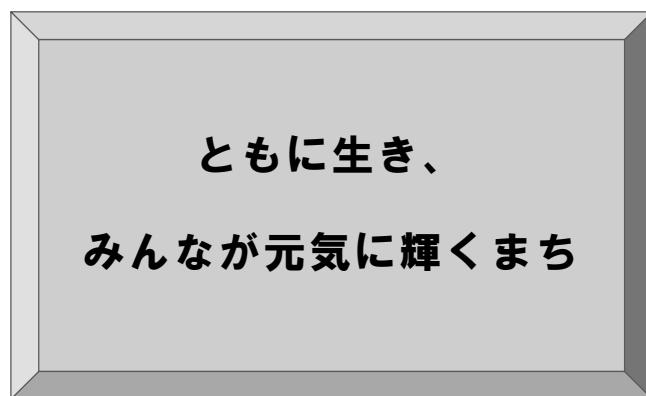
³⁸ 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。



〈施策の体系〉

【基本理念】

【基本目標】



基本目標 1

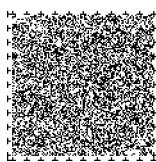
市民だれもが自分らしく生
きることのできる環境づくり

基本目標 2

みんなで支えあい、共生でき
る地域づくり

基本目標 3

すべての人々にとってバリア
のない社会づくり



【基本施策】

【施策の展開方向】

基本施策1

地域共生社会の実現

- 1-1 障害者の権利擁護と合理的配慮への取組み
- 1-2 啓発活動・福祉教育の推進
- 1-3 地域における支えあい活動の促進

基本施策2

障害児とその家庭への支援

- 2-1 早期発見・早期療育
- 2-2 障害児保育と療育体制の充実
- 2-3 特別支援教育の推進

基本施策3

地域における障害者の自立支援

- 3-1 相談体制の充実
- 3-2 日常生活を支える福祉サービスの充実
- 3-3 地域生活への移行促進
- 3-4 生活支援のための施策・制度の推進

基本施策4

障害者の社会活動の支援

- 4-1 雇用・就労の促進
- 4-2 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実
- 4-3 障害者の外出支援と移動手段の確保

基本施策5

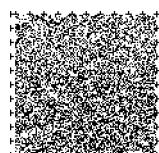
保健・医療体制の充実

- 5-1 保健活動の充実
- 5-2 医療体制の充実と経済的負担の軽減

基本施策6

障害者にとって安全・安心のまちづくり

- 6-1 バリアフリーのまちづくりの推進
- 6-2 防災・防犯対策等の充実



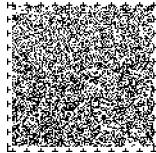
〈推進事業〉

※「新」は新規事業

基本施策1 地域共生社会の実現

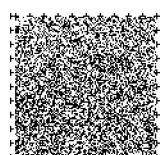
施策の展開方向	事業名、担当課
1-1 障害者の権利擁護と合理的配慮への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の権利擁護〔社会福祉協議会〕 ・障害者虐待防止センター事業〔障害福祉課〕 ・権利擁護体制の充実〔長寿支援課、障害福祉課、社会福祉協議会〕 ・「障害者ガイドブック」の内容充実〔障害福祉課〕 ・点字・録音広報等の発行〔障害福祉課〕 ・選挙における投票環境の整備〔選挙管理委員会事務局〕 ・成年後見制度利用支援事業〔長寿支援課、障害福祉課〕 ・意思疎通支援事業〔障害福祉課〕
1-2 啓発活動・福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害への理解と障害者に対する共感を促す地域社会づくりの推進〔障害福祉課〕 ・交流及び共同学習の啓発を深める教育の推進〔指導課〕 ・ボランティア・福祉教育全体計画等の作成〔指導課〕 ・研究委嘱校における特別支援教育の拡充・深化〔指導課〕 ・障害者への理解を深めるための教育の推進〔指導課〕 ・精神保健福祉に関する普及啓発〔障害福祉課、疾病対策課〕 ・広報の充実〔障害福祉課〕 ・「川口市福祉の日」の推進事業の実施〔福祉総務課〕 ・障害者週間³⁹記念事業等の開催〔障害福祉課〕
1-3 地域における支えあい活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体への活動補助〔障害福祉課〕 ・障害者団体連絡協議会との連携〔障害福祉課〕 ・住民参加型福祉サービス事業の推進〔社会福祉協議会〕 ・ボランティア育成事業等の推進〔協働推進課、社会福祉協議会〕 ・ボランティアの登録・紹介・相談〔協働推進課、社会福祉協議会〕 ・ボランティア大学の充実〔社会福祉協議会〕 ・ボランティア団体の活動支援と連携〔障害福祉課〕 ・地域支えあい活動の推進〔障害福祉課〕 新 ・学校教育における福祉教育の推進〔指導課〕 ・教職員の福祉活動への参加促進〔指導課〕 ・ボランティアに対する情報提供〔社会福祉協議会〕 ・民間協力団体との連携強化〔障害福祉課〕

³⁹ 国民の間に広く障害者福祉についての关心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者基本法第9条第2項で、12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」と規定している。



基本施策2 障害児とその家庭への支援

施策の展開方向	事業名、担当課
2-1 早期発見・早期療育	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査事業の推進〔地域保健センター〕 ・乳幼児の健康管理の推進〔地域保健センター〕 ・妊産婦の健康管理の推進〔地域保健センター〕 ・発達相談支援事業の推進〔子育て相談課〕 ・子ども発達相談支援センター（仮称）の調査、研究〔子育て相談課〕
2-2 障害児保育と療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児保育の質の向上〔保育入所課〕 ・障害児保育の推進〔保育入所課〕 ・保護者への支援〔保育入所課〕 ・放課後施策の充実〔学務課〕 ・障害児（者）生活サポート事業〔障害福祉課〕 ・児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実〔わかゆり学園〕 ・重症心身障害児の受け入れの推進〔障害福祉課〕 新 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置〔障害福祉課〕 新 ・障害児サービス〔障害福祉課〕
2-3 特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談・就学相談・就学支援の充実〔指導課〕 ・通級による障害児教育の充実〔指導課〕 ・交流及び共同学習の推進〔指導課〕 ・通級指導教室での指導の充実〔指導課〕 ・特別支援学級への指導補助員の配置〔指導課〕 ・教職員研修の充実〔指導課〕

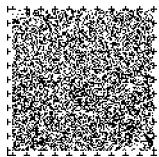


基本施策3 地域における障害者の自立支援

施策の展開方向	事業名、担当課
3-1 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉相談体制の充実〔障害福祉課、疾病対策課〕 ・相談窓口の充実〔障害福祉課〕 ・ピアカウンセリング⁴⁰の実施〔障害福祉課〕 ・福祉と保健の協力体制の充実〔障害福祉課、疾病対策課〕 ・相談機能の充実〔障害福祉課〕 ・難病患者支援の充実〔疾病対策課〕 移 ・福祉サービス苦情解決制度〔福祉総務課〕 新 ・相談支援事業（障害者相談支援センター）〔障害福祉課〕
3-2 日常生活を支える福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ支給事業の推進〔障害福祉課〕 ・障害者短期入所施設の充実〔障害福祉課〕 ・民間による施設建設の支援〔障害福祉課〕 ・ホームヘルパーへの研修の充実〔障害福祉課〕 ・保健福祉専門職の確保〔障害福祉課、疾病対策課〕 ・全身性障害者介助人派遣事業〔障害福祉課〕 ・ふれあい収集〔収集業務課〕 ・居住支援の強化〔障害福祉課〕 新 ・訪問系サービス〔障害福祉課〕 ・日中活動系サービス（介護・訓練）〔障害福祉課〕 ・補装具の交付・修理〔障害福祉課〕 ・入浴サービス事業の推進〔障害福祉課〕 ・日常生活用具給付等事業〔障害福祉課〕 ・地域活動支援センター事業〔障害福祉課〕 ・日中一時支援〔障害福祉課〕
3-3 地域生活への移行促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市・県営住宅の入居の確保〔住宅政策課〕 ・市営住宅の整備〔住宅政策課〕 ・無料建築相談の実施〔住宅政策課〕 ・重度障害者居宅改善整備費の助成〔障害福祉課〕 ・グループホーム等の整備支援〔障害福祉課〕 ・通過型施設⁴¹設置の研究〔障害福祉課〕 ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度〔住宅政策課〕 移 ・相談支援サービス〔障害福祉課〕 ・居住系サービス〔障害福祉課〕 ・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）〔障害福祉課〕
3-4 生活支援のための施策・制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当の給付〔障害福祉課〕 ・障害児福祉手当の給付〔障害福祉課〕 ・福祉手当（市の制度）の給付〔障害福祉課〕 ・福祉資金（生活資金）の貸付〔福祉総務課〕 ・生活福祉資金の貸付〔社会福祉協議会〕

⁴⁰ ピアとは「社会的・法的に地位の等しい人、同等・対等者、同僚」の意。ピアカウンセリングは、同じ課題や問題、不安を共有している当事者自身がカウンセラーとなり、同じような立場や情況にある人に対し、相談援助活動を行うことをいう。主に、社会生活を営む上で必要とされる心構えや生活能力の習得に関する相談・助言、生活指導などを行う。

⁴¹ 指導、訓練をすることにより、円滑な社会への適応を図ることを目的とする施設。



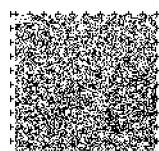
基本施策4 障害者の社会活動の支援

施策の展開方向	事業名、担当課
4-1 雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用に関する啓発事業の推進〔経営支援課〕 ・障害者雇用機会創出事業〔障害福祉課〕 ・障害者就労支援センターの充実〔障害福祉課〕 ・市職員への雇用促進〔職員課〕 ・福祉的就労の場の充実〔障害福祉課、わかゆり学園〕 ・官公需の拡大〔関係各課〕 ・日中活動系サービス(就労支援)〔障害福祉課〕
4-2 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立活動の支援〔障害福祉課〕 ・市内公共施設等使用料金の減免〔関係各課〕 ・スポーツ大会等への参加促進〔障害福祉課〕 ・障害者スポーツの振興〔スポーツ課〕 ・点字・録音図書の貸し出し〔中央図書館〕 ・障害者の文化活動への支援〔生涯学習課、文化推進室〕 ・学習機会の充実〔生涯学習課〕 ・学習・文化活動の場の環境整備〔生涯学習課〕 ・精神障害者の社会復帰の支援〔障害福祉課、疾病対策課〕
4-3 障害者の外出支援と移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利便性向上〔都市交通対策室〕 ・補助犬の普及促進〔障害福祉課〕 ・公共料金の割引等の周知〔障害福祉課〕 ・福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成〔障害福祉課〕 ・移動支援事業〔障害福祉課〕 ・社会参加支援〔障害福祉課〕

基本施策5 保健・医療体制の充実

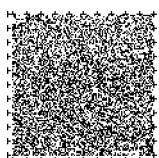
施策の展開方向	事業名、担当課
5-1 保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関する講座等の開催〔障害福祉課、疾病対策課〕 ・がん検診事業の推進〔地域保健センター〕 ・ポピュレーションアプローチ⁴²の推進〔地域保健センター〕 ・障害者歯科の健診〔障害福祉課〕 ・失語症者支援事業及び地域自主グループへの支援〔地域保健センター〕 ・精神保健福祉連絡協議会の充実〔障害福祉課〕
5-2 医療体制の充実と経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健医療の推進〔高齢者保険事業室〕 ・周産期医療体制の充実〔医療センター庶務課〕 ・重症心身障害者への支援〔障害福祉課〕 ・重度心身障害者医療費の助成〔障害福祉課〕 ・自立支援医療の推進〔障害福祉課〕

⁴² 集団全体に働きかけることや環境整備を行うことにより、集団全体の健康障害のリスクを少しづつ軽減させ、よい方向にシフトさせること。



基本施策6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

施策の展開方向	事業名、担当課
6-1 バリアフリーのまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー法・福祉のまちづくり条例に基づいた施設づくりの推進〔建築安全課〕・川口市バリアフリー基本構想に基づく整備の推進〔都市計画課〕・歩道の整備・改善〔道路建設課〕・歩道における障害物の除去〔道路維持課〕・公園施設の整備・改善〔公園課〕・うるおいのある水辺環境の創出〔河川課〕・土地区画整理事業の推進〔各土地区画整理事務所〕・おもいやり駐車場制度の促進〔都市計画課〕
6-2 防災・防犯対策等の充実	<ul style="list-style-type: none">・福祉避難所の整備〔防災課、障害福祉課〕・避難行動要支援者登録制度の充実〔長寿支援課、障害福祉課〕・災害時の支援体制づくりの推進〔防災課、障害福祉課〕・自主防災組織の育成〔防災課〕・緊急通報システムN E T 119の推進〔指令課〕・緊急通報システム事業の推進〔長寿支援課、障害福祉課〕・既存建築物耐震改修補助事業の推進〔建築安全課〕・防犯対策の充実〔防犯対策室〕・交通安全思想の普及〔交通安全対策課〕



第4章 重点施策「将来にわたる安心施策」

障害者がその能力や個性を最大限に発揮して、その人らしく安心して暮らすことができるよう、障害者施策推進のための主要課題を踏まえ、計画期間中、特に重点的に取り組む施策を「将来にわたる安心施策」として位置づけます。

「将来にわたる安心施策」は、障害者の置かれている状況を踏まえ、アンケート調査やヒアリング調査、意見交換会を通して得られたニーズを把握し、真に求めている重点的な施策を設け取り組みます。

他の施策と同様に、障害者を含むすべての市民と市、県をはじめとする関係機関が相互に連携・協働してともにつくり上げていきます。

■重点施策「将来にわたる安心施策」

第4章

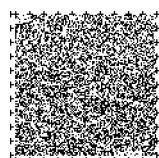
重点施策
「将来にわたる安心施策」

1 障害者と家族の高齢化への対応

2 障害者の地域生活支援

3 障害者の雇用・就労支援

4 災害時の障害者への支援体制の整備



1 障害者と家族の高齢化への対応

【基本的な考え方】

障害者自身の高齢化とともに、介護する家族等の高齢化が進む中、アンケート調査や意見交換の場で、「親亡き後の不安」を訴える声が、多く寄せられました。このことは、各種福祉サービスの基盤整備が進んできた現在においても、依然として家族による支援が大きな力となっていることを物語っています。

また、一方で「親亡き後」のみならず、家族のいるうちに将来を見据えて、障害者が自立できるための支援を始める必要性についても指摘されています。

障害者とその家族が抱えている不安を解消するため、グループホームなどの居住系サービスの充実、短期入所施設の充実を図ります。また、家族の切実な要望である入所施設については、その確保に向けた取組みを進めます。

【施策の展開方向】

◆生活の場（住まいの場）の確保

長年住み続けている自宅やグループホーム、アパートなど、自ら住まいを選択し、親亡き後も本人が望む場で暮らし続けられるよう、居住系サービスの整備を推進します。また、入所施設の整備に加えて、生活訓練ができる通過型施設について検討します。

契約手続等の支援を行うことにより、民間賃貸住宅への入居にあたっての不安を解消し、地域での生活を支える取組みを進めます。あわせて、障害者が地域住民の一員として暮らせるよう、住民への普及啓発と支えあいの仕組みの構築を進めます。

◆短期入所施設の充実

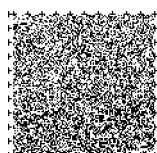
家族の急病などにより、障害者への介護が一時的に困難になった場合などに対応する「しらゆりの家」の充実を図ります。また、生活環境の変化（施設から地域）などにおける短期入所施設の利用のあり方について検討します。

◆自立を見据えた生活支援の充実

家族のいるうちに将来を見据えて、一人ひとりの状況や課題に応じて、自立に向けた生活支援の充実を図ります。

◆医療や介護との連携の推進

障害者の高齢化・重度化に伴う医療や介護ニーズに対応できるよう、医療や介護の専門職との連携を図ります。



2 障害者の地域生活支援

【基本的な考え方】

アンケート調査において、市民・関係団体・事業所からは「相談体制の充実」「身近なところで相談ができること」「多様な情報発信」を望む声が多くあげられていました。また、既存の制度では対応できない狭間へのニーズに対して、どのように支援していくかが重要との意見もありました。

障害者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、サービス提供方法の改善に引き続き取り組みます。また、必要なときに必要な支援を受けられるよう、障害者相談支援センターの周知など相談支援体制の充実を図ります。さらには、ホームヘルパーの研修への参加を促進し、サービス事業所の質の向上に努めます。

【施策の展開方向】

◆相談体制の充実

障害者の多様な相談に応じるため、障害者相談支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、障害者相談員などと市が連携をとり、相談機能の充実を図るとともに、アウトリーチ⁴³による積極的な支援に取り組みます。また、視覚障害者や聴覚障害者、精神障害者など市内で活動している当事者が、障害者やその家族に対してピアカウンセリングを行えるよう、障害者相談員を中心とした仕組みづくりを進めます。

相談内容に応じた適切な相談機関を選択できるよう、各相談機関の専門性の周知に努めるとともに、障害者が身近なところで気軽に相談できる体制を確立します。

◆地域移行支援の充実

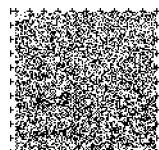
障害者（特に精神障害者）が地域で安心して暮らしていけるよう、地域移行の支援に取り組みます。

市内の障害者相談支援センターが中心となり、地域定着を見据えた支援を実施していきます。

◆サービス支援の充実

障害者のニーズに応えるため、適正で安定したサービスの基盤整備を図るとともに、障害者とその家族への、アウトリーチによる支援を行います。また、障害者を介護するホームヘルパーに対し研修への参加を促進し、人材の確保と資質の向上に努めます。

⁴³ 英語で「手を伸ばす」ことを指し、相談やサービス利用の申し出等を自発的にしない人に対して、市等の公共機関が積極的に働きかけて支援をすること。



3 障害者の雇用・就労支援

【基本的な考え方】

アンケート調査によると、就労（福祉的就労を含む）している人は身体障害者が2割強、知的障害者が5割半ば、精神障害者が3割強を占めていました。また、障害者の就労に必要なこととして、事業主や職場の仲間の理解、障害に配慮した施設・設備など企業における取組みを求める意見が多くあげられていました。意見交換の場でも、障害を理解できるよう精神保健福祉士⁴⁴の雇用なども必要ではないか、と障害への理解促進を企業側に求める声があがっていました。

障害者が可能な限り一般就労し定着できるよう、障害特性に応じたきめ細かな就労支援を進めるとともに、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。

【施策の展開方向】

◆一般就労の促進

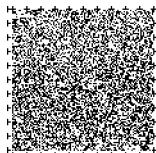
企業の障害者雇用への理解を深めながら、川口公共職業安定所や県発達障害者就労支援センター等の関係機関との連携を一層強化し、障害者の一般就労を促進します。

◆障害者就労支援センターの充実

川口市障害者就労支援センターの周知と利用の促進に努めるとともに、職員の資質の向上とセンターの機能の充実を図ります。

◆福祉的就労の場の充実

働く時間や仕事の内容を柔軟に対応させ、障害の状態や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。



⁴⁴ 平成9年に設けられた精神保健福祉領域の国家資格。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目指している。

4 災害時の障害者への支援体制の整備

【基本的な考え方】

アンケート調査や意見交換の場において、災害時に心配なこととして、自力での避難や避難所生活の難しさがあげられていました。

災害時において要援護者の支援を迅速かつ的確に行うためには、第1に、日頃から地域における要援護者の人数や居住実態を把握しておく必要があります。第2に、「川口市避難行動要支援者登録制度」の情報を行政と地域の関係機関で共有しておくことが大切です。第3には、平常時からあいさつや声かけなどを行い、支援体制づくりや避難訓練に取り組んでおくことが重要です。

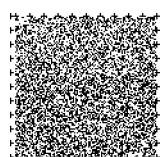
【施策の展開方向】

◆地域で助けあえる体制整備

「川口市避難行動要支援者登録制度」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備します。また、平常時から地域の支援者と災害時要援護者との関係を構築し、災害時には安否確認や救出活動、避難誘導などを円滑・安全に実施できるよう、自主防災組織の育成に努めます。

◆障害特性に配慮した福祉避難所の整備

障害特性に配慮した福祉避難所の整備、災害用品やストマ装具などの日常生活用具の備蓄、受け入れ訓練の実施、災害時の支援者の確保等について検討します。



第5章 障害者施策の総合的展開

障害者の現状をはじめ、施策の進捗状況、障害者ご本人や障害児の保護者、一般市民、市内で活動する障害者関係団体、サービス提供事業所等へのアンケート調査やヒアリング調査の結果、意見交換会で寄せられた意見などを踏まえて、策定委員会で検討した障害者施策推進のための主要課題を解決する取組みを、総合的に展開していきます。

施策・事業の記載について

本章で位置づけた施策・事業は、「一般事業」、「第6章サービス必要量の見込み」に示されている「自立支援給付」、「地域生活支援事業」及び「児童福祉法による給付」に区分して掲載しています。

■施策・事業の区分

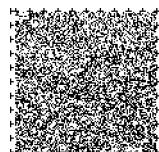
区分	内容
■一般事業	「自立支援給付」、「地域生活支援事業」及び「児童福祉法による給付」に該当しない施策・事業です。
■自立支援給付	障害者総合支援法に規定された自立支援給付に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者等に提供するサービスです。
■地域生活支援事業	障害者総合支援法に規定された地域生活支援事業に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者等に提供するサービスです。
■児童福祉法による給付	児童福祉法に規定された給付に基づき、身体、知的、精神（発達障害も含む）に障害のある児童等に提供するサービスです。

なお、「自立支援給付」、「地域生活支援事業」及び「児童福祉法による給付」の各種サービス見込量やその他詳細については、「第6章 サービス必要量の見込み」をご覧ください。

また、推進事業の方向性欄は、以下の区分に基づき表記しています。

■推進事業の方向性欄の表記について

区分	内容
維持	現状のまま継続する事業
拡充	事業内容を拡大・充実する事業
新規	平成30年度以降の新規事業
移行事業	中核市移行に伴う事業



基本施策1 地域共生社会の実現

現 状

福祉サービスの利用者は事業者と契約を結ぶなど自己判断を求められることが多く、利用者本人の判断能力が十分ではない場合、適切なサービスの利用が困難になることがあります。こうした不利益を受けることなく、安心して生活を送るために、支援を必要としている人が、適切に権利擁護のしくみを活用できるように取り組むことが必要です。

本市では、日常生活自立支援事業と成年後見人審判申立て等を利用した権利擁護の支援、成年後見制度利用支援事業に取り組んでいますが、利用者が少ない状況にあります。

本計画の基本理念である「ともに生き、みんなが元気に輝くまち」を実現するためには、障害があることによる生活のしづらさについて、市民一人ひとりが自らの身近な問題として考えることが必要です。

本市では、市民が障害及び障害者に対する理解を深められるよう、「広報かわぐち」やホームページを通して啓発活動に取り組んでいるほか、「川口市福祉の日」（10月25日）や「障害者週間」（12月3～9日）にあわせたイベントや事業を開催しています。また、市内小中学校では教育課程にボランティア活動や福祉教育を位置づけ、障害者との交流及び共同学習の啓発や支援籍⁴⁵学習の実施により、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進しています。

一方、障害者が地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービスだけでなく、地域住民による支えあい活動も重要です。地域においては、障害者や家族の悩みの相談、見守りや外出時の付き添いなど、地域での支えあいが必要となる場面が少なくありません。そのような場面における地域住民や町会・自治会、地域福祉活動団体による支えあい活動の必要性がますます高まっています。

課 題

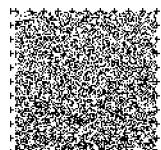
障害者が必要な支援を受けながら、自らの選択・決定に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加する「権利の主体」としてとらえることが重要であり、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現が求められています。

障害者の高齢化が進む中、「親なき後」の暮らしを見据え、できるだけ自立した生活を送りたいと考える障害者がいる一方、差別や虐待といった人権問題があります。基本的人権が保障され、当たり前の市民生活を送ることができるよう、障害者の虐待防止・権利擁護と合理的配慮の提供に向けた取組みを推進する必要があります。

障害者に対する市民の理解と認識を深めるため、引き続き啓発活動や福祉教育の充実が必要であり、特に、発達障害や高次脳機能障害など必ずしも理解が十分進んでいない障害についての啓発が重要です。

⁴⁵ 障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校又は学級以外に置く埼玉県独自の学籍である。

例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障害の状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。



防災・防犯面や福祉の面において、隣近所の声かけや地域での支えあいは重要なものです。障害者にとっても、日常の場面はもとより、大規模災害などの緊急時には周囲の住民の理解と手助けが不可欠です。地域住民の多様な経験や知識を生かして「地域の福祉力」を高められるよう、地域住民の地域活動への参加を促進することが必要になっています。

今後の取組み

1-1 障害者の権利擁護と合理的配慮への取組み

【取組みの方向性】

障害があっても基本的人権が保障され、障害者が当たり前の市民生活を送れるよう、虐待を防止し、差別を解消するための施策を推進するとともに、社会生活において不利益を被ることのないよう、障害者の権利擁護体制の確立と法律的な手続きや財産管理などを行う成年後見制度の利用を促進します。

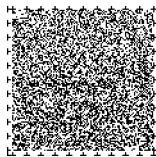
また、障害者や家族が必要な情報を円滑に入手することができるよう、情報提供方法について適切な配慮を行うとともに、必要なときに必要な支援が受けられるよう、コミュニケーション手段の充実を図ります。

【推進事業】

■一般事業

(権利擁護)

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
1	障害者等の権利擁護〔社会福祉協議会〕 県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を継続して実施します。	維 持
2	障害者虐待防止センター事業〔障害福祉課〕 障害者虐待対応の窓口となる「川口市障害者虐待防止センター」において、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を行います。	維 持
3	権利擁護体制の充実〔長寿支援課、障害福祉課、社会福祉協議会〕 成年後見センターや障害者相談支援センター、地域包括支援センター ⁴⁶ などと連携し、成年後見制度の周知や普及、相談支援などをを行いながら、制度の利用につなげる取組みを進めます。	拡 充



⁴⁶ 地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置するもので、川口市では 20 箇所設置している。

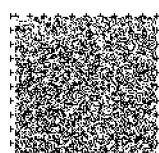
(合理的配慮への取組み)

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
4	「障害者ガイドブック」の内容充実〔障害福祉課〕 障害者に関する福祉サービスについて、ガイドブックを作成し窓口や行政センター、各支所での配布及び市ホームページへの掲載をしています。制度改正等に対応して随時改訂するなど、内容の充実に努めます。	維持
5	点字・録音広報等の発行〔障害福祉課〕 「広報かわぐち」などの情報を、点字広報紙、録音ディイジー ⁴⁷ として毎月発行します。	維持
6	選挙における投票環境の整備〔選挙管理委員会事務局〕 郵便投票、代理投票、点字投票などの投票制度の啓発や、投票所及び設備のバリアフリーを推進し、選挙における障害者の投票環境の整備を図ります。	維持

■地域生活支援事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
7	成年後見制度利用支援事業〔長寿支援課、障害福祉課〕 身寄りのない重度の知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。また、今後市ホームページを活用するなど制度の周知に努めます。	拡充
8	意思疎通支援事業〔障害福祉課〕 意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業及び手話通訳者を設置する事業を推進します。 また、手話通訳者、要約筆記者の養成事業を実施していきます。	拡充

⁴⁷ 「ディイジー（DAISY）」とは Digital Accessible Information SYstem の略で、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格の一つ。



1-2 啓発活動・福祉教育の推進

【取組みの方向性】

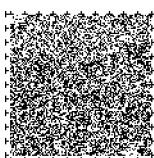
市民一人ひとりが障害及び障害者に対する理解を深められるよう、さまざまな機会をとらえて啓発活動と福祉教育を推進します。

毎年実施する障害者週間記念事業には多くの障害者と市民が参加し、交流を通して障害への理解を深めています。

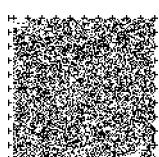
【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
9	障害への理解と障害者に対する共感を促す地域社会づくりの推進〔障害福祉課〕 身体障害・知的障害・精神障害の3障害のほか、難病や発達障害、高次脳機能障害のある人などが地域において安心して社会生活を送ることができるよう、地域住民一人ひとりが障害及び障害者に対する理解を深められるような地域づくりを推進します。 また、障害者に関する不適切な用語についても、国・県と連動し、表現や使用法について改善を図ります。	維 持
10	交流及び共同学習の啓発を深める教育の推進〔指導課〕 各学校において、児童生徒の発達段階に応じた交流及び共同学習を実践することができるよう、他教科・領域と連携した指導内容の充実、浸透について、学校訪問等を通して啓発します。	維 持
11	ボランティア・福祉教育全体計画等の作成〔指導課〕 市内小中学校の児童生徒に福祉体験学習の機会を提供するなど、教育課程にボランティア活動や福祉教育を位置づけ、教育活動全体を通して計画的に福祉の心の育成に努めます。 また、全体計画及び年間指導計画の作成状況を調査し、教員への指導、働きかけの強化に努めます。	維 持
12	研究委嘱校における特別支援教育の拡充・深化〔指導課〕 特別支援教育にも視点をあてた研究委嘱校を推奨します。また、各学校において、道徳教育を要としながら社会の一員としての自覚をもち意欲的に行動できる児童生徒の育成、生命や自然を大切にする心、相手を尊重する心の育成に努めます。	維 持
13	障害への理解を深めるための教育の推進〔指導課〕 交流及び共同学習を全体計画に位置づけ、児童生徒の障害者に対する理解を深めるとともに、保護者、地域への啓発にも努めます。 また、発達に配慮を要する児童生徒が、在籍する学校又は学級以外に学籍を置き、学習活動を行う支援籍学習を実施し、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進します。	維 持
14	精神保健福祉に関する普及啓発〔障害福祉課、疾病対策課〕 広報紙やホームページなどを活用し、精神疾患及び精神障害者を正しく理解するための普及啓発活動を実施します。 また、メンタルヘルスに関する問題は、誰にも起こりうる身近な存在であることの理解を促進し、早期発見、早期受診に結びつけるために、広く一般市民への普及啓発活動を実施します。	維 持



事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
15	広報の充実〔障害福祉課〕 地域における障害者や施設の活動などを、市のホームページ等で紹介し、障害者への理解や共感の促進に努めます。	拡充
16	「川口市福祉の日」の推進事業の実施〔福祉総務課〕 毎年、10月25日の「川口市福祉の日」にあわせ、社会福祉大会等の事業を実施し、思いやりの心、いたわりあいの心、助けあいの心を、家庭・地域・行政が一体となって広げていきます。	維持
17	障害者週間記念事業等の開催〔障害福祉課〕 毎年、12月3日から9日までの「障害者週間」を記念し、障害者週間記念事業や市内障害者施設作品展を開催し、市民の間に障害者の福祉についての関心と理解を深めるように努めます。	維持



1-3 地域における支えあい活動の促進

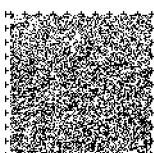
【取組みの方向性】

障害のある人もない人も、すべての人々が、地域においていきいきと自立した生活を送れるよう、ボランティア活動を支援するとともに、地域における人のつながりを大切にし、地域住民による支えあい活動を促進します。

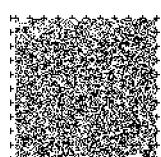
【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
18	障害者団体への活動補助〔障害福祉課〕 障害者（当事者）団体が行う事業に対し、円滑かつ安定的な事業運営ができるよう助成します。	維 持
19	障害者団体連絡協議会との連携〔障害福祉課〕 市内の障害者団体が多数加入している「川口市障害者団体連絡協議会」との連携のもと、障害者施策を効率的に推進します。	維 持
20	住民参加型福祉サービス事業の推進〔社会福祉協議会〕 市民の参加と協力による助け合いの制度として、高齢者・障害のあるかた・産前産後のかたで、ご自分で家事ができず家族等からの支援が困難なかたに対する「家事援助サービス」「ちょっと困りごとサポート」のほか「食事サービス」「車いす貸出サービス」「福祉車両貸出サービス」の各種サービスを実施していきます。	拡 充
21	ボランティア育成事業等の推進〔協働推進課、社会福祉協議会〕 川口市と川口市社会福祉協議会が協働し、次代を担う青少年のボランティアへの関心と活動を高めることを目的に、青少年ボランティア育成事業を実施します。青少年ボランティア育成事業では、市民ボランティア、教育関係者、福祉関係者、知的経験者などで構成する「川口市青少年ボランティア育成委員会」が主体となり、小学生を対象としたボランティア体験プログラムである「こどもフリーさろん」や「夏休みこどもボランティアさろん」、中学生以上25歳位までの方を対象とした「青少年ボランティアスクール」などを開催します。	維 持
22	ボランティアの登録・紹介・相談〔協働推進課、社会福祉協議会〕 ボランティア活動をする人たちの場の提供や情報の共有、社会福祉協議会ボランティアセンターとの事業協力など、市民パートナーステーション（キュボ・ラ内）の活動の充実を図ります。 また、障害者が必要としているボランティアの相談や問合わせに応じられるよう、コーディネート機能を強化するとともに、障害者関係の情報の収集や関係機関との連携、ネットワークの形成を進めます。	拡 充
23	ボランティア大学の充実〔社会福祉協議会〕 市民がボランティア大学を通じてさまざまな福祉分野に関する知識・技術を習得することができるよう、市民のボランティア意識の啓発やボランティア活動の活性化、地域福祉の実践者やリーダーの養成、市民の障害に対する理解を深めるためのテーマ設定など、ボランティア大学の充実を図ります。	維 持
24	ボランティア団体の活動支援と連携〔障害福祉課〕 障害者の社会参加を促進するため、ボランティア団体の活動等を支援するとともに、障害者団体とボランティア団体との連携を図ります。	維 持



事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
25	地域支えあい活動の推進〔障害福祉課〕 市民が様々な心身の障害を理解し、障害者に対して必要な日常生活におけるちょっとした配慮を実践していくための活動を推進していきます。	新規
26	学校教育における福祉教育の推進〔指導課〕 関係団体と連携し、授業等に障害やボランティア・福祉体験活動を取り上げ、福祉教育を推進します。	維持
27	教職員の福祉活動への参加促進〔指導課〕 社会福祉施設や社会教育関係団体等と連携し、積極的に地域の福祉活動に参加するよう、教職員に働きかけます。	維持
28	ボランティアに対する情報提供〔社会福祉協議会〕 国や県、その他各種団体からのボランティアに関する情報を、情報紙やホームページでボランティア団体や福祉施設、市民等に提供します。 情報紙「ぼらんていあ川口」は、障害者をはじめ広く市民も身近なところで閲覧することができるよう、新たな設置場所を検討し、市民に対する情報提供の充実を図ります。	維持
29	民間協力団体との連携強化〔障害福祉課〕 行政と密接な関係を持つ町会・自治会、婦人団体連絡協議会、青年会議所、ロータリークラブ、ライオンズクラブ等との連携を深め、各事業への参画を働きかけます。 また、障害者関係団体と民間協力団体との交流や協力体制の構築を促進します。	維持



基本施策2 障害児とその家庭への支援

現 状

障害児とその保護者が住みなれた地域で安心して生活するためには、発達に配慮を要する子どもが抱える課題を早期に発見し、早期療育につなげるとともに、成長段階に応じた専門的な支援を行うことが重要です。

本市では、乳幼児健康診査の結果、心理面や日常生活習慣等の問題について継続的指導が必要と認められた子どもに二次健診を実施し、療育等の専門的対応が必要な場合には、わかゆり学園等の専門機関につないで、相互に連携しながら支援に取り組んでいます。

また、保育所・幼稚園や放課後児童クラブにおいて障害児を受入れるとともに、一般の児童との交流保育も実施しています。小中学校への特別支援学級の整備や、難聴・言語障害通級指導教室（ことば・きこえの教室）及び発達障害・情緒障害通級指導教室（そだち・こころの教室）での特別支援教育を実施するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒が小中学校の通常の学級に支援籍を置いて、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことや、小中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障害の状態を改善するために必要な指導を受けるケース、小中学校の特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が、特別支援学校に支援籍を置いて、自立活動などの専門的な学習に参加する支援籍学習を推進しています。こうした取組みを通じて、障害児へ適切な保育・教育環境を提供し、健やかな成長を促す取組みを実施しています。

本市では、保育所において保育・発達相談の開催や臨床心理士による巡回指導を行うとともに、学校においても巡回教育相談を通して担任への助言や、特別支援教育コーディネーター⁴⁸を中心とした校内委員会の活動を通して特別支援教育の充実に取り組んでいます。

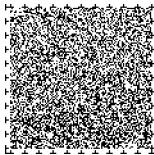
一方、障害児の地域生活を支えるため、障害児相談支援事業所、保健センター、障害福祉課及び子育て相談課が連携して障害児の家族等の相談に応じながら、必要な支援を行っています。

課 題

保育士が子どもの発達上の課題に気づいても、保護者に受容してもらうまでに時間がかかり、早期療育につながりにくい現状があることから、専門家による保護者への早期アプローチが求められています。障害児が社会性や人間関係、生活習慣を身につけられるよう、保育内容を一層充実することも必要です。また、放課後児童クラブにおいては、放課後児童の健全育成を図るため、専門知識を有する職員の配置が必要になっています。

わかゆり学園については、これまでの取組みを踏まえ、障害児支援をさらに推進するため、児童発達支援センターにおいて相談支援や保育所等訪問支援体制を強化し、機能の充実を図る必要があります。

一方、学校においては、通常の学級に通っている発達に配慮を要する子どもについて、巡回教育相談等による支援体制の整備を進めていますが、特別支援学級の指導



⁴⁸ すべての小中学校で教員が指名され、学校内の関係者や外部との連絡調整、保護者への相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役など、各学校における特別支援教育の中心的な役割を担う。

者の確保と養成や、通常の学級の特別な支援を必要としている子どもに対し、特別支援学級の教諭のノウハウを通常の学級の教諭に広めるなど、特別支援教育の充実に向けて更なる取組みが必要です。

また、障害児の義務教育終了後の進路について相談ができる体制の充実を図るとともに、研修会を通して通常の学級の教員の資質の向上、支援籍学習の推進など、ともに学ぶ環境づくりを着実に進めることも求められています。

今後の取組み

2-1 早期発見・早期療育

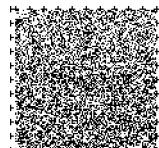
【取組みの方向性】

妊婦健康診査や乳幼児健康診査・健康相談、母子訪問指導など、母子を対象とした保健活動を通じて、障害の原因となる疾病等の予防と障害を早期に発見し、適切な療育につなげる取組みを推進します。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
30	乳幼児健康診査事業の推進〔地域保健センター〕 乳幼児の発育・発達を確認し疾病や異常の早期発見をするため、3・4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査を実施します。健康診査において発達に心配のあるお子さんに対しては、専門職等による幼児相談や二次健診を実施し、課題を明らかにし専門医療機関に繋げていきます。	拡 充
31	乳幼児の健康管理の推進〔地域保健センター〕 保健師等による母子訪問事業や10か月児健康相談等において、お子さんに障害の原因となるような疾病などがないか健康の状態を確認し、疾病や障害が疑われた場合、早期に専門医療機関や療育機関に繋げます。	拡 充
32	妊娠婦の健康管理の推進〔地域保健センター〕 妊娠届を出発点とした妊娠婦の健康情報を把握するとともに、疾病や障害の起因となるような母子感染症等を予防するための妊婦健康診査を実施します。妊娠出産時の状況により、発達の遅れや障害が疑われる子どもとその保護者には、早期に産科医療機関や小児科医療機関と連携し、退院後の保健指導を行います。また、ウエルカムBABY教室では、健康管理に必要な情報を提供するとともに、母子感染症の予防等についても周知しております。	維 持
33	発達相談支援事業の推進〔子育て相談課〕 子どもの発達に関する相談に対し、専門職員（相談支援専門員等）による個別相談支援を行います。また、施設への巡回訪問、親子教室による集団療育を実施し、発達に課題を抱える子どもを早期に発見し、支援ができる体制を推進します。	拡 充
34	子ども発達相談支援センター（仮称）の調査、研究〔子育て相談課〕 教育、医療等の他分野との連携を強化し、より高度な専門的支援を展開する専門機関を調査、研究していきます。	拡 充



2-2 障害児保育と療育体制の充実

【取組みの方向性】

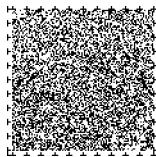
保育所及び放課後児童クラブ等における障害児の受け入れ枠の拡充に努めるとともに、保育・発達相談、専門家による巡回指導、職員研修等を通じて保育内容の充実を図ります。

また、発育、発達の状況に応じた適切な療育を受けられるよう、家族の気持ちに寄り添いながら、子どもと保護者に対する支援の促進を図ります。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
35	障害児保育の質の向上〔保育入所課〕 保育所・小規模保育事業所において入所をしている障害児が、適切な保育を受けられるよう、障害児専門研修や心理士等専門家による保育所等巡回指導・相談を実施し、障害児への理解を深め、保育士等の質の向上を図ります。	維 持
36	障害児保育の推進〔保育入所課〕 保育所・小規模保育事業所において発達の遅れや障害のある児童を受け入れ、健常児と同じ集団の中で生活することで、相互理解を深め、互いの成長、発達を促します。	維 持
37	保護者への支援〔保育入所課〕 保育所等に在籍する児童の保護者が、子育てや児童の発達等に関する悩みを心理士等の専門家に相談し、必要な助言等を行う保育発達相談の実施により、保護者への支援を行います。保護者から受けた相談は、必要に応じて在籍する保育所等と共有し、連携しながら対応を図ります。	維 持
38	放課後施策の充実〔学務課〕 研修を通して専門的知識を有する支援員を確保しながら、各小学校に設置している放課後児童クラブの受け入れ枠を拡充し、放課後生活への支援を進めます。	拡 充
39	障害児（者）生活サポート事業〔障害福祉課〕 在宅の障害児（者）及び家族の地域生活を支援するため、障害児（者）の一時預かり、派遣による介護や外出の付き添いなど、本人や家族の必要としているサービスを提供し、日常生活の負担の軽減に努めます。	維 持
40	児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実〔わかゆり学園〕 児童発達支援センター、保育所等訪問支援における職員の資質を高め、児童の特性に応じた支援に努めます。また、市内の児童発達支援事業所との連携や、相互のスキルアップのための研修を推進していきます。	維 持
41	重症心身障害児の受け入れの推進〔障害福祉課〕 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の推進を図るとともに、児童発達支援事業所連絡会及び放課後等デイサービス事業所連絡学習会を通して、職員の資質向上の取組みや情報交換の場を設定し、対応できる事業所の確保に努めます。	新 規
42	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置〔障害福祉課〕 医療的ケアが必要な児童の支援に対する協議の場を、川口市自立支援協議会 ⁴⁹ 、母子保健発達支援連絡調整会議を活用して設置していきます。	新 規

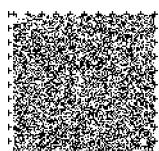


⁴⁹ 障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議で、具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障害福祉関係機関のネットワークづくり、障害福祉計画の進捗状況の評価などをを行う。平成23年度までは「地域自立支援協議会」という名称だった。

■児童福祉法による給付

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
43	<p>障害児サービス〔障害福祉課〕 (児童発達支援) 障害のある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。</p> <p>(医療型児童発達支援) 障害のある児童が医療に対応できる施設に通所することで、訓練と合わせて治療を行います。</p> <p>(放課後等デイサービス) 通学中の障害のある児童を対象に、放課後や夏休み等について、生活能力向上のための訓練等を行います。</p> <p>(保育所等訪問支援) 専門の児童指導員や保育士が、保育所などを訪問することで、障害のある児童や施設職員に対して、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。</p> <p>(居宅訪問型児童発達支援) 障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与等の支援を行います。</p> <p>(障害児相談支援) 障害のある児童が障害福祉サービスを利用する前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリング⁵⁰を行います。</p>	拡充

⁵⁰ 社会福祉援助の実践の過程で、その実行状況を監視し点検すること。援助実践の内容や効果、課題の達成はできているか、利用者は満足しているなどを定期的に吟味し見直しをする。



2-3 特別支援教育の推進

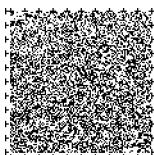
【取組みの方向性】

教育現場において、発達に配慮を要する子どもたちの社会参加と自立を促進するため、一人ひとりの障害特性に応じた教育を推進するとともに、教員に対する研修の実施などを通して指導力の向上に努めます。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
44	教育相談・就学相談・就学支援の充実〔指導課〕 研修会や学校訪問を通して、各学校における教育相談・就学相談が計画的、効果的に行われるよう教職員への意識啓発や、専門的知識を有する相談員・カウンセラー・スクールソーシャルワーカーを増員し、児童・生徒及びその保護者への相談支援を充実します。 また、一人ひとりの発達や障害の状況に応じて、持っている力を十分に伸ばすためにはどのような教育が必要かなど、より適正な就学支援の充実を図ります。	維 持
45	通級による障害児教育の充実〔指導課〕 通常の学級に在籍しながら特定の時間に通級指導教室で指導を受けることのできる通級指導体制の拡充について、児童生徒の教育的ニーズや県の動向等を踏まえながら、引き続き県に働きかけます。	維 持
46	交流及び共同学習の推進〔指導課〕 発達に配慮を要する児童生徒と活動をともにするなど、ふれあいを通して互いを理解し共に支えあう心のバリアフリーを広められるよう、交流及び共同学習、支援籍学習を推進します。	維 持
47	通級指導教室での指導の充実〔指導課〕 難聴・言語障害通級指導教室(ことば・きこえの教室)及び発達障害・情緒障害通級指導教室(そだち・こころの教室)における担当者の研修、保護者との面談、担任との連絡会を行い、児童生徒の特性や障害の状態に応じた指導及び支援の充実を図ります。	維 持
48	特別支援学級への指導補助員の配置〔指導課〕 特別支援学級の効果的な運営とよりきめ細かな指導を行うため、特別支援学級設置校に指導補助員を配置します。	維 持
49	教職員研修の充実〔指導課〕 発達に配慮を要する児童生徒に対する理解を深め、指導の工夫・改善を図るとともに、より専門的な知識と技術を系統的に修得するため、実践的・体験的な内容を盛り込んだ研修会を開催します。 また、各学校における特別支援教育の校内研修の充実を図ります。	維 持



基本施策3 地域における障害者の自立支援

現 状

障害者が地域の中で自立して生活を送るためには、さまざまな生活支援サービスや福祉用具を利用し、経済的な支援を受けながら、その人の生活ニーズにあった支援ネットワークを、一つひとつつくり上げていくことが重要です。

そのためには、障害者とその家族が必要とする介護サービスと、一人ひとりの希望や状況に応じて利用できる日中活動の場、就労の場などの地域生活基盤が確保されていることが重要です。併せて、障害者とその家族からの相談に応じて、サービス利用に関する情報提供や助言を行い、必要に応じて利用者とサービス事業者との連絡調整を図り、適切な支援につなげるアウトリーチによる積極的な支援も欠かせません。

本市では市内10か所に障害者相談支援センターを設置し、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保に取り組んできました。

施設や病院で生活している人が地域で安心して暮らすことができるることを理解し、地域で生活していく意欲を持てるよう、施設や病院、関係機関と連携して地域生活への移行を促進することが必要です。併せて、家族から独立して生活することを希望する人や、家族からの介護が受けられない人も、地域で自立した生活を送れるよう、地域におけるサービス基盤の充実も必要です。

また、発達障害や高次脳機能障害などについても、医療的な対応だけでなく地域での生活を支援するという視点からの対応が必要です。

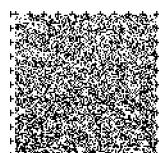
課 題

障害者のニーズが多様化する中、適切な支援を行えるよう、ケアマネジメントを活用した相談支援体制の充実や相談先がわからないといった声に対応し、障害者相談支援センターの周知に取り組むことが必要です。併せて、発達障害や高次脳機能障害などの専門的な相談支援の充実や、病院や学校など身近なところでの相談を必要な支援につなぐ仕組み、重複障害者や高齢障害者など一つの相談支援機関では対応が難しい場合の関係機関の連携強化、アウトリーチによる支援などにも取り組む必要があります。

福祉サービスについては、アンケート調査において、相談支援、居宅介護、短期入所等の利用意向の割合が高くなっています。今後も、これらのサービス基盤の整備に重点的に取り組むとともに、医療的ケアを伴うサービスなど障害の特性に対応したサービスを充実することも必要です。また、障害者の高齢化・重度化が進んでいることから、利用手続きの簡素化といったサービス提供方法の改善が求められています。

一方、入所施設から地域での生活を希望する人や精神科病院に入院していて受け入れ条件が整えば退院可能な人が、地域生活にスムーズに移行できるよう、多様な住まいの場の整備などを引き続き計画的に進めるとともに、施設や病院、関係機関と連携して地域生活への移行を希望する人の退所・退院を支援することが必要です。

さらに、障害者が自立した社会生活を送れるよう、引き続き経済的支援などの生活支援に取り組むことも必要です。



今後の取組み

3-1 相談体制の充実

【取組みの方向性】

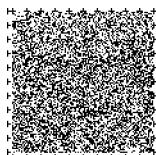
障害者が、悩みや不安を身近なところで気軽に相談し、適切な指導、援助につなげられるよう、障害者相談支援センターの利用を促進します。

市内に設置している10か所の障害者相談支援センター相互の連携や相談員一人ひとりのスキルアップとネットワークの形成を促進し、相談支援体制の充実を図ります。

【推進事業】

■一般事業

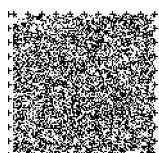
事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
50	精神保健福祉相談体制の充実〔障害福祉課、疾病対策課〕 精神保健福祉士や保健師を配置し、様々なこころの悩みやこころの病気についての相談・助言を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、精神障害者の社会復帰に向けた地域生活を支援します。	拡 充
51	相談窓口の充実〔障害福祉課〕 障害者のさまざまな相談に対応できるよう、相談担当者（ケースワーカー）の資質の向上を図り、窓口で総合的に相談できる体制を充実します。	維 持
52	ピアカウンセリングの実施〔障害福祉課〕 市内で活動している視覚障害者や聴覚障害者、肢体不自由者、精神障害者等の当事者が、悩みを抱える障害者やその家族に対してピアカウンセリングを行えるよう、障害者相談員を中心とした仕組みづくりを進めます。	維 持
53	福祉と保健の協力体制の充実〔障害福祉課、疾病対策課〕 保健・医療・福祉の連携を強化し、障害者（難病を含む）に対する総合的なきめの細かい支援が提供できるように努めます。	拡 充
54	相談機能の充実〔障害福祉課〕 障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を促進するため、民生委員・児童委員、主任児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などと連携し、相談体制の充実に努めます。また、地区ごとに協議の場を設け、密接な連携を図ります。	維 持
55	難病患者支援の充実〔疾病対策課〕 難病患者及びその家族の療養上の不安に対して相談及び助言を行い、必要に応じて関係機関等と連携をします。	移行事業
56	福祉サービス苦情解決制度〔福祉総務課〕 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年6月7日法律第111号）の施行に伴い、社会福祉法第82条の規定により、本市が提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければなりません。 このため、川口市行政組織規則第20条に規定する施設機関の福祉サービス利用者を対象に、本市が提供する福祉サービスの相談や苦情に対し社会性、客觀性を確保し利用者の立場や特性に配慮した適正な対応を推進するため第3者委員（福祉サービス苦情解決制度）を設置します。	新 規



■ 地域生活支援事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
57	<p>相談支援事業（障害者相談支援センター）〔障害福祉課〕</p> <p>障害者が自立した生活を送れるよう、障害者の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じるとともに、アウトリーチによる積極的な支援により必要な情報の提供及び助言等を行います。また、虐待の防止や早期発見のため、関係機関との連絡調整など、障害者の権利擁護のために必要な援助を行うなど、10か所の障害者相談支援センターを中心に、関係事業所と連携しながら総合的・継続的に支援します。</p> <p>相談支援にあたっては、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化や、研修や定例会等を通じて相談員一人ひとりの資質の向上を図ります。また、障害者の居住支援のための協議の場を設け、地域資源を活用した地域生活支援拠点等⁵¹の整備・強化を図ります。</p>	拡 充

⁵¹ 地域での暮らしの安心感を担保するために、緊急時の受入体制の確保やコーディネーターの配置等による地域の体制づくり等の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点又は地域における複数の機関が分担して機能を担う体制をいう。



3-2 日常生活を支える福祉サービスの充実

【取組みの方向性】

地域での障害者の暮らしを支援するため、居宅における福祉サービスの充実に努めるとともに、安定したサービスの提供を図るため、サービス事業者への支援、人材の確保及び資質の向上に努めます。

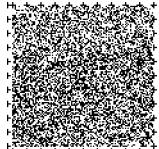
福祉サービスの中で、強度行動障害、医療的ケア等の高度なサービスを提供することができる事業所が少ないため、安定したサービスの確保に努めます。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
58	紙おむつ支給事業の推進〔障害福祉課〕 常時紙おむつを必要とする障害者に対し、紙おむつを支給し経済的負担の軽減に努めます。	維 持
59	障害者短期入所施設の充実〔障害福祉課〕 今後の短期入所施設のあり方について、障害者短期入所施設「しらゆりの家」をはじめとして、障害者支援施設やグループホームに併設されている短期入所事業所との協議の場を設け、医療的ケアを必要とする人の夜間対応、移送手段の確保などについて検討を進めます。	拡 充
60	民間による施設建設の支援〔障害福祉課〕 民間による施設建設について、各施設の整備計画を精査のうえ、当該計画が市の施策と合致した場合、適宜必要に応じて建設費補助を行います。なお、国は原則として入所施設の整備を認めていないため、必要な施設については国に要望していくとともに、待機者を解消していくために、グループホーム等での対応が可能な方については、利用を促進していく方策を検討していきます。	維 持
61	ホームヘルパーへの研修の充実〔障害福祉課〕 障害者に適切なサービスを提供できるよう、障害者を介護するホームヘルパーに休日や夜間等の参加しやすい時間帯に研修を開催し、強度行動障害、医療的ケア等の高度なサービスの知識、スキルの向上に努めます。	拡 充
62	保健福祉専門職の確保〔障害福祉課、疾病対策課〕 障害者の保健福祉の充実を図るため、保健師・理学療法士 ⁵² ・社会福祉士・精神保健福祉士など有資格者の確保に努めます。	拡 充
63	全身性障害者介助人派遣事業〔障害福祉課〕 在宅の全身性障害者に対し、市に登録した介助人を派遣し身体介護（入浴、排せつ、食事の介助等）・家事援助（食事の調理、洗濯、掃除等）・見守り・外出時の移動の介助などを行います。	維 持
64	ふれあい収集〔収集業務課〕 家庭ごみを自ら指定のステーションに運び出すことが困難な単身世帯の市民を対象に、戸別収集を実施するとともに、対象者の安否確認を行います。 ※対象者：①65歳以上で、介護保険制度の認定が要介護度1以上の単身者 ②障害者手帳を所持している単身者 ③その他市長が認める者	維 持

⁵² 身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他運動を行わせたり、その他の物理的手段を加える理学療法を用いて、機能障害や能力障害を改善する専門家。

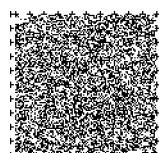


事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
65	<p>居住支援の強化〔障害福祉課〕</p> <p>地域にある複数の機能を活用する面的整備型⁵³を整備し、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり）強化を、川口市自立支援協議会を活用して取り組んでいきます。</p>	新 規

■自立支援給付

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
66	<p>訪問系サービス〔障害福祉課〕</p> <p>障害支援区分を勘案し、ケアマネジメントにより利用者ニーズを適切なサービスにつなぎ、地域生活の支援を行います。また、サービスについての十分な情報提供に努めるとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、サービス基盤の整備を推進します。</p> <p>(居宅介護)</p> <p>在宅で介護を必要とする人にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>(重度訪問介護)</p> <p>重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。</p> <p>(同行援護)</p> <p>視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。</p> <p>(行動援護)</p> <p>知的障害又は精神障害により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。</p> <p>(重度障害者等包括支援)</p> <p>重度の障害により介護を必要とする人に、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。</p>	維 持

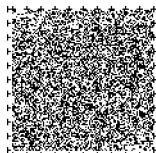
⁵³ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく手法の一つで、地域において機能を分担して担う方法を「面的整備型」という。他に、上記の機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」がある。



事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
67	<p>日中活動系サービス（介護・訓練）〔障害福祉課〕</p> <p>障害者の日中活動の場として生活介護や自立訓練といった、事業種別に応じた機能充実を図るとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、必要な施設整備に努めます。また、高齢者施策との連携を図り、高齢化の課題について検討を進めます。</p> <p>（生活介護）</p> <p>常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、食事、排せつ等の介護を行うとともに、創意的活動又は生産活動の機会を提供します。</p> <p>（自立訓練（機能訓練））</p> <p>障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な機能訓練を行います。</p> <p>（自立訓練（生活訓練））</p> <p>障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な生活訓練を行います。</p> <p>（宿泊型自立訓練）</p> <p>障害者に、居室等の設備を利用した、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。</p> <p>（療養介護）</p> <p>医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を行います。</p> <p>（短期入所（ショートステイ））</p> <p>自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。</p>	維 持
68	<p>補装具の交付・修理〔障害福祉課〕</p> <p>身体の失われた部位、障害のある部分を補うために用いられる補装具（義肢や装具、車いす等）の購入費又は修理費を支給し、負担の軽減を図ります。</p>	維 持

■ 地域生活支援事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
69	<p>入浴サービス事業の推進〔障害福祉課〕</p> <p>入浴の困難な重度障害者の家庭を巡回入浴車が訪問し、入浴のサービスを行うことにより、障害者の保健衛生の向上を図ります。</p>	維 持
70	<p>日常生活用具給付等事業〔障害福祉課〕</p> <p>日常生活上の便宜を図るため、在宅中の重度障害者に対し、介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器等）、排せつ管理支援用具（ストマ装具等）等を給付又は貸与します。</p> <p>事業を周知し、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めます。</p>	維 持
71	<p>地域活動支援センター事業〔障害福祉課〕</p> <p>創作的活動又は生産活動の機会提供及び社会との交流を促進し、地域生活を支援するため、各地域に1か所ずつ設置するとともに、活動内容を充実し、きめ細かい支援を行います。</p>	維 持
72	<p>日中一時支援〔障害福祉課〕</p> <p>障害者を介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者の日中における活動の場を提供することにより、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行います。</p>	維 持



3-3 地域生活への移行促進

【取組みの方向性】

入所・入院者の地域生活への移行を促進するため、障害者の意向を尊重しながら、社会生活技能を高めるためのプログラムの充実や移行後の地域での暮らしを支える環境の整備を推進します。

また、家族から独立して生活することを希望する人や家族から介護が受けられない人も、地域で自立して生活を送れるよう、市営住宅の整備や既存住宅の改修への助成を行います。

なお、グループホームは今後も利用者の増加が見込まれることから、その整備を促進するとともに、事業者への必要な支援に努めます。

【推進事業】

■一般事業

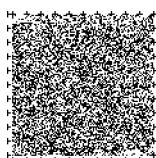
事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
73	市・県営住宅の入居の確保〔住宅政策課〕 市営住宅への入居を希望する障害者世帯の抽選時の当選確率に配慮するとともに、県営住宅の情報提供にも努めます。	維 持
74	市営住宅の整備〔住宅政策課〕 平成28年度に見直しをした川口市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に市営住宅の建替えを推進し、全戸をバリアフリー対応とともに、車椅子専用住戸も確保します。	維 持
75	無料建築相談の実施〔住宅政策課〕 建築士の協力により、住宅のリフォームや耐震など、安全かつ快適に暮らせる住宅に改修するための無料建築相談を定期的に開催しています。	維 持
76	重度障害者居宅改善整備費の助成〔障害福祉課〕 重度の身体障害者が在宅で生活し続けられるよう、段差の解消など住宅の改造工事にかかる費用の一部を助成します（介護保険法又は障害者総合支援法の対象外のもの）。	維 持
77	グループホーム等の整備支援〔障害福祉課〕 障害者の地域における生活の場となるグループホーム等を整備する事業者に対し、整備費等の支援を行います。 また、グループホーム等の入居待機者を解消するため、新たな施設整備支援策を検討していくとともに、入所施設への待機者もグループホーム等の利用が促進できるよう、整備状況や待機者情報を積極的に発信していきます。	維 持
78	通過型施設設置の研究〔障害福祉課〕 障害者が望む場で暮らせるように、生活訓練ができる通過型施設について研究するとともに、入所施設の確保に向けた取組みを進めます。	維 持
79	住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度〔住宅政策課〕 障害者を含む住宅確保要配慮者が、民間賃貸住宅への入居を希望した場合、賃貸人の中には住宅確保要配慮者の入居に拒否感を持つ者も存在し、住居の確保が困難な場合があるため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を行います。	移行事業

■自立支援給付

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
80	<p>相談支援サービス〔障害福祉課〕 (計画相談支援) 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整、モニタリングを行います。</p> <p>(地域移行支援) 施設入所者や退院可能な精神障害者、救護施設や更生施設、刑事施設に入所・収容されている障害のある方が地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行います。</p> <p>(地域定着支援) 単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人が、安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。</p>	拡 充
81	<p>居住系サービス〔障害福祉課〕 自宅での生活が困難な障害者の個々の状況に応じ、入所施設の確保とともに、今後の需要が見込まれるグループホーム等の整備を進めます。</p> <p>(自立生活援助) 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。</p> <p>(施設入所支援) 在宅の生活が困難な障害者に対し、施設において夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>(共同生活援助(グループホーム)) 介護を必要としない障害者に対し、夜間や休日に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。</p>	維 持

■地域生活支援事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
82	<p>住宅入居等支援事業(居住サポート事業)〔障害福祉課〕 賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。</p>	維 持



3-4 生活支援のための施策・制度の推進

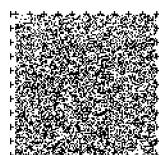
【取組みの方向性】

障害者の自立と社会活動を促進するため、生活支援のための手当の給付や貸付制度の周知を図ります。各手当の支給対象者数は、今後も増加が見込まれることから、引き続き制度の維持に努めます。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
83	特別障害者手当の給付〔障害福祉課〕 障害により生ずる特別な負担を軽減するため、20歳以上で日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障害者に手当を支給します。	維 持
84	障害児福祉手当の給付〔障害福祉課〕 障害により生ずる特別な負担を軽減するため、20歳未満の在宅重度心身障害児に手当を支給します。	維 持
85	福祉手当（市の制度）の給付〔障害福祉課〕 障害により生ずる特別な負担を軽減するため、特別障害者手当及び障害児福祉手当に該当しない重度の障害者に手当を支給します。	維 持
86	福祉資金（生活資金）の貸付〔福祉総務課〕 就学資金、助産費、葬祭費などの臨時的な出費により生活の維持が困難となる世帯に対し、生活の安定を図るために資金の貸付を行います。	維 持
87	生活福祉資金の貸付〔社会福祉協議会〕 障害者のいる世帯の経済的自立と生活の向上を図るため、「障害者用自動車購入費」等の福祉資金の貸付を行います。	維 持



基本施策4 障害者の社会活動の支援

現 状

障害者が地域において自立して生活し、生活の質の向上を図るためにには、障害者が当たり前に働く社会を実現することが必要です。

本市では、川口公共職業安定所と連携した障害者就職面接会への参加促進や、川口市障害者就労支援センターによる障害者の就労相談、就労希望者への訓練、雇用者への理解啓発などに取り組んでいます。

また、一般企業での就労が困難な障害者に福祉的就労の場を提供しています。市内の就労移行支援事業所は、平成29年11月には12か所となり、就労支援のための基盤整備が進んできています。福祉施設で働く障害者が地域で自立した生活を実現するためには、工賃水準を引き上げていくことが重要で、各事業所においても、自主生産品の開発を進めるなど工賃向上に取り組んでいます。

一方、障害者が生涯を通じてスポーツ活動や文化・芸術活動に親しむことは、感性を育むとともに、自己実現にもつながります。また、活動を通して得られるさまざまな人々との交流は生活の豊かさをもたらします。

本市では、スポーツや文化のイベントとして、県主催の障害者スポーツ大会（彩の国ふれあいピック）への参加を奨励、支援しています。また、毎年12月の障害者週間にあわせて行う記念事業では、障害者団体や当事者が企画運営を担当しています。

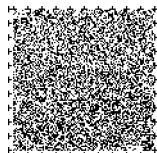
障害者の社会参加を促進するためには、障害者が安全に移動し、活動範囲を広げられるよう、円滑に利用できる公共交通機関の整備とともに、障害の特性に応じた移動手段を確保することも重要です。

本市では、障害者の社会参加を支援するため、公共交通機関のバリアフリーや利便性の向上を働きかけるとともに、福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成や移動支援事業など、障害者の外出支援に取り組んでいます。

課 題

障害者雇用促進法⁵⁴に基づき、平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上されます。それに伴い、障害者の一般企業への雇用拡大が期待されることから、川口公共職業安定所等の関係機関との連携を一層強化し、障害者雇用への理解を深める必要があります。

障害者の一般就労を促進するためには、就労前から就労後までの各段階で、職業習慣を身につけるための訓練、就職先の斡旋、仕事に慣れるまでの指導、働き続けるための支援といった取組みが必要であり、川口市障害者就労支援センターなどの関係機関の連携による支援が求められています。



⁵⁴ 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律。

また、事業主や職場の理解、就労条件の向上、福祉施設等における工賃水準の引き上げ、地域の就労支援ネットワークなど、障害者が働き続けるための環境づくりも必要です。

障害者が自らの経験を生かし、その能力を発揮してスポーツ活動や文化・芸術活動に参加できるよう、情報提供や活動の場の確保など、その人らしくいきいきと活動するための支援を充実することが必要です。

今後の取組み

4-1 雇用・就労の促進

【取組みの方向性】

川口公共職業安定所や川口市障害者就労支援センターと連携しながら、就職が可能な職域、職種の開拓を進めるとともに、障害者が可能な限り一般就労できるよう、障害の特性に応じた就労支援策を推進します。また、一般企業での就労が困難な障害者のために、福祉的就労の場の充実を図るとともに、公と民の役割の検討をすすめています。

【推進事業】

■一般事業

(一般就労の促進)

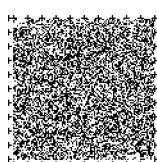
事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
88	障害者雇用に関する啓発事業の推進〔経営支援課〕 埼玉労働局及び川口公共職業安定所と連携しながら、事業主に対する障害者の法定雇用率の引き上げをはじめとする関係法令の周知など、市の広報紙やホームページ等を通じて障害者雇用の理解を深める啓発活動に取組み、障害者の一般企業への就労を促進します。	維 持
89	障害者雇用機会創出事業〔障害福祉課〕 川口公共職業安定所で実施しているトライアル雇用の周知に努めるとともに、障害者就労支援センター及び就労移行支援事業所における関わりや、就職した障害者に対するアフターフォローの実施を促進します。	維 持
90	障害者就労支援センターの充実〔障害福祉課〕 川口市障害者就労支援センターの周知に努め、障害者の一般企業への就労を促進し、定着に向けて支援します。また、職員の資質の向上とセンター機能の充実を図るとともに、就労移行支援事業所に対して、障害者就労支援センターによる研修会、実践報告会を開催し、就労支援に携わる職員相互の資質向上に努めます。	拡 充
91	市職員への雇用促進〔職員課〕 障害者雇用促進法の趣旨に基づき、障害者雇用率を遵守しながら、市職員として障害者の採用を進めます。	維 持

(福祉的就労の充実)

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
92	福祉的就労の場の充実〔障害福祉課、わかゆり学園〕 一般企業での就労が困難な障害者に対し、障害の状態や適正に応じて働く時間や仕事の内容を柔軟に対応させ、自立した日常生活を営むことができるよう福祉的就労の場の充実を図ります。 また、市内の障害福祉サービス事業所の実情から公と民の役割を検証し、取り組むべき事業の再確認をすすめていきます。	拡充
93	官公需の拡大〔関係各課〕 障害者優先調達推進法に基づき、段階的な就労支援として、封入封緘業務や清掃、印刷業務などを委託することにより、障害者への就労の場を提供します。 また、自主生産品の開発や販路の拡大など、障害者の収入の向上に向けた取組みを支援します。	拡充

■自立支援給付

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方向性
94	日中活動系サービス（就労支援）〔障害福祉課〕 障害者の就労訓練の場として就労移行支援や就労継続支援など事業種別に応じた機能充実を図るとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、必要な施設の整備を推進します。 （就労移行支援） 一般企業への就労を希望する障害者に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。 （就労移行支援（養成施設）） 視覚障害者に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の国家資格を取得することを目的にサービスを提供します。 （就労継続支援） 一般企業への就労が困難な障害者に働く場を提供するとともに、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。 《A型》 事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。 《B型》 雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた支援が提供されます。 （就労定着支援） 一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを提供します。	維持



4-2 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

【取組みの方向性】

障害者がより多くの行事や活動へ参加し、楽しむことのできる機会はもとより、スポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動への参加を促進するためのさまざまな機会を提供し、より充実した生活の支援に努めます。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
95	障害者の自立活動の支援〔障害福祉課〕 障害者自らの社会参加を図るため、文化・スポーツ活動への主体的な参加を促進するほか、自主活動や交流を通じて障害者の主体性が助長されるよう支援します。	維 持
96	市内公共施設等使用料金の減免〔関係各課〕 障害者及びその介護者が市内の公共施設や公共駐車場を利用する場合に、使用料等を減免し、障害者の自主的な文化活動やスポーツ活動への参加を促進します。	維 持
97	スポーツ大会等への参加促進〔障害福祉課〕 障害者のスポーツ大会への参加を促進するため、県主催の「彩の国ふれあいピック」をはじめとする各レクリエーション大会、スポーツ大会等への参加を支援します。	維 持
98	障害者スポーツの振興〔スポーツ課〕 障害者が親しむことのできるスポーツ種目の普及に努めながら、関係機関との連携のもとで、各種スポーツ大会等への参加を支援します。	維 持
99	点字・録音図書の貸し出し〔中央図書館〕 視覚障害等により活字を読むことが困難な人に、点字図書・録音図書の貸出を行います。また、希望する図書等の点訳や音訳を行います。	維 持
100	障害者の文化活動への支援〔生涯学習課、文化推進室〕 公民館等の施設において、障害者に学習活動の場を提供し、作品発表の機会を設けるなど障害者の文化活動を支援します。	維 持
101	学習機会の充実〔生涯学習課〕 障害者の学習機会を充実するため、障害者を対象とした講座の開設などに努めます。	維 持
102	学習・文化活動の場の環境整備〔生涯学習課〕 出入口のスロープの設置や通路の改善、点字ブロックや障害者トイレの整備・充実など、学習活動の拠点となる公民館等の施設のバリアフリーを推進します。	維 持
103	精神障害者の社会復帰の支援〔障害福祉課、疾病対策課〕 精神障害者の社会復帰を促進するため、社会復帰相談指導事業「ソーシャルクラブ」を実施するとともに、自主グループ活動、精神障害者や支援者が集う地域交流会、地域の当事者の会等を支援します。 なお、「ソーシャルクラブ」は、利用期限を最長3年間と定め、その間に卒業後について検討し、障害福祉サービス事業所の紹介など、本人の状況に応じた支援を行います。	維 持

4-3 障害者の外出支援と移動手段の確保

【取組みの方向性】

障害者が安全で快適に移動し、その活動範囲を広げられるよう、円滑に利用できる交通環境の整備と障害の特性に応じた移動手段の確保に努めます。

また、福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成等、今後も障害者の社会参加を支援します。

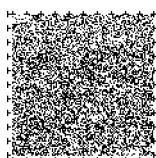
【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
104	公共交通機関の利便性向上〔都市交通対策室〕 障害者や高齢者を含め、誰もが安全・安心・快適に移動できる交通環境を整備するため、ノンステップバスの導入支援や駅施設におけるホームドアの設置等、公共交通施設のバリアフリー化を推進します。	維 持
105	補助犬の普及促進〔障害福祉課〕 障害者の自立と社会参加を促進するため、県で実施している補助犬（耳の不自由な人のための聴導犬、体の不自由な人のための介助犬、目の不自由な人のための盲導犬）のPRに努めます。	維 持
106	公共料金の割引等の周知〔障害福祉課〕 障害者の外出を支援するため、国もしくは県の施策に基づいて民間事業者が実施している割引制度（公共交通機関の割引制度）の周知に努めます。	維 持
107	福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成〔障害福祉課〕 重度心身障害者の外出機会の拡大を図るため、重度心身障害者にタクシー利用料金又はガソリンの自動車燃料費の一部を助成します。	拡 充

■地域生活支援事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
108	移動支援事業〔障害福祉課〕 単独での移動が困難な障害者に外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。また、生活圏の拡大を図るため、車いすに乗ったまま乗車できるリフト付自動車の貸出を行います。 ※介護給付費や介護保険法のサービスが優先されます。	維 持
109	社会参加促支援〔障害福祉課〕 障害者の就労や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得費及び自動車改造費を助成します。	維 持



基本施策5 保健・医療体制の充実

現 状

アンケート調査によると、現在の生活で困っていることや不安に思っていることとして、「自分の健康や体力に自信がない」が最も多くなっており、健康面への心配があることがわかります。生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送るため、毎日の健康づくりに取組むための支援が重要です。

近年、社会生活環境の変化によるストレス等から、心の健康を損なう人が増えています。うつ病をはじめとした精神疾患は年々増加しており、国においても、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病に精神疾患を加えた5大疾病として取組みを強化しています。また、心の病も初期の段階で発見し治療することが必要ですが、心の病の理解が十分でないため、早期の受診に結びつきにくくなっています。本市では、精神保健福祉に関する普及啓発として、こころの健康講座やうつ病家族教室、統合失調症家族教室などを開催しています。

また、病気などによる中途障害者も増えており、がん検診などの成人を対象とした健康診査や生活習慣病の予防などを通じて、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めることも重要です。

一方、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むためには、安心して医療機関を受診できる環境を整備することも重要です。市内の医療機関は、概ね整備されていると考えられます。市立医療センターは、地域の中核病院として、小児・周産期・救急医療などの機能を担うことが期待されています。

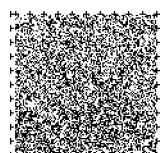
また、本市では障害の種別や程度に応じて、重度心身障害者医療費や自立支援医療費の支給などにより、負担軽減に取り組んでいます。

課 題

生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図るために、引き続き川口市健康・生きがいづくり計画に基づき、ライフステージを通じた健康づくりを推進することが必要です。特に、精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかりうる病気であることを認識するため、心の健康づくりに関する知識の普及・啓発が重要です。

一方、アンケート調査からは、健康面で心配なこととして、知的障害者は「医師や看護師に症状をうまく伝えられないこと」と回答した人が4割を超えており、障害者がいつでも安心して医療機関を受診できる環境づくりが求められています。

また、心身に重度の障害のある人が身近な地域での生活を可能とするため、本人や家族に対する支援を充実するとともに、保健・医療・福祉など関係機関相互の連携を強化することが必要です。



今後の取組み

5-1 保健活動の充実

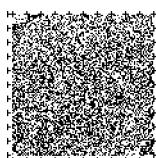
【取組みの方向性】

生涯にわたって健康を保持し、いきいきと活力ある生活を送れるよう、障害の初期の段階で、障害を軽減するためのサービスの利用促進と精神的な支援が受けられる体制の充実を図ります。

【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
110	精神保健福祉に関する講座等の開催〔障害福祉課、疾病対策課〕 精神保健福祉に関心のあるかたを対象に、うつ病、統合失調症、ひきこもり等のこころの疾病に関して、誰でも学べるわかりやすい「こころの健康講座」を実施します。 また、統合失調症やうつ病の患者さんを持つ家族を対象に、疾病について正しく理解し、ご家族自身が元気になるための「家族教室」を実施します。	拡 充
111	がん検診事業の推進〔地域保健センター〕 「がん」は死因の第一位を占め、今後の高齢化により、その数はさらに増えて行くことが予測されます。発病者の中には呼吸器や消化器等に機能障害をもち、日常生活を制限される場合もありますので、早期発見・早期治療に結びつくようがん検診事業の推進に努めます。	拡 充
112	ポピュレーションアプローチの推進〔地域保健センター〕 本市では、心疾患で亡くなる方が国や県に比べ高い傾向にあり、あわせて若年の方の生活習慣関連疾患（脳血管疾患や糖尿病）の割合も高くなっています。肢体不自由や心臓・じん臓などの機能障害等をもって生活する市民が増加しないためにも、健康生活の維持向上のための情報提供や各種講座などを開催し、啓発に努めます。	維 持
113	障害者歯科の健診〔障害福祉課〕 川口歯科医師会と連携を図りながら、対象となる障害者通所施設に訪問し、歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健指導を実施します。	維 持
114	失語症者支援事業及び地域自主グループへの支援〔地域保健センター〕 脳卒中や事故の後遺症、脳腫瘍などのため、言葉に障害のある人とその家族のため、「ことばのリハビリ教室」を実施します。 また、言葉に障害のある当事者の地域自主グループからの要請に基づき、健康相談等へ保健師の派遣を行います。	維 持
115	精神保健福祉連絡協議会の充実〔障害福祉課〕 精神障害者保健福祉の具体的な施策の研究・検討等を行う「川口市精神保健福祉連絡協議会」の活動が活発に行えるよう、教育関係機関等との連携の強化に努めます。	維 持



5-2 医療体制の充実と経済的負担の軽減

【取組みの方向性】

障害者が、地域においていつでも安心して医療機関を受診することができるよう、医療体制を充実するとともに、保健・医療・福祉等の連携により、障害の特性に応じたきめ細かな支援体制の整備を進めます。

また、医療費が過重なものとならないよう、障害者に対する各種医療費助成制度による負担軽減に努めます。

【推進事業】

■一般事業

(医療体制の充実)

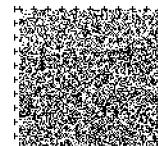
事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
116	高齢者保健医療の推進〔高齢者保険事業室〕 後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の人と、65歳から74歳で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人であり、後期高齢者医療制度の医療給付を受けることができます。今後も障害のあるかたへ、健康保険加入の選択肢の一つとして、周知に努めます。	維 持
117	周産期医療体制の充実〔医療センター庶務課〕 川口市を中心とした埼玉県南部地域の基幹病院、地域周産期母子医療センターとして、周産期医療、小児医療の充実を図ります。小児科、新生児集中治療科、小児外科、脳神経外科、眼科、リハビリテーション科などとの連携、また関係医療機関との連携を取りながら、ハイリスク新生児・小児の発育発達のフォローアップ、障害の早期発見、リハビリテーションを推進していきます。	維 持
118	重症心身障害者への支援〔障害福祉課〕 医療的ケアの必要な重症心身障害者が地域での生活を継続できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、訪問看護や日中活動の場、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援事業などのサービス基盤の充実、医療機関との連携を図ります。	維 持

(経済的負担の軽減)

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
119	重度心身障害者医療費の助成〔障害福祉課〕 重度心身障害者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。なお、現物給付の実施に伴う医療費の増大を抑制するため、適正受診の啓発に努めます。	維 持

■自立支援給付

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
120	自立支援医療の推進〔障害福祉課〕 心身の障害を除去・軽減するため、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）費を支給し、負担軽減を図ります。	維 持



基本施策6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

現 状

障害者が地域で安心して暮らすためには、道路や公共施設などの都市施設が誰にとっても使いやすく整備されていることが大切です。しかし、意見交換の場において、公共交通機関や点字ブロックへの意見・要望がありました。

本市では、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」や、平成21年7月に策定した川口市バリアフリー基本構想を基に、公共交通機関、道路、路外駐車場、公園施設、建築物の一体的なバリアフリーの整備を進めていますが、引き続きバリアフリーに取組むことが重要です。

一方、障害者を含めて誰もが安心して生活を送るためには、災害時要援護者に配慮した防災対策や、障害者が犯罪や事故に巻き込まれないような対策を進めることができます。

本市では、川口市地域防災計画に基づき市の災害対策を強化し、災害時に要援護者の避難先となる福祉避難所の指定に取り組んでいます。また、災害時に支援が必要な障害者・高齢者などが市に登録した情報を地域の民生委員・児童委員や自主防災組織などに提供し、実際に災害が起きたときに、その登録情報をもとに安否確認や避難支援活動などを行う「避難行動要支援者登録制度」の実施や、ひとり暮らしの重度身体障害者に対し、急病や災害時に迅速かつ適切な対応をするための緊急通報システムの導入を行っています。

一方、防犯対策については、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、防犯教室、防犯キャンペーンなどの啓発活動や自主防犯組織の育成などに取り組んでいます。

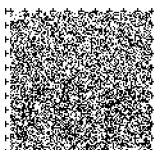
課 題

意見交換会の意見からも、市内の道路は安全で円滑な通行に、まだ十分対応できていない状況があります。今後も、すべての人の使いやすさをめざすユニバーサルデザインの思想を広めながら、障害の特性によって個々に異なる不自由ができるだけ解消できるよう、障害者の声を反映したまちづくりを着実に進めていく必要があります。また、公共施設等のバリアフリーや放置自転車対策などの課題にも引き続き取り組む必要があります。

大規模災害が発生した際には、障害者や家族のみで、あるいはサービス提供事業者等の支援者のみで避難や避難生活に対処することは、難しい状況となることが想定されます。障害者やその家族、支援者等が孤立することなく、地域で助けあえる体制を整備することが必要です。そのためには、障害者やその家族、支援者等も地域の防災関係者等と顔の見える関係づくりを進め、地域の防災に積極的に関わることが重要です。

また、小・中・高等学校等の避難所での避難生活が困難な災害時要援護者の受け入れを行う福祉避難所を指定するとともに、食料や飲料水、防災資機材等の備蓄、受け入れ訓練の実施、災害時の支援者の確保等の検討を行う必要があります。災害時における障害者への情報提供についても、障害の特性に応じた提供方法を検討する必要があります。

障害者が地域で安心して暮らすため、犯罪や事故に巻き込まれないよう、障害者の状況に対応した取組みを一層充実する必要があります。



今後の取組み

6-1 バリアフリーのまちづくりの推進

【取組みの方向性】

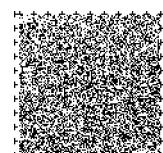
障害の有無に関わらず、すべての人々が不自由なく日常生活を過ごすことができ、平等に社会参加することができるよう、バリアフリーのまちづくりを総合的に推進します。

また、年齢、性別、国籍、障害の有無などさまざまな個性や特性をお互いに認めあいながら、誰もが利用しやすいように配慮したユニバーサルデザインの思想を広めます。

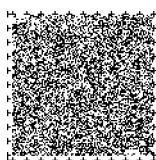
【推進事業】

■一般事業

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
121	バリアフリー法・福祉のまちづくり条例に基づいた施設づくりの推進〔建築安全課〕 障害者等の住みよいまちづくりを推進するため、バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例に定める基準に基づくまちづくりを推進します。 また、対象建築物におけるバリアフリー法の利用円滑化基準及び認定による利用円滑化誘導基準の達成や埼玉県福祉のまちづくり条例における整備基準の達成のための施策に取り組みます。	維持
122	川口市バリアフリー基本構想に基づく整備の推進〔都市計画課〕 障害者を含めて、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備を進めるため、学識経験者、障害者団体等の関係者からなる協議会を設置し、川口市バリアフリー基本構想に基づき、計画的に公共交通機関、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の一体的なバリアフリー整備を推進します。	拡充
123	歩道の整備・改善〔道路建設課〕 歩道の整備及び既存歩道のバリアフリー化を推進し、誰もが通行しやすい、安全で快適な歩道環境の整備を行います。	維持
124	歩道における障害物の除去〔道路維持課〕 障害者や高齢者が通行しやすいように、歩道における違法駐車、違法看板や商品陳列、放置自転車等の解消に努めます。	維持
125	公園施設の整備・改善〔公園課〕 公園の出入り口の段差の切り下げ、スロープの設置などを推進し、障害者や高齢者が気軽に利用し、憩える公園の整備や改善を図ります。	拡充
126	うるおいのある水辺環境の創出〔河川課〕 河川改修にあたって、水辺に近づけるようにスロープを設置するなど障害者の利用に配慮した親水空間の整備を推進します。	維持



事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
127	土地区画整理事業の推進〔各土地区画整理事務所〕 土地区画整理事業の施行にあたって、歩道の段差解消、点字ブロックの設置のほか、地区内に通過車両を入りにくくすることにより、障害者や高齢者に配慮した道路配置に努めます。	維 持
128	おもいやり駐車場制度の促進〔都市計画課〕 公共施設や民間のスーパー等の出入り口付近に、障害者等に配慮して設置されている障害者等専用駐車スペースを施設管理者との協定締結により「おもいやり駐車場」として定め、障害者や妊産婦等に利用証を交付し、適正利用を図るとともに利用マナーの啓発を促進します。	維 持



6-2 防災・防犯対策等の充実

【取組みの方向性】

障害者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、防災・防犯対策の充実や消費者被害の未然防止を通して、障害者の安全・安心を確保するための取組みを推進します。

【推進事業】

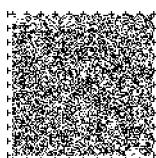
■一般事業

(防災対策)

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
129	福祉避難所の整備〔防災課、障害福祉課〕 災害時に小中学校や高等学校等の指定避難所での生活を送ることが困難な障害者などを受入れる福祉避難所を、地域防災計画に位置づけ、安心して避難生活を送れる環境を整備します。	拡 充
130	避難行動要支援者登録制度の充実〔長寿支援課、障害福祉課〕 災害時に支援の必要な障害者等を把握するため、「避難行動要支援者登録制度」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備を推進します。 また、平常時から要援護者と接している民生委員・児童委員や消防団、自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係者とも連携を図ります。	拡 充
131	災害時の支援体制づくりの推進〔防災課、障害福祉課〕 障害の特性に配慮した備蓄品の整備や避難支援などを関係機関と協力し、障害者の災害時の支援体制を充実します。	拡 充
132	自主防災組織の育成〔防災課〕 町会・自治会を単位とした自主防災組織の結成促進及び防災リーダーの育成を行い、自主防災組織が災害時に地域の障害者、高齢者等の安否確認と避難誘導が行えるよう啓発するとともに、災害時における市と地域住民との円滑な協力体制を確立します。 また、障害者も参加した防災訓練を各地で実施し、地域で助けあう体制づくりを促進します。	拡 充
133	緊急通報システムNET119の推進〔指令課〕 聴覚や言語に障害のあるかたでシステムの利用を希望される場合に、事前に登録することで、自身の携帯電話のインターネット接続機能を利用して119番通報が行える本システムの利用を促進します。	拡 充
134	緊急通報システム事業の推進〔長寿支援課、障害福祉課〕 緊急時にボタンを押すだけで市が委託する民間の受信センターにつながり、状況に応じて消防に通報、救急要請などを行います。また受信センターには24時間看護師等が常駐し、健康相談や生活相談に応じ、定期的に電話による安否確認なども行います。	維 持
135	既存建築物耐震改修補助事業の推進〔建築安全課〕 戸建住宅及び共同住宅に加え、平成26年度より緊急輸送道路閉塞建築物、さらに平成29年度より一定規模以上の建築物にも補助事業の対象を拡大し、国の補助制度を活用した既存建築物の耐震改修事業を進めます。	維 持

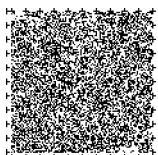
(防犯対策、交通安全)

事業番号	事業名〔担当課〕・事業概要	方 向 性
136	防犯対策の充実〔防犯対策室〕 犯罪被害を防止するため、防犯カメラの設置及び青パトの配備を進めるとともに、防犯教室、防犯キャンペーンなど啓発活動の実施や町会等自主防犯組織への支援を行い、地域における防犯活動の充実を図り、警察との連携のもとで、障害者を含め誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	維 持
137	交通安全思想の普及〔交通安全対策課〕 障害者や高齢者の交通事故防止を図るため、市民に対し交通ルールの遵守と交通弱者に配慮したマナーの向上などの普及啓発に努めます。	維 持



第5期川口市障害者自立支援福祉計画

第1期川口市障害児福祉計画



第6章 サービス必要量の見込み

※本章では、主に「障害者自立支援福祉計画」及び「障害児福祉計画」における障害福祉サービス等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保の方策等を定めます。

1 平成32（2020）年度の目標値

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を推進するため、国の第5期障害福祉計画に係る基本指針や県の方針を踏まえ、平成32（2020）年度末における目標値を次のとおり設定します。

また、設定した目標値の達成に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者など、今後サービスの利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図り、地域生活への移行に必要となるサービスを具体的に見込みます。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

[国の基本指針]

障害者の高齢化・重度化の状況等を踏まえ、平成32（2020）年度末には、

- ・平成28年末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行
- ・施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減

国の基本指針に即して、施設入所から地域生活への移行を推進するため、第5期計画では平成32（2020）年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定しました。

本市において福祉施設に入所している人は、平成28年度末現在で325人となっており、平成32（2020）年度末までに地域生活に移行する人数を入所者数の9%（30人）とし、目標を設定しました。なお、平成32（2020）年度末時点の施設入所者数（定員）については、地域生活が困難な人が多数入所まちをしている状況から、削減目標は設定しません。

また、地域生活への移行後に、再度入所することなく、地域で暮らし続けることができるよう、グループホームなど生活の場の確保・充実に努めるとともに、適切な地域生活支援に取り組みます。

項目	目標値（H32）	設定方針
地域生活移行者数	30人	平成28年度末時点の施設入所者数（325人）の9%
施設入所者数	一人	

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

[国の基本指針]

平成32（2020）年度末には、

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム⁵⁵の構築を目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者などとの重層的な連携による支援体制を構築する必要があります。

項目	目標
協議の場の設置	川口市自立支援協議会と川口市精神保健福祉連絡協議会において、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に向けて検討していきます。

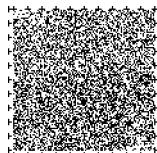
(3) 地域生活支援拠点等の整備

[国の基本指針]

- ・平成32（2020）年度末には、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、支援体制の構築が求められています。本市では、国の基本指針を踏まえ、地域の社会資源を最大限に利用しながら、希望する場所で暮らし続けられるよう、地域にある複数の機能を活用する面的整備型を整備し、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり）強化を、川口市自立支援協議会を活用して取り組んでいきます。

項目	目標値（H32）	設定方針
地域生活支援拠点等	1か所	国の基本指針



⁵⁵ 高齢者が住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを切れ目なく利用することができるしくみのこと。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

[国の基本指針]

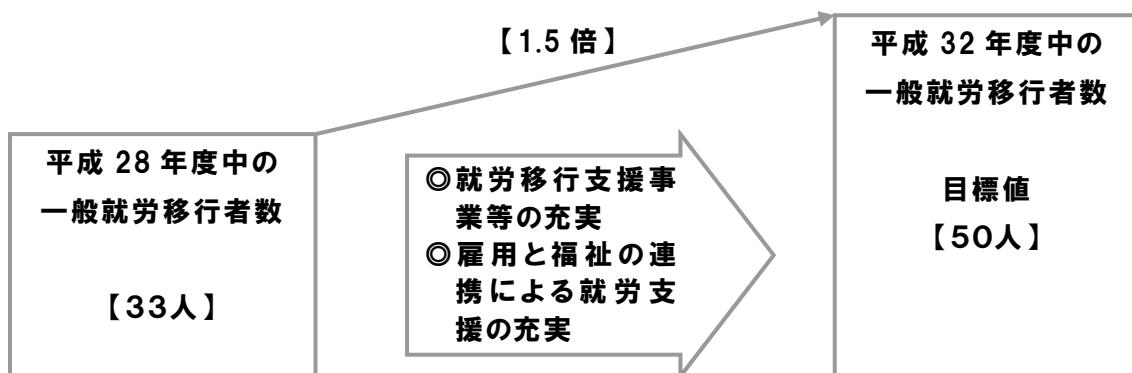
福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた平成32（2020）年度中の一般就労移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とする。そのため、

- ・平成32（2020）年度末の就労移行支援事業利用者数を平成28年度末の2割以上増加
- ・平成32（2020）年度末の就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所が全体の5割以上
- ・各年度の就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上

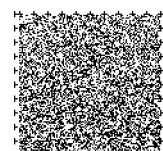
国の基本指針では、平成32（2020）年度中における福祉施設から一般就労への移行者を平成28年度実績の1.5倍、県でも同様とする方針が示されています。

本市においては、平成28年度の実績として福祉施設から一般就労へ33人が移行しており、第5期計画においては平成32（2020）年度の一般就労移行者数を平成28年度末の1.5倍である50人と設定し、公共職業安定所や福祉施設との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の達成をめざします。また、就労移行支援事業利用者数も同様に平成28年度末の1.2倍である172人に設定しました。就労移行率については、本市の場合、12ある事業所（平成29年11月時点）のうち、3割以上を達成している事業所が5か所であることから、国の基本指針を踏まえ3割以上の事業所を全体の5割とします。職場定着率についても、国の基本指針を踏まえ、8割とします。

また、障害者の一般就労への移行を促進するため、障害者等への理解の促進を図ります。



項目	目標値 (H32)	設定方針
福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	50人	平成28年度実績（33人）の1.5倍
就労移行支援事業利用者数	172人	平成28年度実績（143人）の1.2倍
就労移行率3割以上の事業所数	全体の5割	国の基本指針



就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	8割	国の基本指針
--------------------------	----	--------

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

[国の基本指針]

重層的な地域支援体制の構築を目指し、平成32（2020）年度末までに

- ・児童発達支援センターを1か所以上設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所を1か所以上設置

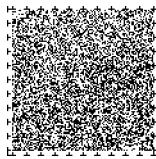
平成30年度末までに

- ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

国の基本指針では、障害児への重層的な支援体制の構築や医療的ケアが必要な重症心身障害児への対応が求められています。

本市では、障害児支援の提供体制の確保等に努めていきます。

項目	目標
児童発達支援センター設置数	わかゆり学園で就学前の知的障害児等を家庭から通園させ、児童の特性及び身体状況に応じ日常生活及び社会適応のための指導を行っています。
保育所等訪問支援事業所設置数	わかゆり学園で専門の児童指導員や保育士が、保育所などを訪問することで、障害のある児童や施設職員に対して、障害のある児童が集団生活に適応するための支援を行っています。
児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所設置数	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所を設置できるよう検討を行います。
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	川口市自立支援協議会こども部会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置できるよう検討を行います。

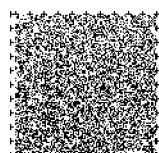


2 目標達成のためのサービス体系

平成32(2020)年度までの目標値を達成するためのサービス体系は、次のとおりです。

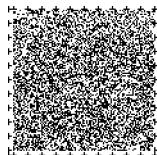
(1) 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）

1 訪問系サービス	1-01 居宅介護（ホームヘルプ） 1-02 重度訪問介護 1-03 同行援護 1-04 行動援護 1-05 重度障害者等包括支援
2 日中活動系サービス	2-01 生活介護 2-02 自立訓練（機能訓練） 2-03 自立訓練（生活訓練） 2-04 宿泊型自立訓練 2-05 就労移行支援 2-06 就労移行支援（養成施設） 2-07 就労継続支援（A型） 2-08 就労継続支援（B型） 2-09 就労定着支援 2-10 療養介護 2-11 短期入所（福祉型、医療型）
3 居住系サービス	3-01 自立生活援助 3-02 共同生活援助（グループホーム） 3-03 施設入所支援
4 相談支援サービス	4-01 計画相談支援 4-02 地域移行支援 4-03 地域定着支援
5 障害児サービス	5-01 児童発達支援 5-02 医療型児童発達支援 5-03 放課後等デイサービス 5-04 保育所等訪問支援 5-05 居宅訪問型児童発達支援 5-06 障害児相談支援 5-07 医療的ケア児コーディネーター配置



(2) 市が行なうことが定められているサービス（地域生活支援事業）

- 01 理解促進研修・啓発事業
- 02 自発的活動支援事業
- 03 相談支援事業
- 04 成年後見制度利用支援事業
- 05 成年後見制度法人後見支援事業
- 06 意思疎通支援事業
- 07 日常生活用具給付等事業
- 08 手話奉仕員養成研修事業
- 09 移動支援事業
- 10 地域活動支援センター
- 11 専門性の高い意思疎通支援事業
- 12 その他の事業（任意）
 - ・日常生活支援
 - ・社会参加支援



3 サービス必要量の見込みと確保方策

(1) 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）

本市は、平成32（2020）年度の目標値の達成に向けて、過去のサービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成30年度から平成32（2020）年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めています。

なお、本計画で位置づける「サービスの見込量」は、計画期間内での「目安」となる指標です。そのため、仮に計画期間中にサービスの利用が伸びて実績値が見込量を超えた場合でも、サービスの利用や事業者の新規開設等を制限することはありません。

1) 訪問系サービス

訪問系サービスでは、平成27年度と平成29年度を比較した場合、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用が増加傾向となっています。なお、重度障害者等包括支援については現在利用がない状況です。

平成30年度から平成32（2020）年度の見込量は、平成27年度から平成29年度のサービスの利用状況を勘案し、見込量を算出しました。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

在宅で介護を必要とする人にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③ 同行援護

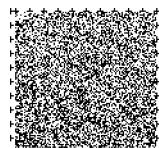
視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

重度の障害により介護を必要とする人に、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。



■訪問系サービスの見込量（月間）

サービス種別	第4期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第5期川口市障害者自立支援 福祉計画見込量			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
	①居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	11,984	11,451	11,520	11,589	11,658
②重度訪問介護	人数	515	534	555	575	595	615
	時間	5,500	6,202	6,939	7,659	8,379	9,099
③同行援護	人数	12	14	16	18	20	22
	時間	1,042	996	1,184	1,255	1,326	1,397
④行動援護	人数	63	69	77	84	91	98
	時間	1,829	2,023	2,247	2,456	2,665	2,874
⑤重度障害者等 包括支援	人数	63	76	79	82	85	88
	時間	0	0	0	0	0	0
⑥重度障害者等 包括支援	人数	0	0	0	0	0	0

(注) 実績値は、各年10月利用分。

【訪問系サービスの確保方策】

障害者が適切なサービスが受けられるよう、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、きめ細かな介護者への支援と質の高いサービスの提供に取り組みます。

また、相談支援事業所やヘルパー事業所の連携を強化するとともに、サービス更新時のアセスメント⁵⁶の実施など、適切なサービス利用の調整について取り組みます。

2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、平成27年度と平成29年度を比較した場合、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型）、短期入所（福祉型、医療型）が増加傾向となっています。

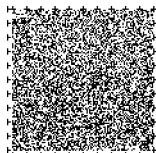
平成30年度から平成32（2020）年度の見込量は、平成27年度から平成29年度のサービスの利用状況を勘案し、見込量を算出しました。

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練（機能訓練）

障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な機能訓練を行います。



⁵⁶ ある事象を客観的に評価すること。評価に当たっては客観的な評価基準（行動、言動、態度など）を設定して、それらが基準を満たしているかといった観点で評価を行う。

③ 自立訓練（生活訓練）

障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

④ 宿泊型自立訓練

障害者に、居室等の設備を利用した、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。

⑤ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する障害者に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

⑥ 就労移行支援（養成施設）

視覚障害者に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の国家資格を取得することを目的にサービスを提供します。

⑦ 就労継続支援（A型）

一般企業への就労が困難な障害者に働く場を提供するとともに、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

⑧ 就労継続支援（B型）

A型と同じ趣旨で支援を行いますが、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた支援が提供されます。

⑨ 就労定着支援

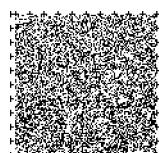
一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを提供します。

⑩ 療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を行います。

⑪ 短期入所（ショートステイ）：福祉型、医療型

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。



■日中活動系サービスの見込量（月間）

サービス種別		第4期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第5期川口市障害者自立支援 福祉計画見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①生活介護	人日分	14,569	15,078	15,733	16,315	16,897	17,479
	人数	717	778	794	810	826	842
②自立訓練 (機能訓練)	人日分	209	143	128	130	130	130
	人数	13	11	12	12	12	12
③自立訓練 (生活訓練)	人日分	399	338	322	325	325	325
	人数	23	20	17	17	17	17
④宿泊型自立 訓練	人日分	421	369	400	400	400	400
	人数	17	13	14	14	14	14
⑤就労移行支援	人日分	2,395	2,454	2,720	2,883	3,046	3,209
	人数	143	144	152	157	162	167
⑥就労移行支援 (養成施設)	人日分	0	0	0	5	5	5
	人数	0	0	0	1	1	1
⑦就労継続支援 (A型)	人日分	954	1,856	2,644	2,800	2,900	3,000
	人数	45	95	133	150	160	170
⑧就労継続支援 (B型)	人日分	11,039	10,684	10,909	11,134	11,359	11,584
	人数	599	622	616	625	634	643
⑨就労定着支援	人数	—	—	—	60	60	60
⑩療養介護	人日分	1,405	1,486	1,518	1,575	1,632	1,689
	人数	46	48	49	50	51	52
⑪短期入所 (福祉型)	人日分	598	789	844	899	954	1,009
	人数	94	145	150	155	160	165
⑪短期入所 (医療型)	人日分	24	27	38	45	52	59
	人数	4	6	7	9	11	13

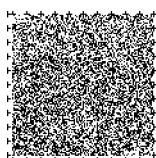
(注) 1 実績値は、各年10月利用分。

2 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}

【日中活動系サービスの確保方策】

地域での居場所が確保できるように、安定したサービスの提供を図るとともに強度行動障害、医療的ケア等の高度なサービスを提供することができる事業所の確保に取り組みます。

また、川口市自立支援協議会日中活動部会において、本市の実情に合った就労支援のあり方を検討しながら、府内における関係部局での連携とともに、川口市障害者就労支援センターの活用をはじめとする関係機関や就労支援事業所とのネットワークづくりに引き続き取り組みます。



3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）の利用が増加しています。平成30年度から平成32（2020）年度の各サービスの見込量は次のとおりです。

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

介護を必要としない障害者に対し、夜間や休日に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

平成30年度から平成32（2020）年度の見込量は、平成27年度から平成29年度のサービスの利用状況やグループホームの入居希望者数を勘案し、見込量を算出しました。

③ 施設入所支援

在宅の生活が困難な障害者に対し、施設において夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成30年度から平成32（2020）年度の見込量は、施設入所が真に必要と判断される入所者数を加えた上、事業者動向を勘案して見込量を算出しました。

■居住系サービスの見込量（月間）

サービス種別		第4期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第5期川口市障害者自立支援 福祉計画見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①自立生活援助	人数	—	—	—	5	5	5
②共同生活援助 (グループホーム)	人数	208	235	256	277	298	344
③施設入所支援	人数	332	328	319	313	307	301

（注） 実績値は、各年10月利用分。

【居住系サービスの確保方策】

安心して生活していくために、住まいの場については、利用者の高いニーズがあります。利用者のニーズに合った質の高いグループホームの整備を推進していくとともに、通過型総合施設⁵⁷の研究、地域への移行促進に取り組みます。

また、当事者や家族の安心な地域生活を維持できるよう、緊急時の体制についても研究していきます。

⁵⁷ 一定期間の入所等による生活訓練を行い評価する機能と、退所後の地域生活をマネジメントする相談支援機能を併せ持つ施設。

4) 相談支援サービス

計画相談支援の利用人数が増加していますが、地域定着支援の利用はありません。平成30年度から平成32（2020）年度の各サービスの見込量は次のとおりです。

① 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整、モニタリングを行うものです。

平成30年度から平成32（2020）年度の見込量は、全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象にすることが目標であるため、その点を考慮して、見込量を算出しました。

③ 地域移行支援

施設入所者や退院可能な精神障害者が地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行います。

平成30年度から平成32（2020）年度の見込量は、施設入所者や退院可能な精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案し、見込量を算出しました。

③ 地域定着支援

単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人が、安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。

平成30年度から平成32（2020）年度の見込量は、単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人の状況を勘案し、見込量を算出しました。

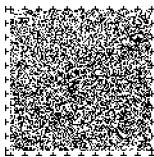
■相談支援の見込量

サービス種別		第4期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第5期川口市障害者自立支援 福祉計画見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 計画相談支援	人数	1,401	1,574	1,692	1,838	1,984	2,130
② 地域移行支援	人数	1	2	1	1	2	2
③ 地域定着支援	人数	0	0	0	0	0	0

(注) 計画相談支援、地域移行支援は毎年10月時点での支給決定者数としている。

【指定相談支援の確保方策】

関係機関との連携、アウトリーチによる支援に取り組み、サービス等利用計画の作成を必要とする人、家族の把握に努めます。



5) 障害児サービス

障害児サービスでは、平成27年度と平成29年度を比較した場合、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援が増加傾向となっています。

平成30年度から平成32（2020）年度の見込量は、平成27年度から平成29年度のサービスの利用状況を勘案し、見込量を算出しました。

① 児童発達支援

障害のある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

② 医療型児童発達支援

障害のある児童が医療に対応できる施設に通所することで、訓練と合わせて治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

通学中の障害のある児童を対象に、放課後や夏休み等について、生活能力向上のための訓練等を行います。

④ 保育所等訪問支援

専門の児童指導員や保育士が、保育所などを訪問することで、障害のある児童や施設職員に対して、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

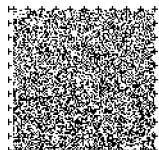
障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与等の支援を行います。

⑥ 障害児相談支援

障害のある児童が障害福祉サービスを利用する前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。

⑦ 医療的ケア児コーディネーター配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けるなかで、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を検討していきます。



■障害児サービスの見込量（月間）

サービス種別		第4期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第1期川口市障害児 福祉計画見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①児童発達支援	人日分	2,281	2,681	3,645	4,327	5,009	5,691
	人数	224	270	374	449	524	599
②医療型児童発 達支援	人日分	49	50	40	40	40	40
	人数	6	6	4	5	5	5
③放課後等ディ サービス	人日分	6,143	7,710	9,093	10,568	12,043	13,518
	人数	417	548	672	800	928	1,056
④保育所等訪問 支援	人日分	5	19	22	25	28	31
	人数	3	16	18	20	22	24
⑤居宅訪問型児 童発達支援	人日分	—	—	—	60	60	60
	人数	—	—	—	5	5	5
⑥障害児相談支 援	人数	120	188	283	365	447	529
⑦医療的ケア児 コーディネー ター配置	人数	—	—	—	0	1	1

(注) 1 実績値は、各年10月利用分。

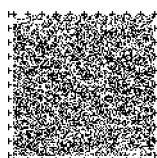
2 障害児相談支援は各年10月時点での支給決定者数としている。

3 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}

【障害児サービスの確保方策】

児童福祉法に基づき、障害児が安心して地域で生活していくために必要なサービスを関係機関と連携しながら提供します。

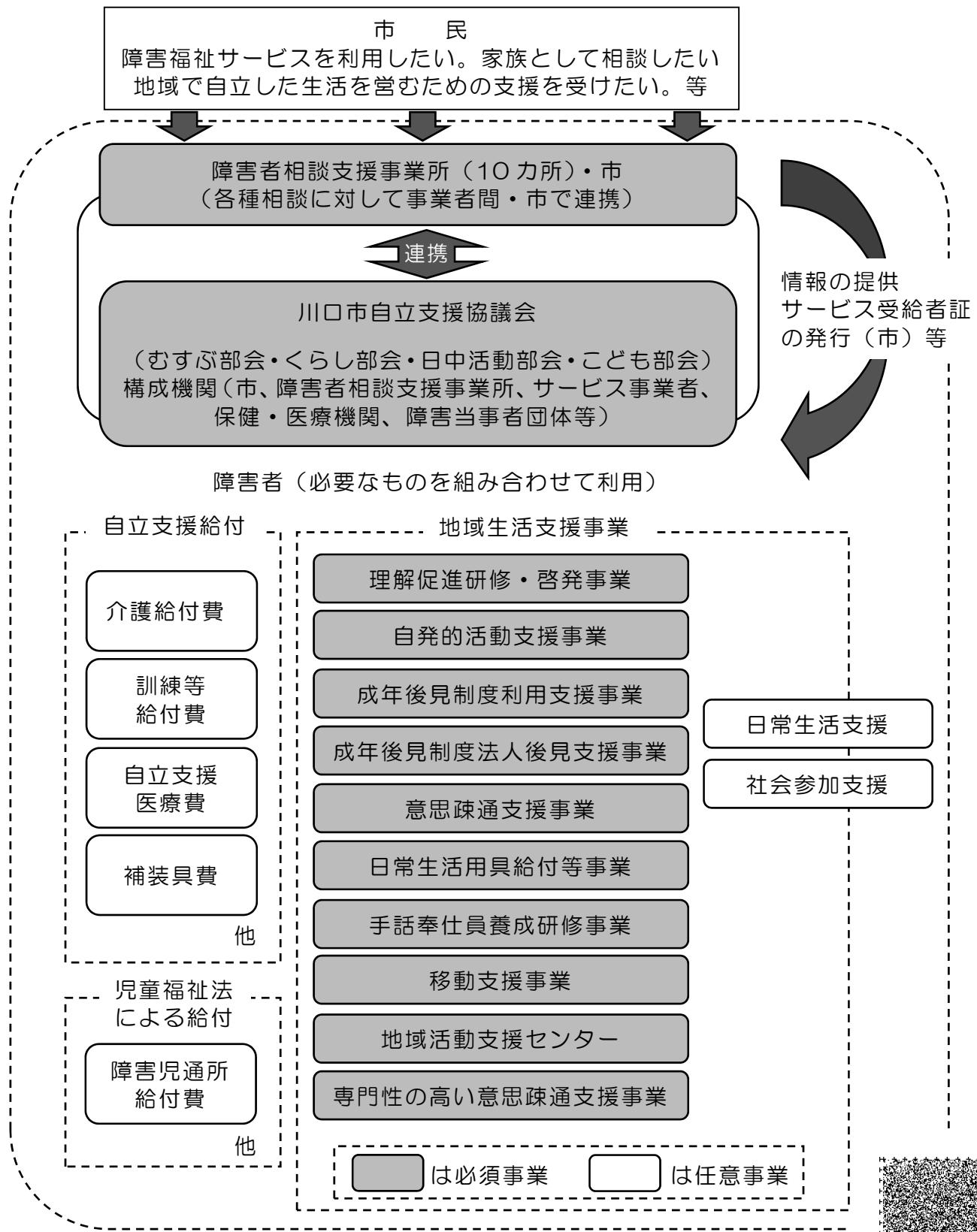
また、障害児サービスの周知を引き続き図るとともに、事業量の確保を行います。



(2) 市が行なうことが定められているサービス（地域生活支援事業）

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

相談支援事業を中心とする地域生活支援事業の提供体制



① 理解促進研修・啓発事業

障害者の「社会的障壁（バリア）」を解消するため、地域の住民を対象に、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

見込量は設定しません。

② 自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種の活動を支援します。

見込量は設定しません。

③ 相談支援事業

障害者が自立した生活を送れるよう、障害者の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。また、虐待の防止や早期発見のため、関係機関との連絡調整など、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うなど、10か所の障害者相談支援センターを中心に、関係事業所と連携しながら総合的・継続的に支援します。

各地区にそれぞれ1箇所の相談支援事業所を設置し、箇所数については維持することとしました。

④ 成年後見制度利用支援事業

身寄りのない重度の知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

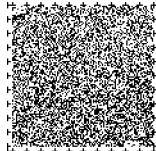
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することで、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

見込量は設定しません。

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業及び手話通訳者を設置する事業を推進します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。



⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、在宅中の重度障害者に対し、介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器等）、排せつ管理支援用具（ストマ装具等）等を給付又は貸与します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るために、手話でのできる市民の養成を行います。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

⑨ 移動支援事業

単独での移動が困難な障害者に外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。また、生活圏の拡大を図るため、車いすに乗ったまま乗車できるリフト付自動車の貸出を行います。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

⑩ 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会提供及び社会との交流を促進し、地域生活を支援するため、各地域に1か所ずつ設置するとともに、活動内容を充実し、きめ細かい支援を行います。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

⑪ 専門性の高い意思疎通支援事業

盲ろう者⁵⁸向け通訳・介助員養成研修事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施に向け検討していきます。

⑫ その他の事業（任意）：日常生活支援、社会参加支援

障害者を介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者の日中における活動の場を提供することにより、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行います。

市の情報を伝えるため、視覚障害者に対し、市の広報紙の点字訳・録音版を配布します。

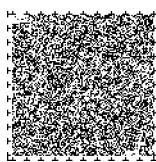
障害者の就労や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得費及び自動車改造費を助成します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

⁵⁸ 視覚障害と聴覚障害を併せ持つ人のことをいう。

■地域生活支援事業の見込量（年間）

		第4期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第5期川口市障害者自立支援 福祉計画見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
②自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③相談支援事業							
障害者相談支援事業	(実施箇所数)	10	10	10	10	10	10
基幹相談支援センター	(実施箇所数)	10	10	10	10	10	10
基幹相談支援センター等機能強化事業	(実施箇所数)	10	10	10	10	10	10
住宅入居等支援事業	(実施箇所数)	1	1	1	1	1	1
④成年後見制度利用支援事業	(延利用者数)	3	2	3	5	5	5
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
⑥意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	(延利用者数)	1,453	1,456	1,708	1,858	2,020	2,197
要約筆記者事業	(実利用者数)	38	50	50	58	67	78
手話通訳者設置事業	(実設置者数)	1	1	1	1	1	1
⑦日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	(給付件数)	31	18	20	35	35	35
自立生活支援用具	(給付件数)	68	75	83	92	101	112
在宅療養等支援用具	(給付件数)	58	65	72	80	89	100
情報・意思疎通支援用具	(給付件数)	72	78	84	91	98	106
排泄管理支援用具	(給付件数)	9,733	9,987	10,248	10,516	10,790	11,072
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	(給付件数)	7	13	17	20	24	29
⑧手話奉仕員養成研修事業	人数	2	2	2	5	5	5
⑨移動支援事業	(実利用者数)	402	432	464	498	536	575
	(延利用時間数)	48,353	49,278	50,221	51,182	52,161	53,159
⑩地域活動支援センター							
地域活動支援センター	(実施箇所数)	9	11	11	11	11	11
	(延利用者数)	21,151	21,927	22,000	22,440	22,889	23,347
⑪専門性の高い意思疎通支援事業							
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	-	-	-	0	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	-	-	-	0	1	1

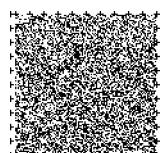


		第4期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第5期川口市障害者自立支援 福祉計画見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
⑫その他事業（任意）							
日常生活支援							
日中一時支援	(実施箇所数)	18	17	21	23	25	27
	(実利用者数)	108	101	121	130	138	147
社会参加支援							
広報紙点訳・録音	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自動車運転免許・改造助成	実施の有無	有	有	有	有	有	有

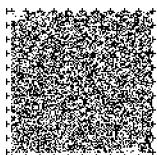
【地域生活支援事業の確保方策】

本市の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援事業に関わるサービス提供体制や、すべての障害に対応した、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。

障害者の理解促進、啓発や、自発的活動に対する支援だけでなく、相談支援体制、成年後見制度、意思疎通支援や移動支援等、市民生活を支える地域生活支援事業にきめ細やかに取り組んでいきます。



計画の推進体制



第7章 計画の推進のために

1 各主体の役割

計画を推進するにあたっては、障害及び障害者についての理解や社会的関心を高めるとともに、行政（市）、市民、学校、関係団体、福祉サービス事業者、企業などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

（1）行政（市）

市は、市民の総合的な福祉の向上をめざして、広範にわたる障害者施策を総合的に推進します。

そのためには、各主体の役割を踏まえ、地域における支えあい活動の条件整備に努め、行財政の効率的運営と執行体制を整備するとともに、障害者やその家族等のニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められます。

施策の展開にあたっては、障害者やその家族の視点に立った施策を展開します。また、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を提供し、市民の参加と協働に支えられた行政運営に努めます。

（2）市民

ノーマライゼーションの理念を社会に定着させるためには、市民一人ひとりが障害及び障害者に対して充分に理解を深め、心のバリアフリーを達成する必要があります。

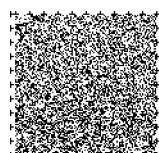
その上で、誰もが参加できる行事や地域活動の機会を確保するとともに、地域住民が互いに助けあう共助のしくみを整えるなど、障害者とその家族を地域の中で支援する取組みが重要です。

また、障害者自身の自立意識の向上も重要です。障害者が積極的に社会で活動する意欲を持ち、地域住民とともに問題を解決する努力も必要です。

（3）学校

障害への理解と認識を深め、思いやりのある豊かな心の育成を図るために、障害児理解教育、福祉教育、交流及び共同学習を推進し、ノーマライゼーション教育の充実に努める必要があります。

また、発達に配慮を要する児童生徒や障害のある児童生徒に対しては、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に發揮できる適切な教育を推進し、将来の社会参加と自立をめざしていくことが必要です。



(4) 関係団体

障害者関係団体に対しては、障害者とその家族の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営と障害者が孤立することなく社会参加できるように努めるとともに、活動に対する地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行うことが求められています。また、より多くの障害者関係団体が連携し、団体間で交流する活動に取り組むことが期待されます。

社会福祉協議会に対しては、市民の福祉意識の啓発やボランティアの育成・支援を行うとともに、障害者の権利擁護体制を充実し、障害者の自立と社会参加を支援することが求められています。また、地区社会福祉協議会や地域における福祉関係者、関係機関、関係団体と連携し、今後の地域福祉推進の中心的な役割を果たすことも期待されます。

(5) 福祉サービス事業者

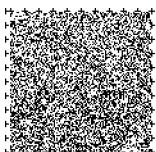
障害福祉サービスを提供する社会福祉法人などの事業者に対しては、利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスを引き続き提供するとともに、利用者本位の理念に基づき、サービスの質をさらに高める取組みが求められます。

また、行政（市）、社会福祉協議会などの関係機関とともに事業者相互の連携を強化し、各機能の相乗効果により地域全体の福祉環境を充実することも必要です。

(6) 企業等

障害者の経済的な自立と安定した生活を実現するためには、障害者の雇用をより一層促進するとともに、障害者の適性や能力に応じていきいきと働き続けられる職場環境づくりが求められています。

そのためには、市内に立地する企業等が地域社会の構成員であるとの認識を持ち、地域に貢献するという観点に立って、障害者の雇用のみならず、バリアフリーの推進などに取り組むことが、今後の大きな役割の一つとして期待されています。



2 計画を円滑に推進するための取組み

計画を円滑に、また効果的に推進していくために、以下のような取組みを推進します。

(1) 市民との協働体制の構築

計画に基づく施策の推進にあたっては、市民からの意見を積極的に取り入れ、ニーズへの対応を図ります。

◆広聴活動の充実

障害者福祉施策に関する市民意識を把握するため、障害の有無を問わず市民から意見を聴取します。

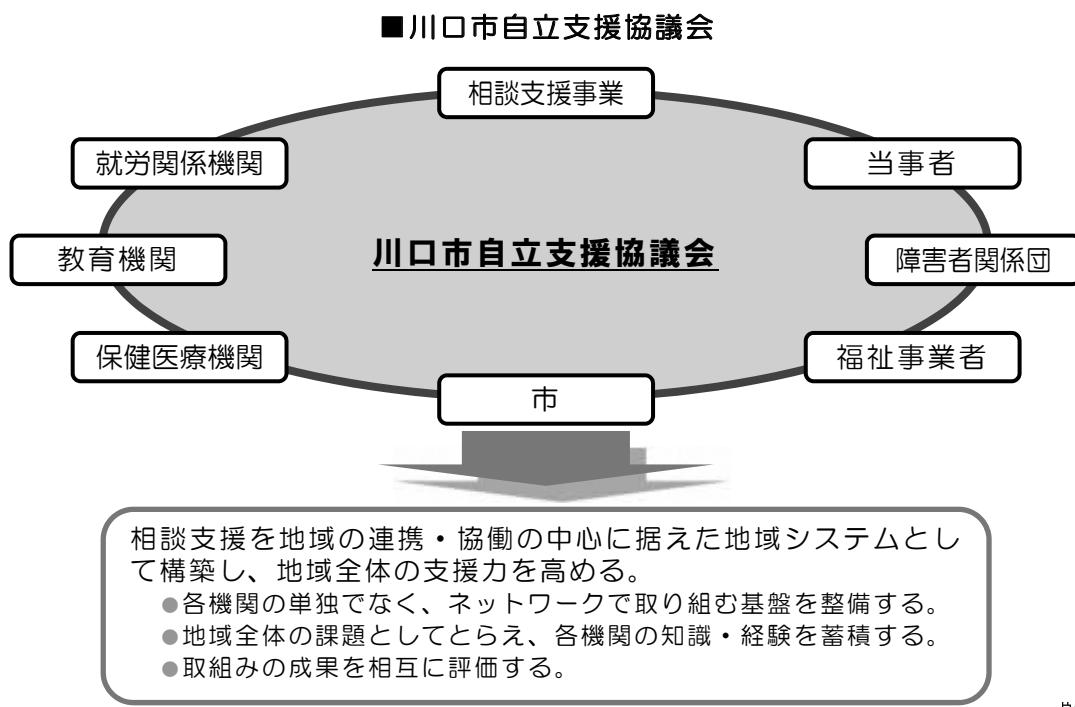
◆計画の評価・見直し

「P D C Aサイクル⁵⁹」に則った計画の推進を図るため、「川口市自立支援協議会」において、評価、達成状況の点検を行い、「川口市社会福祉審議会⁶⁰」に報告します。

また、自立支援協議会から本計画の達成状況の報告を受けて、その結果を毎年、市のホームページなどで公表します。

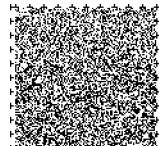
◆自立支援協議会による支援

障害者の個々のニーズに応じた適切な援助を行うために、10か所の相談支援事業所を中心に、市、教育、労働、医療、保健、福祉などの幅広い分野のメンバーで構成される「川口市自立支援協議会」において、関係機関が連携し総合的かつ継続的に支援を行います。



⁵⁹ Plan(計画)－Do(実行)－Check(点検)－Action(見直し)のサイクル。

⁶⁰ 社会福祉法第7条第1項により、社会福祉に関する事項を調査審議するために都道府県・政令指定都市・中核市に設置される機関。川口市が平成30年4月に中核市に移行することに伴い設置される。



(2) 連携体制の強化

庁内における関係部署が一体となって計画の推進にあたれるよう、庁内の連携を強化するとともに、密接な連絡調整を行います。

また、障害者に配慮した行政サービスを提供するため、職員一人ひとりが障害及び障害者に対する理解を深め、意識の醸成を図ります。

さらには、本計画を達成するため、国や県に対し財政上の措置・支援を要請するとともに、近隣市との協力のもとに施策を推進します。

◆保健・福祉施策の連携強化

障害福祉課と保健・福祉関係部署の連携を強化し、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた障害者支援の一層の充実を図ります。

また、障害者福祉施策の充実を図るため、職員研修等を通じて幅広い知識を習得し、職員一人ひとりの資質の向上に努めます。

◆国・県・他市町村における福祉施策の情報把握

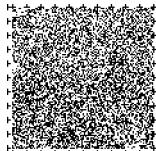
国や県の動向を的確に把握し、本市の施策推進に活かしていきます。また先進的な取組みを行っている自治体や団体についても、事業等の情報の収集に努めます。

◆国・県による支援策の検討と働きかけ

国や県に対し、障害者施策に関する制度の改善や財政措置の充実・強化を働きかけます。

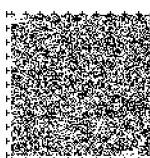
◆障害保健福祉圏域⁶¹における近隣市との連携

広域的に対応すべき施策に対しては、近隣都市と連携を図り、効率的かつ効果的に事業を実施します。



⁶¹ 埼玉県では、交通事情、地域の繋がり、東京都心からの距離及び生活圏などを考慮して、福祉、保健、医療の連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定している。川口市は蕨市、戸田市とともに南部圏域に属している。

資料編



資料編

1 川口市障害者福祉計画等策定委員会

(1) 川口市障害者福祉計画等策定委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法に基づく「障害者福祉計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害者自立支援福祉計画」（以下「計画」という。）について必要な事項を検討し、計画案を策定するための川口市障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画について必要な次の事項を検討し、これに基づき策定された計画案を市長に提言するものとする。

2 障害者福祉計画

- (1) 現状把握
- (2) 事業実施の現況
- (3) 事業実施の必要量の把握
- (4) 事業実施の設備目標の設定
- (5) その他、必要な事項

3 障害者自立支援福祉計画

- (1) 各年度における指定障害者福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保の方策
- (2) 地域生活支援事業の実施に関する事項
- (3) その他、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体・関係機関の代表
- (3) その他、特に市長が必要と認めるもの

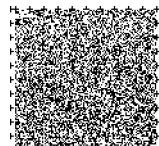
(委員の任期)

第4条 委員の任期は平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

資料
編



- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は市長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められたときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(報償)

第7条 委員には、別表に定める報償を支払う。但し、交通費は支給しない。

(幹事会)

第8条 委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 専門部会員は、委員会の所掌事務について、必要な情報資料を提供し、付託のあった事項について、調査研究し委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行に伴い、川口市障害者福祉計画策定委員会要綱及び川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会要綱を廃止する。

附 則

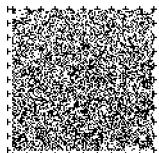
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

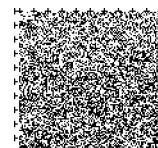
職名	報償の額（1回あたり）
委員長	7,800円
委員	7,200円



(2) 川口市障害者福祉計画等策定委員会 委員名簿

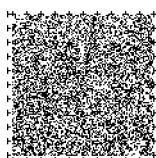
(敬称略)

区分	氏名	所属等	選出区分
委員	委員長 田中 恵美子	東京家政大学 人文学部 教育福祉学科	学識経験者 関係機関 障害者関係 団体 地域関係者
	副委員長 猪野塚 将	埼玉県南児童相談所 副所長	
	新谷 仁	一般社団法人川口市医師会 副会長	
	島袋 洋子	埼玉県川口保健所 副所長	
	櫻井 秀子	川口市立校長会 上青木小学校 校長	
	濱田 由範	川口公共職業安定所 統括職業指導官	
	山崎 豊	川口市内障害者施設運営団体連絡会 代表幹事	
	松本 哲	川口市自立支援協議会 (社会福祉法人みぬま福祉会理事)	
	森 豊	川口市社会福祉協議会 事務局長	
	小巻 喜一	一般社団法人川口市身体障害者福祉会 代表	
	吉田 優	社会福祉法人ひふみ会 理事長	
	西村 勝	川口市精神障害者の会(よつば) 会長	
	森田 かよ子	川口市障害難病団体協議会 理事	
	小谷 明美	公募委員	
	田辺 里子	公募委員	



(3) 検討経過

開催日時	議題	配布資料
第1回 平成29年 8月22日(火) 川口市役所 本庁舎2階 第3会議室	(1) 会議の公開について (2) 川口市障害者福祉計画等の策定について (3) 計画策定のスケジュールについて (4) アンケート調査・意見交換会の実施について (5) 現行計画施策・事業の進捗状況調査について (6) その他	• 資料1 委員名簿、川口市障害者福祉計画等の策定に向けて、スケジュール等 • 資料2 アンケート調査について • 資料3 進捗状況調査について
第2回 平成29年 11月8日(水) 川口市役所 議会棟3階 第3委員会室	(1) アンケート調査・意見交換会の結果について (2) 現行計画施策・事業の進捗状況の結果について (3) 次期計画について	• 障害福祉に関するアンケート調査報告書 (平成29年11月現在) • 資料1 障害福祉に関するアンケート調査(確定) • 資料2 「川口市障害者福祉計画等」策定のための意見交換会 実施結果 • 資料3 現行計画施策事業の進捗状況調査の結果について • 資料4 川口市における障害者の現状 • 資料5 (仮称) 川口市障害者総合福祉計画 構成案
第3回 平成29年 12月1日(金) 川口市役所 本庁舎2階 第3会議室	(1) 次期計画骨子(案)について	• 川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書 • 資料1 障害者施策推進の主要課題 • 川口市障害児者総合福祉計画(骨子案)
第4回 平成29年 12月26日(火) 川口市役所 本庁舎2階 第3会議室	(1) 次期計画(素案)について (2) パブリックコメントの実施について	• 川口市障害児者福祉計画(案) • 「第5章 障害者施策の総合的展開」差し替え版
第5回 平成30年 2月15日(木) 川口市役所 本庁舎2階 第3会議室	(1) 次期計画(案)について (2) パブリックコメントの結果について	• 資料1 川口市障害者福祉計画(案) • 資料2 新旧対照表 • 資料3 川口市障害者福祉計画等(素案)への意見募集結果 • 訪問系サービスの見込量(月間)



2 川口市障害者福祉計画等策定委員会専門部会

(1) 川口市障害者福祉計画等策定委員会専門部会要領

(設置)

第1条 川口市障害者福祉計画及び川口市障害者自立支援福祉計画（以下「計画」という。）の原案策定について、委員会に必要事項を情報提供し、委員会を補佐するための川口市障害者福祉計画等策定委員会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、計画について必要な次の事項を検討する。

- (1) 現状把握
- (2) 事業実施の現況
- (3) 事業実施の必要量の把握
- (4) 事業実施の設備目標の設定
- (5) 各年度における指定障害者福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保の方策
- (6) 地域生活支援事業の実施に関する事項
- (7) その他、必要な事項

(組織)

第3条 専門部会は委員21名以内をもって組織し、市職員のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画策定が完了するまでとする。

(部会長及び副部会長)

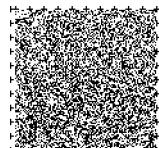
第5条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は福祉部長、副部会長は子ども部長とする。

- 2 部会長は会を総理し、会議の議長となる。
- 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会は部会長が招集する。

- 2 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会長は、必要があると認められたときは、外部を含む関係者・団体等の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。



(庶務)

第7条 専門部会の庶務は福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

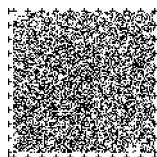
第8条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

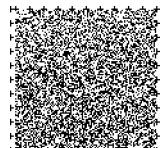
附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。



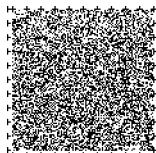
(2) 川口市障害者福祉計画等策定委員会専門部会 委員名簿

役職	氏 名	所属	職名
部会長	池田 誠	福祉部長	部長
副部会長	福田 亨	子ども部長	部長
委員	折原 隆弘	政策審議室（福祉健康担当）	政策審議員
	田口 哲	危機管理部 防災課	課長
	高山 久美子	市民生活部 協働推進課	課長
	林 敏夫	健康増進部 保健センター	次長（所長）
	野崎 豊	経済部 経営支援課	次長（課長）
	大塩 洋則	都市計画部 都市計画課	課長
	石井 広之	都市計画部 住宅政策課	次長（課長）
	西尾 幸高	都市計画部 建築安全課	次長（課長）
	新井 忠雄	都市整備部 都市整備管理課	次長（課長）
	沼口 靖	医療センター 庶務課	次長（課長）
	稻垣 雅世	生涯学習部 生涯学習課	課長
	大竹 伸明	学校教育部 指導課	次長（課長兼所長）
	小川 清	消防局 消防総務課	次長（課長）
	田村 秀子	福祉部 長寿支援課	課長



(3) 検討経過

開催日時	議題	配布資料
第1回 平成29年 8月16日(水) 人財育成センター 3階 セミナーホール	(1) 川口市障害者福祉計画等の策定について (2) 計画策定のスケジュールについて (3) アンケート調査・意見交換会の実施について (4) 現行計画施策・事業の進捗状況調査について (5) その他	• 資料1 次第、委員名簿、川口市障害者福祉計画等の策定に向けて、スケジュール等 • 資料2 各アンケート調査項目(案)、調査票(案) • 資料3 進捗状況調査について
第2回 平成29年 10月24日(火) 川口市役所 本庁舎2階 第3会議室	(1) アンケート調査・意見交換会の結果について (2) 現行計画施策・事業の進捗状況の結果について (3) 次期計画について	• 専門部会スケジュール • 資料1 障害福祉に関するアンケート調査(速報) • 資料2 「川口市障害者福祉計画等」策定のための意見交換会 実施結果 • 資料3 現行計画施策・事業の進捗状況調査の結果について • 資料4 川口市における障害者の現状 • 資料5 (仮称) 川口市障害者総合福祉計画 構成案
第3回 平成29年 11月27日(月) 川口市役所 本庁舎2階 第3会議室	(1) 「川口市障害者福祉計画(骨子案)」について	• 資料1 障害者施策推進の主要課題 • 川口市障害児者総合福祉計画(骨子案) • 障害福祉に関するアンケート調査報告書
第4回 平成29年 12月20日(水) 川口市役所 本庁舎2階 第3会議室	(1) 次期計画(素案)について (2) パブリックコメントの実施について	• 次期計画(素案)
第5回 平成30年 2月8日(木) 川口市役所 本庁舎2階 第3会議室	(1) 次期計画(案)について (2) パブリックコメントの結果実施について	• 資料1 時期計画(案) • 資料2 新旧対照表 • 資料3 川口市障害者福祉計画等(素案)への意見募集結果



3 用語解説

[ア]

アウトリーチ

英語で「手を伸ばす」ことを指し、相談やサービス利用の申し出等を自発的にしない人に対して、市等の公共機関が積極的に働きかけて支援をすること。

アセスメント

ある事象を客観的に評価すること。評価に当たっては客観的な評価基準(行動、言動、態度など)を設定して、それらが基準を満たしているかといった観点で評価を行う。

医療的ケア

法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。

[カ]

川口市社会福祉審議会

社会福祉法第7条第1項により、社会福祉に関する事項を調査審議するために都道府県・政令指定都市・中核市に設置される機関。川口市が平成30年4月に中核市に移行することに伴い設置される。

機能訓練

医療的リハビリテーションを終了した者を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用し実施するもの。

機能障害

著しい変異や喪失などといった、心身機能または身体構造上の問題のこと。

強度行動障害

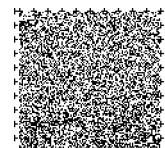
直接的な他害(噛み付き、頭突き等)や、間接的な他害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指す。

ケアマネジメント

生活ニーズに基づいたケアプランに沿って、さまざまなサービスを一体的・総合的に提供できるよう調整すること。

高次脳機能障害

病気や事故による脳の損傷により、注意力や集中力の低下、感情の抑制や簡単な動作がうまくできない、よく知っている道で迷うなどの症状が現れる障害。



合理的配慮

障害者権利条約第2条で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。実質的な機会均等を確保するために必要で適切な変更及び調整がないことを、障害者権利条約では「差別」であるとしている。

[サ]

支援籍

障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校又は学級以外に置く埼玉県独自の学籍である。

例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障害の状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。

支援費制度

従来の措置制度に代わり、平成15年4月から障害のある人自らがサービスを選択し、事業者・施設と対等な立場に立った契約によりサービスを利用する制度で、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とする。

児童福祉法

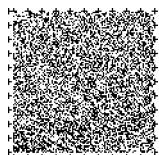
児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。平成28年6月の改正により、障害児福祉計画の策定が義務付けられた。

周産期

妊娠22週から出生後7日未満までの期間。合併症妊娠や分娩時の新生児死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。

重度障害者

重度身体障害者とは、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の障害を有する人、3級の障害を2つ以上重複している人を指す。重度知的障害者とは、知的障害者判定機関により知的障害者の程度が重いと判断された人を指す。



障害者基本法

身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律（平成5年施行）で、平成23年8月に大幅に改定された。

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律で、平成24年10月に施行された。

障害者権利条約

障害者的人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。平成18年12月に国連総会において採択され、平成20年5月に発効、日本は平成26年1月に批准した。

障害者雇用促進法

障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障害者週間

国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者基本法第9条第2項で、12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」と規定している。

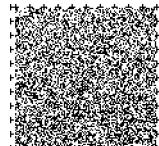
障害者自立支援法

身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類ごとに分かれていた障害者の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ充分なサービス提供を行うことにより、障害者がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律で、平成18年に施行された。平成25年4月からは障害者総合支援法に移行している。

障害者総合支援法

正式な名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成24年6月に制定された。従来の障害者自立支援法を一部改正した法律である。

障害者及び障害児等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等を総合的に行うこと、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。



障害者優先調達推進法

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図ることで、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした法律。平成25年4月に施行された。

障害保健福祉圏域

埼玉県では、交通事情、地域の繋がり、東京都心からの距離及び生活圏などを考慮して、福祉、保健、医療の連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定している。川口市は蕨市、戸田市とともに南部圏域に属している。

自立支援協議会

障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議で、具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障害福祉関係機関のネットワークづくり、障害福祉計画の進捗状況の評価などを行う。平成23年度までは「地域自立支援協議会」という名称だった。

身体障害

身体障害者福祉法に規定された、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能、またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの。

精神障害

統合失調症、うつ病などの気分障害、薬物・アルコールなどの依存症、パニック障害、不安障害、てんかん、認知症等のため、精神や行動における特定の症状を呈することによって、機能的な障害を伴っている状態をいう。

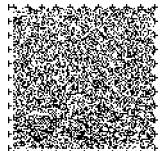
また、精神障害のため生活のしづらさを抱えている方を精神障害者という。なお、精神障害者には発達障害や高次脳機能障害も含まれる。

精神保健福祉士

平成9年に設けられた精神保健福祉領域の国家資格。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得をしている。

成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。



成年後見制度法人後見支援事業

障害者総合支援法に位置づけられた地域生活支援事業の一つで、成年後見制度に基づく法人後見活動を支援するため、同事業を実施する団体を対象として研修や組織構築の支援、専門職による支援などを行う。

ソーシャルスキル

社会生活を送る上で人との関係を確立し、円滑な人間関係を維持するスキル。

[タ]

地域移行

住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すことではなく、障害者が自ら選んだ住まいでの安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

地域生活支援拠点等

地域での暮らしの安心感を担保するために、緊急時の受入体制の確保やコーディネーターの配置等による地域の体制づくり等の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点又は地域における複数の機関が分担して機能を担う体制をいう。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを切れ目なく利用することができるしくみのこと。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などをを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置するもので、川口市では20箇所設置している。

知的障害

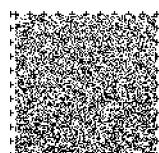
先天性または出生時ないし、出生後早期に脳髄に何らかの障害を受けているため、知能が未発達の状態に留まり、そのため学習、社会生活への適応が著しく困難な状態をいう。

通過型施設

指導、訓練をすることにより、円滑な社会への適応を図ることを目的とする施設。

通過型総合施設

一定期間の入所等による生活訓練を行い評価する機能と、退所後の地域生活をマネジメントする相談支援機能を併せ持つ施設。



通級指導教室

言語障害、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の児童生徒に対して、一人一人の児童生徒の障害に応じた特別の指導を行う教室。児童生徒は、各教科の指導は主として通常の学級で受け、必要な時間を通級指導教室に通う。

特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級。

特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られること」を目的とした学校。なお、旧盲学校、旧聾学校、旧養護学校は、平成19年4月1日から「特別支援学校」となっている。

特別支援教育コーディネーター

すべての小中学校で教員が指名され、学校内の関係者や外部との連絡調整、保護者への相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役など、各学校における特別支援教育の中的な役割を担う。

[ナ]

内部障害

心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓など体の内部の機能障害をいう。

難病

原因が不明で、治療方法も未確立で、かつ後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に入手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。「難病の患者に対する医療等に関する法律」等により、平成27年1月から新たな医療費助成制度が始まり、現在は330疾病が指定難病に指定されている。

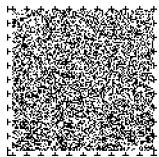
[ハ]

発達障害

発達障害者支援法第2条において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と規定されている。

発達障害者支援法

個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるよう発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにすることを目的とした法律で、平成17年4月に施行、平成28年に改正された。



ピアカウンセリング

ピアとは「社会的・法的に地位の等しい人、同等・対等者、同僚」の意。ピアカウンセリングは、同じ課題や問題、不安を共有している当事者自身がカウンセラーとなり、同じような立場や情況にある人に対し、相談援助活動を行うことをいう。主に、社会生活を営む上で必要とされる心構えや生活能力の習得に関する相談・助言、生活指導などを行う。

P D C A サイクル

Plan(計画)－Do(実行)－Check(点検)－Action(見直し)のサイクル。

福祉的就労

生産活動に参加することを目的として行う就労であり、労働法規が適用されないものを言う。ここでは賃金ではなく工賃が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められない。

放課後児童クラブ

保護者が就労等により屋間家庭にいない場合などに、指導員の下、小学校3年生までの児童に生活の場を提供するもの。「学童保育」とも呼ばれている。

ポピュレーションアプローチ

集団全体に働きかけことや環境整備を行うことにより、集団全体の健康障害のリスクを少しずつ軽減させ、よい方向にシフトさせること。

[マ]

免疫機能障害

ヒト免疫不全ウィルス（HIV）による免疫の機能の障害をいう。

面的整備型

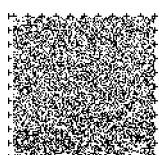
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく手法の一つで、地域において機能を分担して担う方法を「面的整備型」という。他に、上記の機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」がある。

盲ろう者

視覚障害と聴覚障害を併せ持つ人のことをいう。

モニタリング

社会福祉援助の実践の過程で、その実行状況を監視し点検すること。援助実践の内容や効果、課題の達成はできているか、利用者は満足しているかなどを定期的に吟味し見直しをする。



[ヤ]

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

[ラ]

ライフスキル

移動や買い物、福祉サービスの利用方法など生きていく術（すべ）のこと。

理学療法士

身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他運動を行わせたり、その他の物理的手段を加える理学療法を用いて、機能障害や能力障害を改善する専門家。

リハビリテーション

障害者の主体性及び社会的・経済的・精神的な自立をめざしていくという考え方。

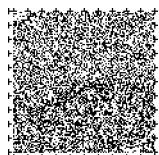
療育

心身に障害のある児童（障害児）に対し、適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら教育すること。

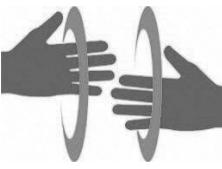
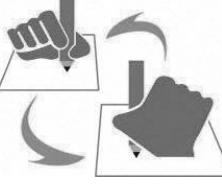
乳幼児期から学童期にかけては、基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、人間の成長過程でも最も重要な時期であり、その早い段階で障害を早期発見し、早期療育を行うことが、軽減・治癒の効果が高いとされている。

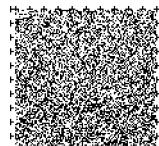
録音ディジー

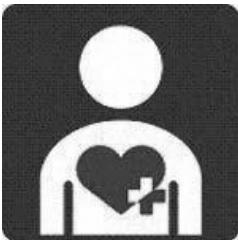
「ディジー（DAISY）」とはDigital Accessible Information SYstemの略で、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格の一つ。

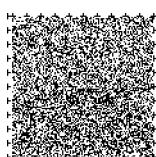


■ 障害者のシンボルマーク

シンボルマーク	(上段) マークの名称	マークの概要、使用方法など
	(下段) 関係団体・機関	
	障害者のための国際シンボルマーク	障害者が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、特に車イスを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。 このマークの使用や著作権については、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会で管理しています。
	財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	
	盲人のための国際シンボルマーク	世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。 横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタン見かけることがあります。この信号機は視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。
	世界盲人連合	
	聴覚障害者のシンボルマーク（国内：耳マーク）	聴覚障害を示す耳が図案化されたもので、左記の会などが提唱しています。 聴覚障害者は、障害そのものがわかりにくいため、「声をかけたのに返事をしない」と誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。「聞こえない」ことが相手にわかれれば、相手はそれなりに気配りをします。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こないことへの配慮を求める場合などに使用されています。
	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	
	手話マーク	全日本ろうあ連盟が作成したマークで、ろう者等から提示すると「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等での掲示は「手話で対応します」「手話でコミュニケーションできる人がいます」等の意味になります。
	一般財団法人全日本ろうあ連盟	
	筆談マーク	全日本ろうあ連盟が作成したマークで、筆談を必要としている人（ろう者等、音声言語障害者、知的障害者、外国人なども含む）が提示すると「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等での掲示は「筆談で対応します」等の意味になります。
	一般財団法人全日本ろうあ連盟	
	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からず人がいます。
	東京都保健福祉局障害者施策推進部計画課社会参加推進担当	ヘルプマークは、こうした人々が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるためのマークで、平成24年に東京都が作成しました。また、平成29年7月20日、JIS規格（日本工業規格）の図記号に追加され、全国共通のマークになりました。



シンボルマーク	(上段) マークの名称	マークの概要、使用方法など
	(下段) 関係団体・機関	
	「ハート・プラス」マーク	心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。
	内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会	身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からはわからないため、まだ社会に充分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。
	オストメイトマーク	オストメイト（人工肛門保有者・人工膀胱保有者）を示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。
	社団法人日本オストミー協会	なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。
	身体障害者補助犬（ほじょけん）啓発マーク	補助犬を啓発するために、補助犬を受入れる店の入口などに貼るマークです。
	厚生労働省 「いろんな場所で会おうね。ほじょ犬」	補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般的のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。
	身体障害者標識（四つ葉のクローバーマーク）	肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。
	各警察署 交通安全協会	
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。政令に定められている程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている人は、このマークを必ず表示しなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。
	各警察署 交通安全協会	



川口市障害者福祉計画

平成30（2018）年度～平成35（2023）年度

第5期 川口市障害者自立支援福祉計画

第1期 川口市障害児福祉計画

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度

平成30年3月

発行 川口市

編集 川口市福祉部障害福祉課

〒332-8601

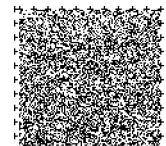
埼玉県川口市青木二丁目1番1号

TEL：048-258-1110（代表）

FAX：048-256-5650

川口市のホームページ

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/>





川口市